

第三期 取手市 子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

未来を担う世代を育むまち取手



令和7年3月

茨城県 取手市

第三期取手市子ども・子育て支援事業計画

～未来を担う世代を育むまち取手～策定にあたって

このたび、第三期取手市子ども・子育て支援事業計画
～未来を担う世代を育むまち取手～を策定しました。

策定に際しましては、子育て中の皆様にお願ひしたニース調査やパブリックコメントを通じ、多くのご意見を
いただくとともに、学識経験者、子育て支援者、保育・
教育関係者、子育て中の方々などに参画いただいている

「取手市児童福祉審議会」でご議論いただきました。

この場をお借りして、深く感謝申し上げます。市民の
皆様からいただいたご意見には、地域の皆様の子どもや

子育て支援への関心や期待の高さを改めて実感するとともに、子育て施策の充実に向け、
身を引き締めて取り組まなければならないと決意を新たにしております。

働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みは、生涯にわたり
自分らしく活躍できる選択が可能となりました。さらに、情報通信技術の進歩により
子育て世帯の働き方が大きく変化する中、子どもを取り巻く環境にも大きな影響が出
ています。

子育てをしている方やこれから子育てをしていく方々が、安心して子どもを産み育
てられる環境整備は、社会の責務であります。子育ては、一人で行うものではありません。
家庭の中だけでなく、地域や社会全体で支え合い、協力し合って取り組むこと
が大切です。

取手市は、都心へのアクセスもよく、自然が豊かな素晴らしいまちです。

将来を担う子どもたちが健やかに育ち、安心して暮らせる環境、子ども自身が持つ
才能や育つ力を十分に発揮できる環境整備が地域の使命だと考えています。

子どもは、家族にとっても、地域社会にとっても大きな可能性を持つかけがえのな
い存在であり、未来を創る力であり、希望です。温かく優しいまなざしで包み込み、
支えていける取手であるよう、引き続き、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いい
たします。

令和7年3月

取手市長 中 村 修



目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の法的根拠.....	2
第3節 計画の対象.....	2
第4節 計画の位置づけ.....	2
第5節 計画の期間.....	3
第6節 計画の策定体制.....	3
1. 子ども・子育て会議の設置.....	3
2. アンケート調査の実施.....	3
3. パブリックコメントの実施.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	4
第1節 統計でみる本市の状況.....	4
1. 人口の状況.....	4
2. 世帯の状況.....	7
3. 出生の状況.....	9
4. 婚姻の現状.....	10
5. 女性就業率の状況.....	12
第2節 市内の幼稚園・保育所等の状況.....	13
1. 幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園.....	13
2. 認可保育所（園）.....	13
3. 地域型保育事業（事業所内保育事業）.....	14
4. 認可外保育施設.....	14
5. 小学校.....	15
第3節 アンケート調査結果からみる子育て支援の現状.....	16
1. 調査の概要.....	16
2. 就学前児童保護者・小学校児童保護者の調査結果.....	17
3. 妊婦の調査結果.....	32
第4節 第二期計画における基本目標2・3の評価.....	37
1. 基本目標2「子育てにやさしい地域づくり」分野の評価.....	37
2. 基本目標3「子どもと親を育む環境づくり」分野の評価.....	39
第5節 現状と課題.....	41
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
第1節 計画の基本理念と基本目標.....	43
1. 基本理念.....	43
2. 基本目標.....	44

第2節 計画の体系.....	45
第3節 子ども・子育て支援新制度の全体像.....	46
第4節 取手市の教育・保育提供区域.....	47
1. 教育・保育提供区域の設定.....	47
2. 取手市における区域設定の考え方.....	47
3. 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の設定区域.....	49
第5節 取手市の児童数の将来推計.....	50
1. 市全域の人口推計結果.....	50
2. 市全域の児童数の推計結果.....	51
第4章 幼児期の教育・保育の提供体制の確保.....	52
第1節 教育・保育施設の現状と今後.....	52
1. 新制度における給付制度.....	52
2. 給付と認定.....	53
第2節 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	54
1. 1号認定・2号認定【3～5歳】.....	54
2. 3号認定【0歳、1歳、2歳】.....	55
第3節 こども誰でも通園制度の量の見込みと確保方策.....	56
第4節 教育・保育の一体的な提供の推進.....	56
第5節 産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援.....	57
第5章 地域子ども・子育て支援事業の展開.....	58
1. 延長保育事業.....	58
2. 一時預かり事業.....	59
3. 病児・病後児保育事業 （病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））.....	61
4. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）.....	63
5. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）.....	64
6. 地域子育て支援拠点事業.....	65
7. 利用者支援事業.....	66
8. 乳児家庭全戸訪問事業.....	67
9. 養育支援訪問事業.....	67
10. 妊婦健康診査.....	68
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【※4区域】.....	69
12. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）.....	76

13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	77
14. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	77
15. 子育て世帯訪問支援事業.....	78
16. 児童育成支援拠点事業.....	78
17. 親子関係形成支援事業.....	79
18. 産後ケア事業.....	79
19. 妊婦等包括相談支援事業.....	80
第6章 子育てにやさしい地域づくり.....	81
1. 地域における子育て支援体制の充実.....	81
2. 子育て家庭への経済的支援.....	83
3. 親・家庭・地域の教育力の向上.....	85
4. 要保護・要支援児童などへの対応の充実.....	86
5. 障害のある子どもの育ちの支援.....	88
6. 仕事と生活の調和が図れる社会の形成.....	90
「子育てにやさしい地域づくり」分野で進行管理する事業.....	91
「子育てにやさしい地域づくり」分野の成果指標と目標値.....	92
第7章 子どもと親を育む環境づくり.....	93
1. 母子保健・医療環境の充実.....	93
2. 思春期の心身の成長を支える環境の充実.....	95
3. 子どもの健全育成のための教育環境の向上.....	97
4. 親子が安心して暮らせる生活環境づくり.....	99
「子どもと親を育む環境づくり」分野で進行管理する事業.....	100
「子どもと親を育む環境づくり」分野の成果指標と目標値.....	101
第8章 第五次保育所整備計画.....	102
第1節 計画策定の趣旨.....	102
第2節 計画の位置づけと計画期間.....	102
1. 計画の位置づけ.....	102
2. 計画期間.....	103
3. 教育・保育提供区域の見直し.....	103
第3節 施設整備の具体的なスケジュール.....	104
1. 保育施設整備について.....	104
2. 現状と第五次の整備計画.....	104

第9章 計画の推進.....	107
1. 計画の周知・広報	107
2. 計画の推進体制	107
3. 計画の進行管理	109
資料編	110
1. 計画策定の経過	110
2. 諮問	114
3. 答申	115
4. 取手市児童福祉審議会設置条例	116
5. 取手市保育行政推進検討委員会設置要綱	118
6. 取手市児童福祉審議会委員名簿	119
7. 取手市保育行政推進検討委員会委員名簿	119

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の令和6年4月1日現在の総人口は105,981人、そのうち18歳未満の児童人口は12,671人で、令和2年の児童人口13,659人と比べると988人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感、非婚化、晩婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

国では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

令和6年6月には、児童手当法、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されました。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となりました。

本計画では、子ども・子育て支援法に定められている「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用に関する意向等を踏まえた提供体制の確保、その他この法律に基づく事業の円滑な実施に関する内容を定めることとなっています。この法定事業の多くは、妊婦、未就学児、小学生以下を対象とした事業で、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的とし、幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援に取り組むこととなっています。

本市では、令和元年度に策定した「第二期取手市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子どもや子育て支援についての関心と理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和6年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第三期取手市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を推進します。

第2節 計画の法的根拠

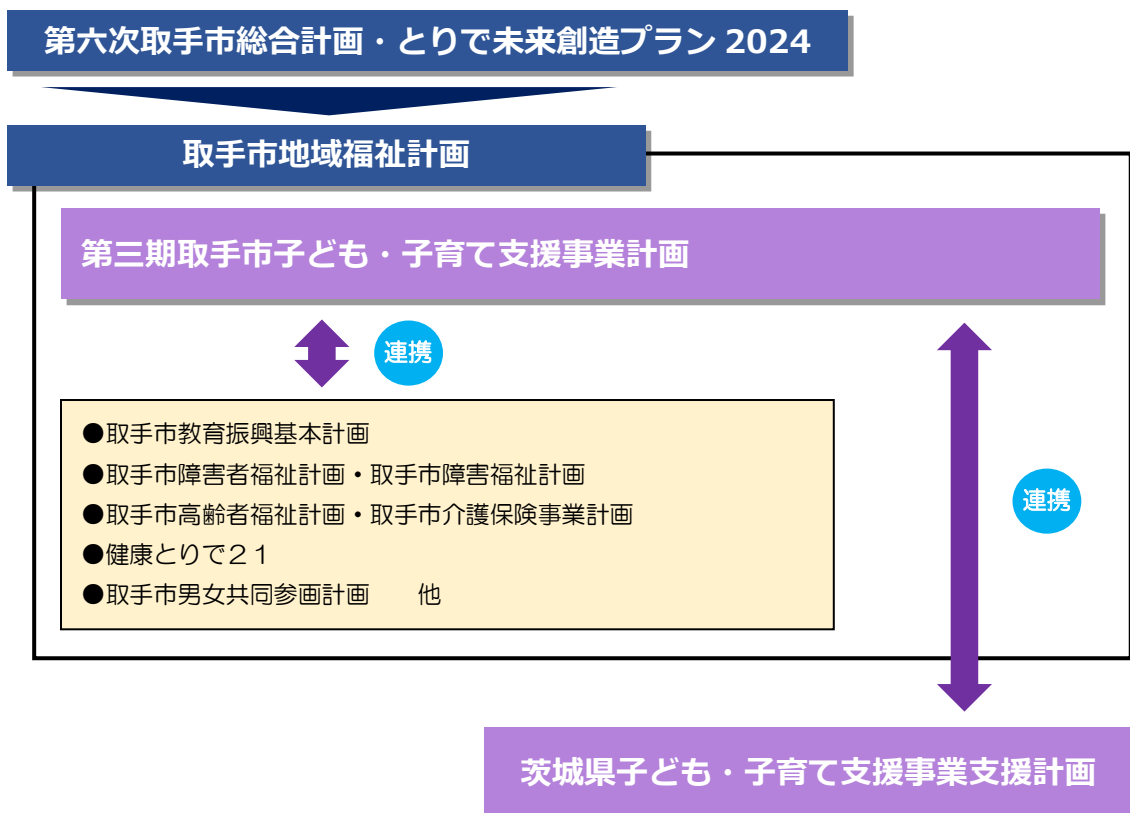
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。

第3節 計画の対象

本計画は、「概ね18歳未満の子どもや子育て家庭」を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

第4節 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第六次取手市総合計画・とりで未来創造プラン2024」をはじめ、「取手市地域福祉計画」、「取手市教育振興基本計画」、「取手市障害者福祉計画・取手市障害福祉計画」等の関連する計画との整合性を図るとともに、「母子保健計画」の内容も含めて策定しました。



第5節 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第二期取手市 子ども・子育て支援事業計画					第三期取手市 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し				見直し

第6節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本市においては、「取手市児童福祉審議会」を本市の「子ども・子育て会議」と位置づけ、子育て支援課が事務局を務める中で、審議会の委員各位に計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

2. アンケート調査の実施

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和5年12月22日から令和6年2月1日までを調査期間として実施しました。

3. パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和6年11月25日から12月24日までの期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計でみる本市の状況

1. 人口の状況

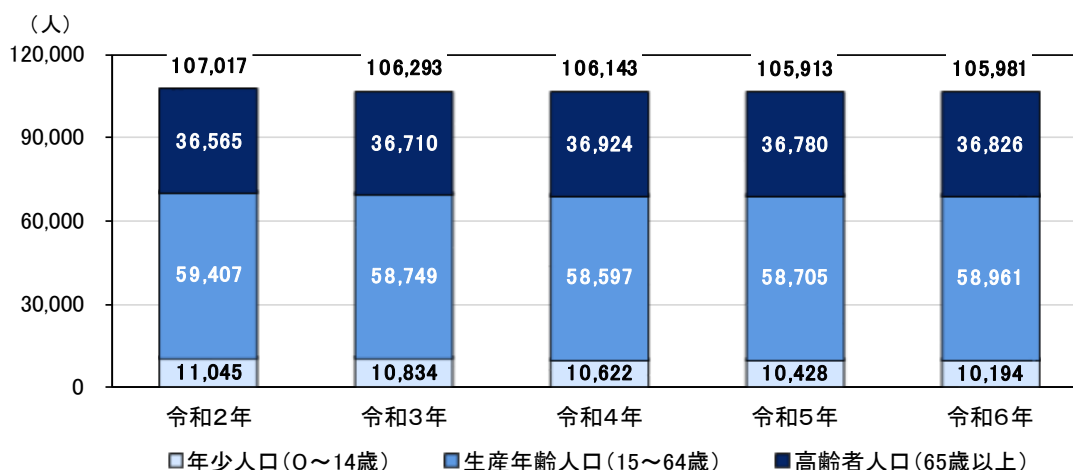
(1) 総人口と年齢階層別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年4月1日現在で 105,981 人となっています。

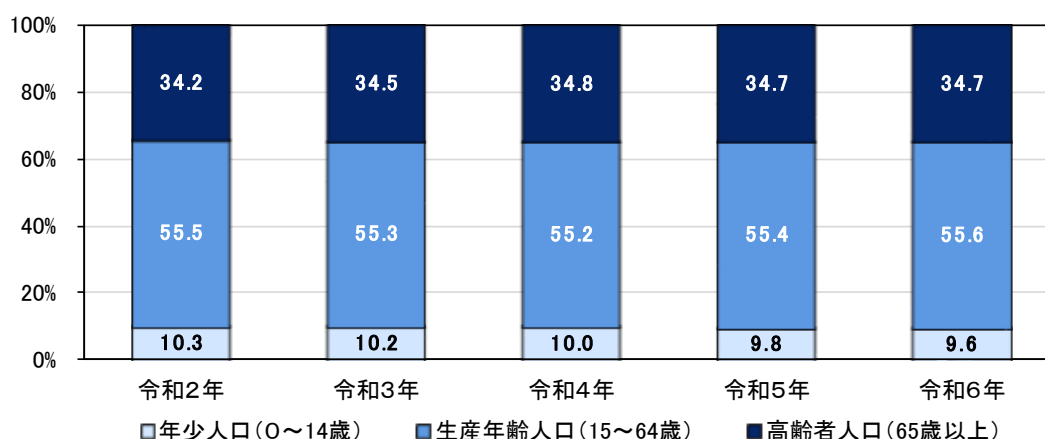
年齢階層別人口の推移をみると、高齢者人口（65 歳以上）及び生産年齢人口（15～64 歳）は増減を繰り返し推移している一方で、年少人口（0～14 歳）は減少傾向で推移しています。

年齢階層別人口の割合は、令和6年で年少人口が 9.6%、生産年齢人口が 55.6%、高齢者人口が 34.7%となっています。

〈総人口と年齢階層別人口の推移〉



〈年齢階層別人口の割合〉

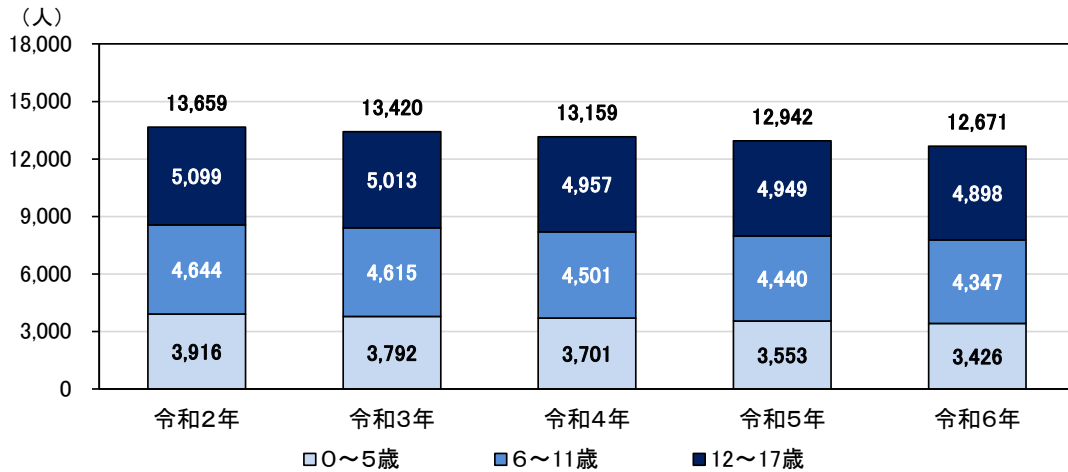


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

本市の児童人口（18 歳未満）は、減少傾向で推移し、令和6年で 12,671 人となっています。令和2年の 13,659 人と比べて 988 人の減少となっています。

〈児童人口の推移〉

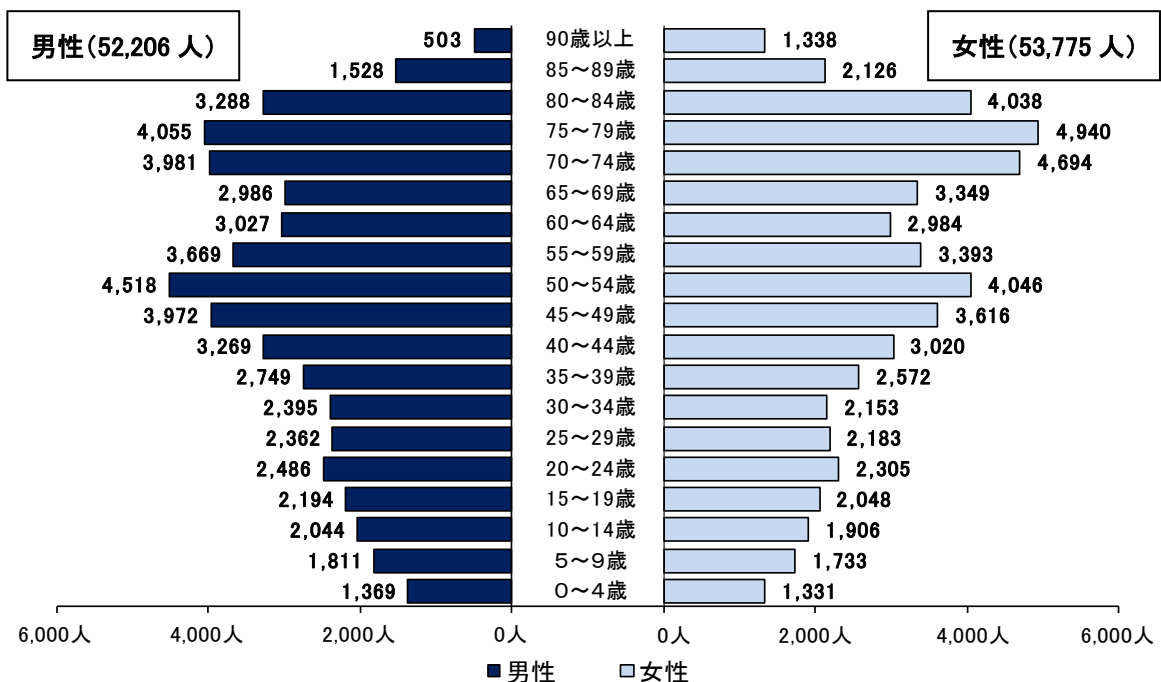


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 人口構成

本市の5歳階級別の人口構成は、70～79 歳の高齢者人口の占める割合が高く、その子ども世代である 45～54 歳の割合も高くなっています。人口構成の形が、いわゆる「つぼ型」を形成していることから、今後も、少子高齢化が進むことが予測されます。

〈令和6年4月1日現在の人口構成〉



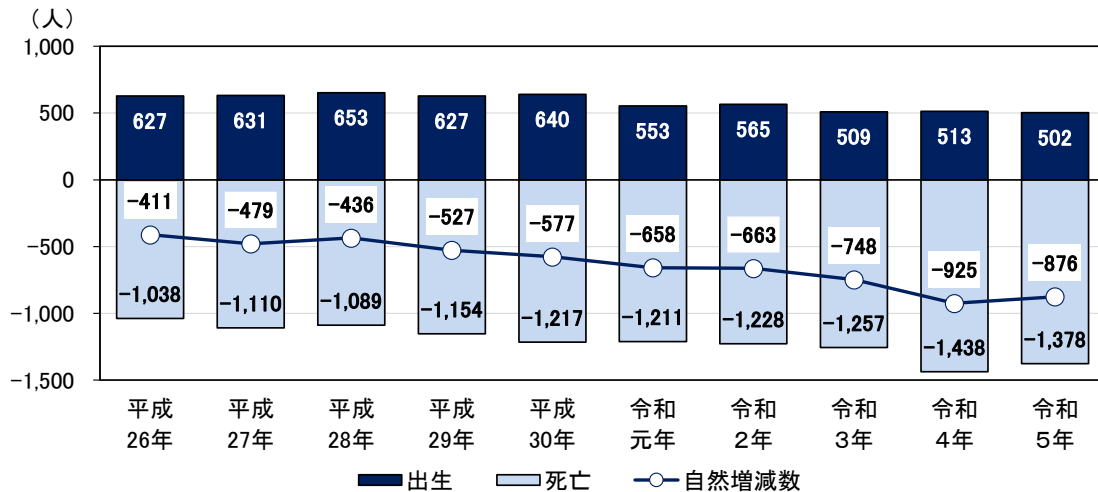
資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

(4) 自然動態・社会動態の推移

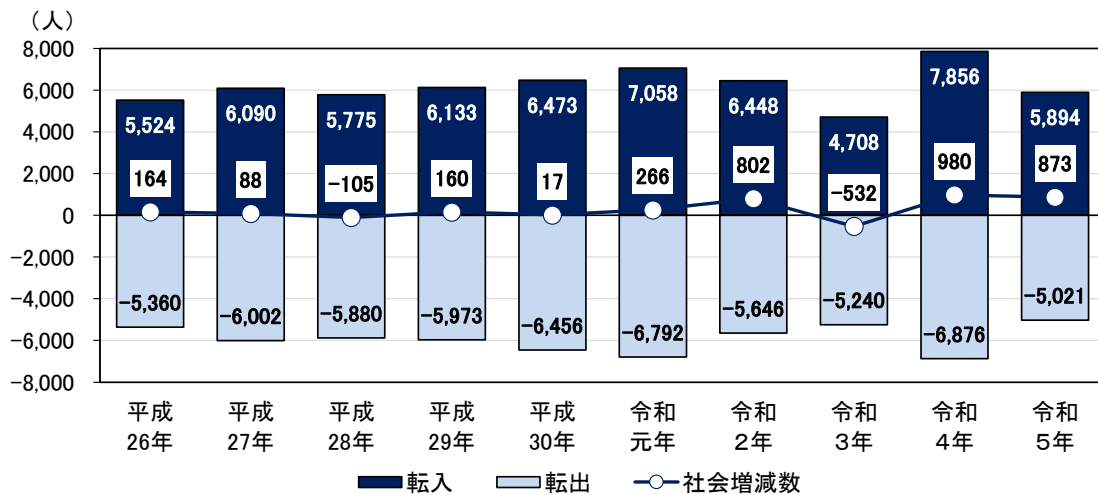
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、平成26年からマイナスで推移しており、令和5年には876人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成26年以降、プラスとマイナスを繰り返しながら推移しており、令和5年は873人のプラスとなっています。

〈自然動態の推移〉



〈社会動態の推移〉



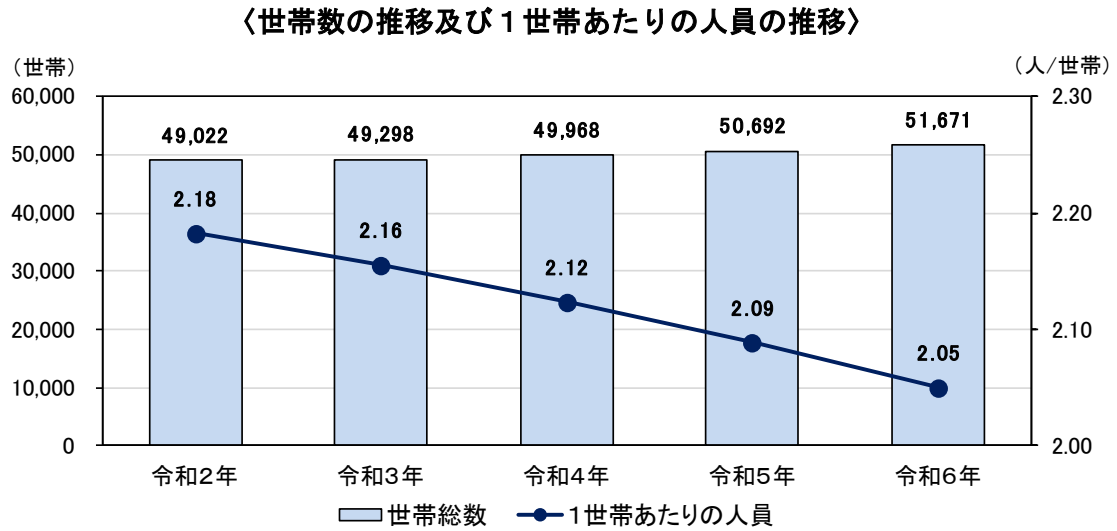
資料：茨城県常住人口調査

2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で51,671世帯となっています。令和2年の49,022世帯と比べて2,649世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少で推移し、令和6年は2.05人／世帯となっています。



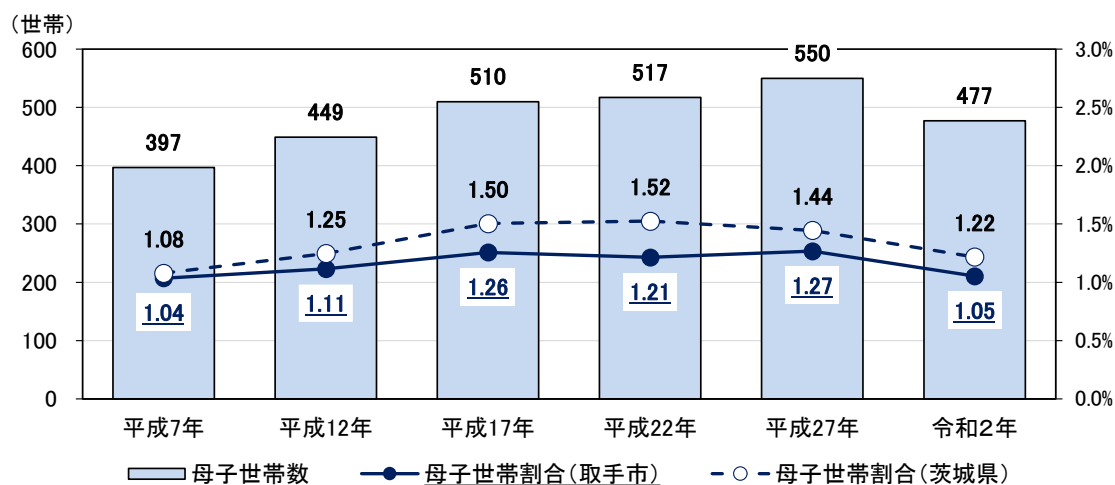
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 母子世帯数・父子世帯数の推移

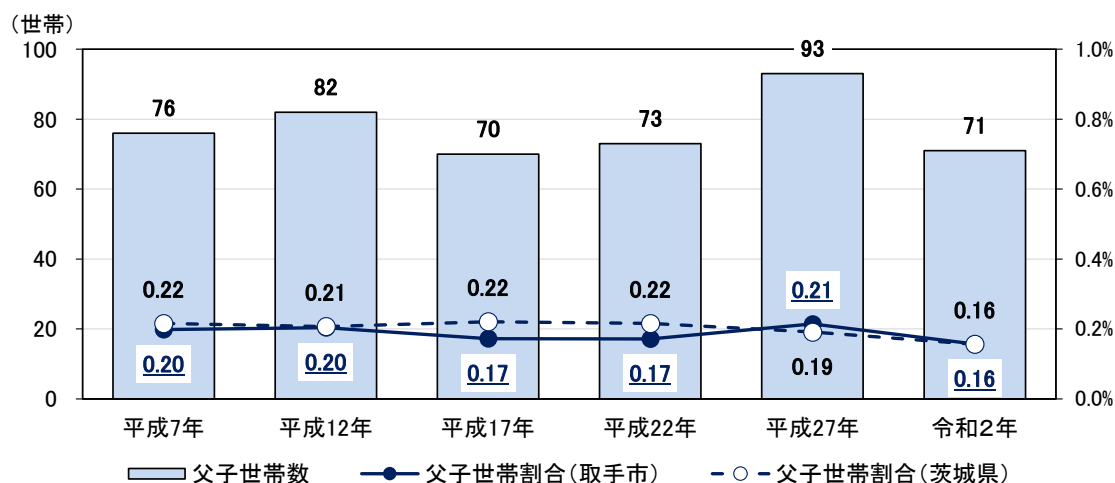
本市の母子世帯数は、令和2年で477世帯となっています。一般世帯数（※1）に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.05%となっています。平成7年以降、茨城県を下回る割合で推移しています。

本市の父子世帯数は、令和2年で71世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.16%となっています。平成7年以降で茨城県の父子世帯の割合を上回っているのは、平成27年のみとなっています。

〈母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合〉



〈父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合〉



一般世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
取手市	38,337	40,291	40,612	42,581	43,433	45,348
茨城県	920,513	983,817	1,029,481	1,086,715	1,122,443	1,181,598

資料：国勢調査

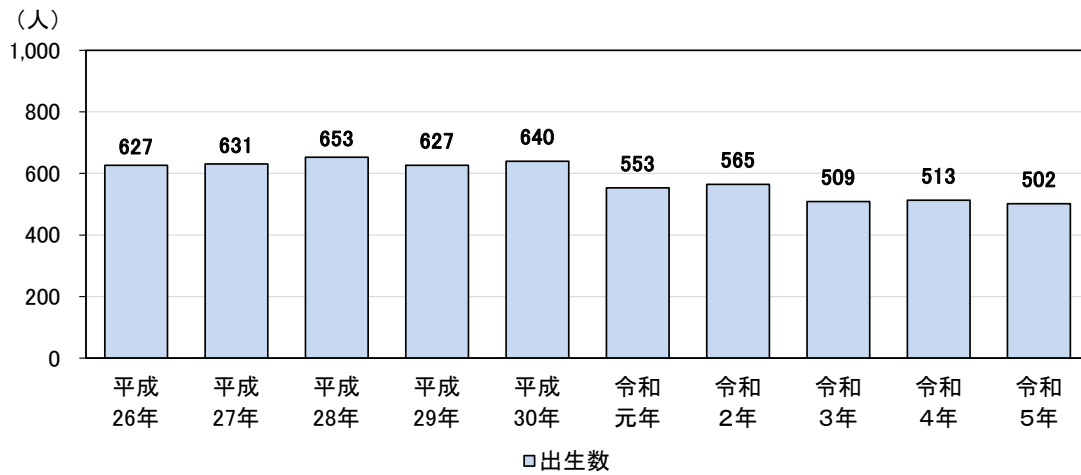
※1 一般世帯数とは、実際にその場所に住んでいる人を基に世帯を定義しています。

3. 出生の状況

(1) 出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、令和5年で502人となっています。平成26年の627人と比べて125人の減少となっています。

〈出生数の推移〉



資料：茨城県常住人口調査

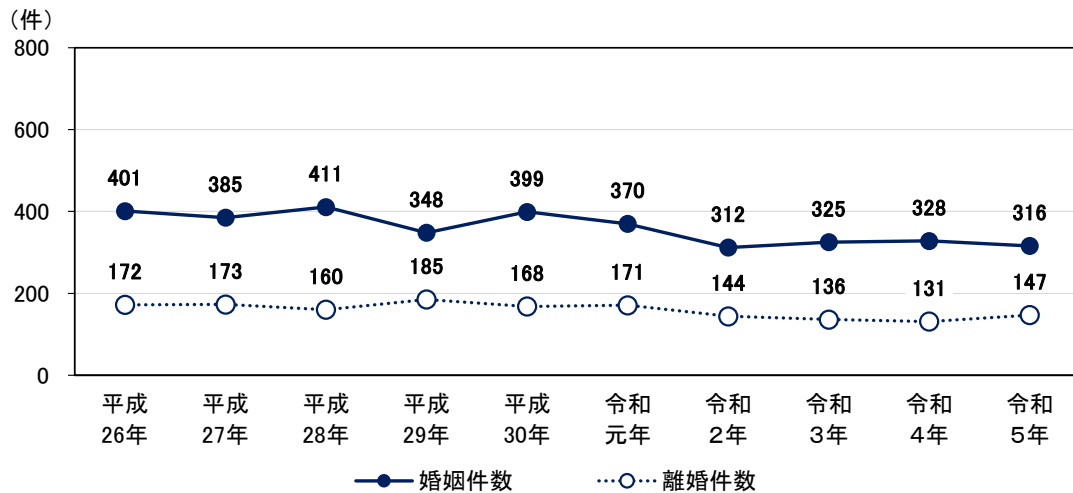
4. 婚姻の現状

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、令和5年で316件となっています。平成26年の401件と比べて85件の減少となっています。

本市の離婚件数は、横ばいで推移し、令和5年で147件となっています。

〈婚姻件数・離婚件数の推移〉



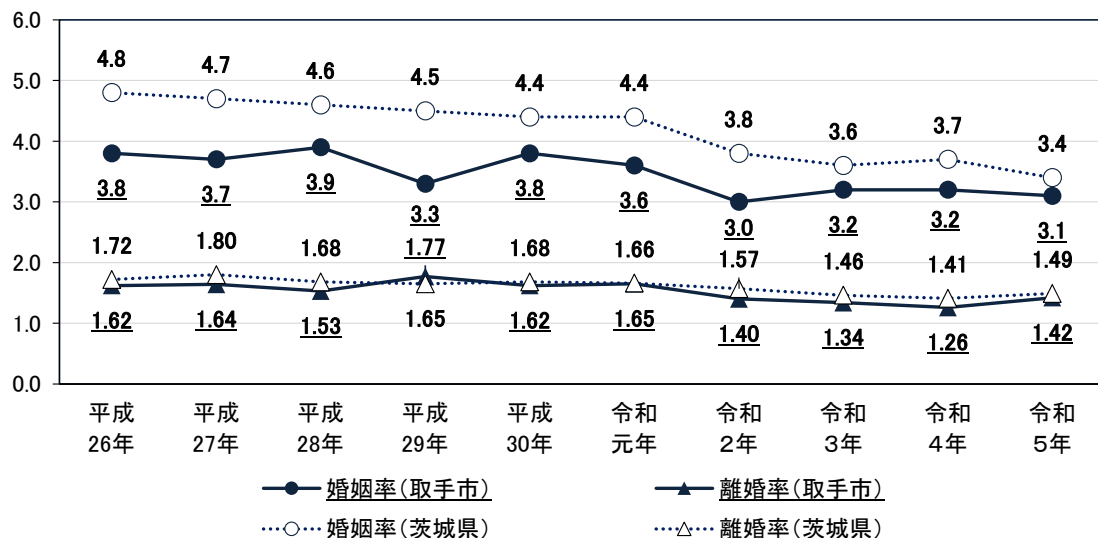
資料：茨城県人口動態統計

(2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率(※1)は、茨城県を下回る数値で推移し、令和5年は3.1となっています。

本市の離婚率は、茨城県と同様の数値で推移し、令和5年は1.42となっています。

〈人口千対の婚姻率・離婚率の推移〉

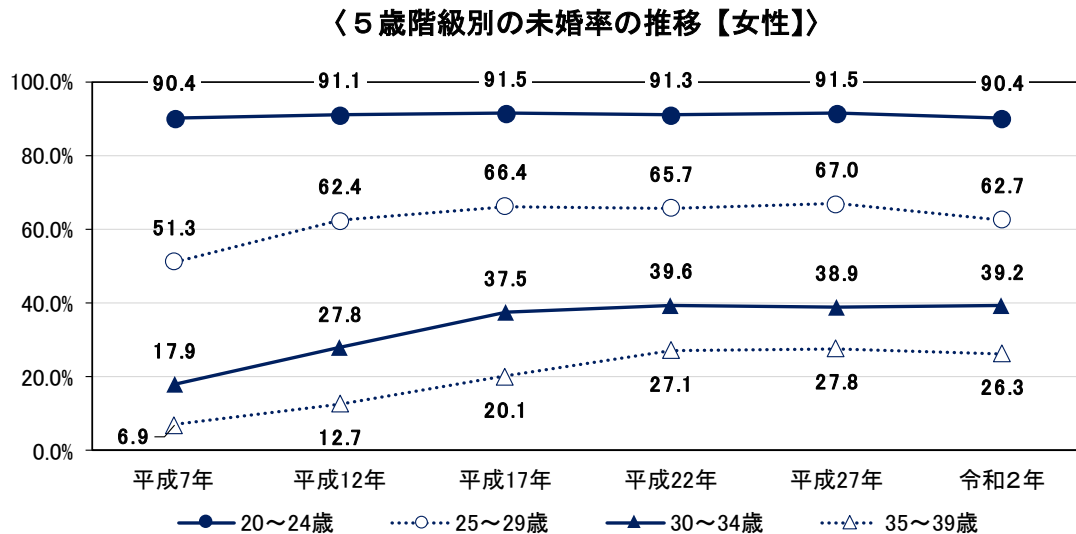
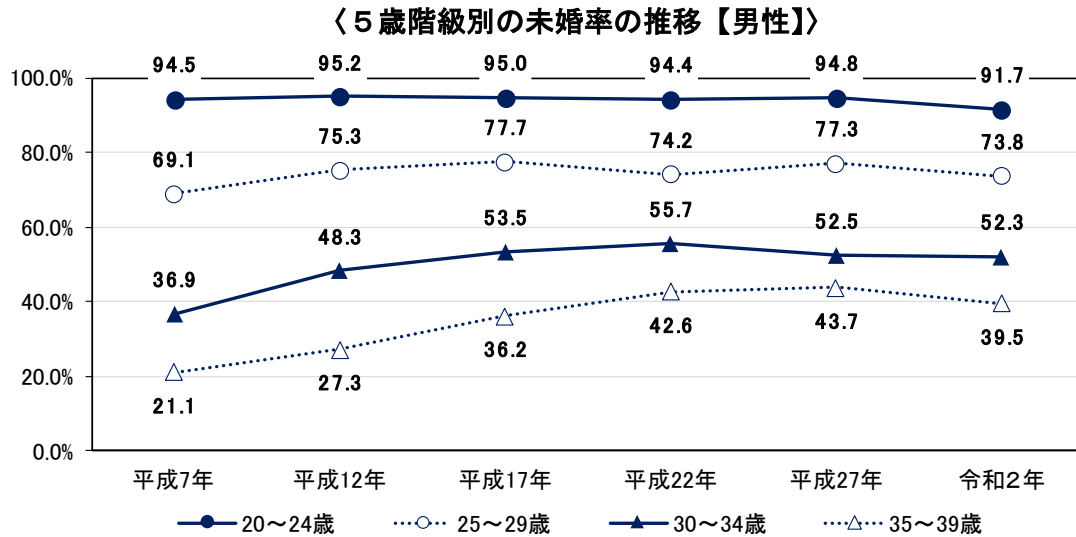


資料：茨城県人口動態統計

※1 婚姻率及び離婚率は、人口1,000人あたりの件数(年間)として算出されます。

(3) 未婚率の推移

本市の未婚率は、男性、女性ともに、平成7年以降での長期的スパンでみると、20～24歳では横ばいで推移している一方で、その他の年代は増加傾向での推移となっています。なお、平成22年以降の10年間でみると、いずれの年代も横ばいでの推移となっています。

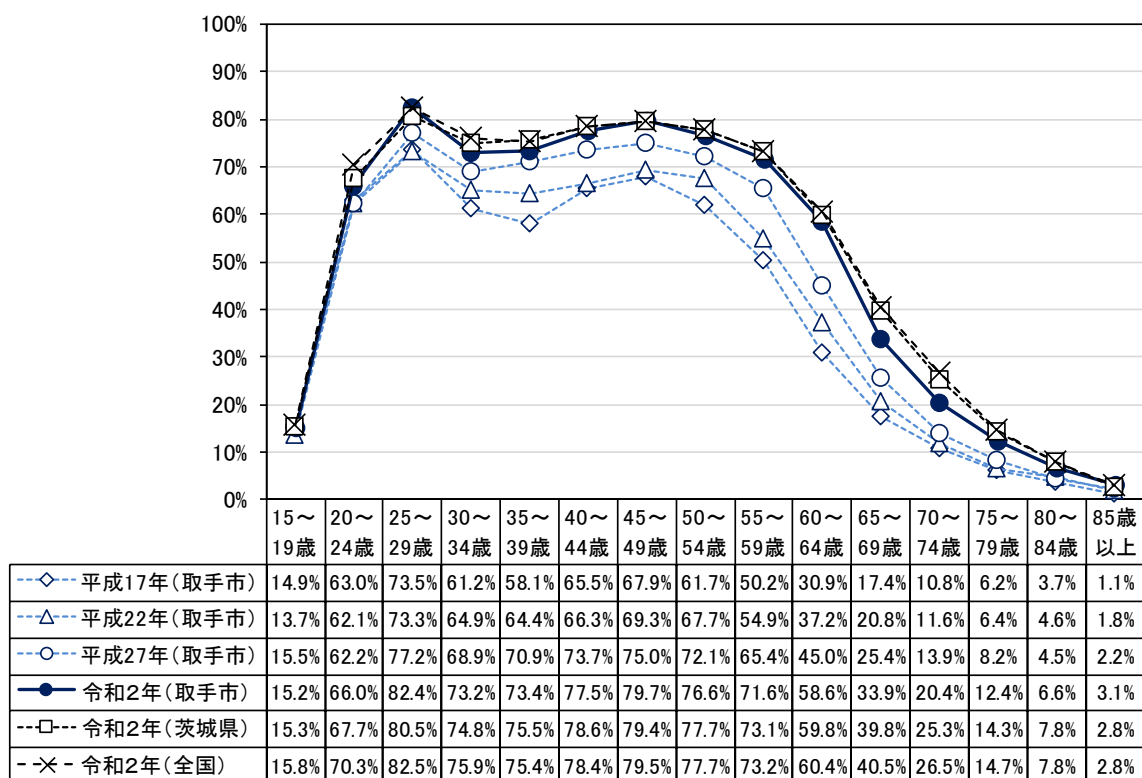


資料：国勢調査

5. 女性就業率の状況

本市の女性就業率（※1）は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、平成17年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向が見られるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がうかがえます。令和2年の30歳代の女性就業率は、茨城県、全国をやや下回る数値となっています。

〈女性就業率の推移〉



資料：国勢調査

※1 女性就業率は、「女性就業者／（女性15歳以上の人口総数－労働力状態（不詳））」により算出されます。なお、就業者には「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」、「休業者」が含まれます。

第2節 市内の幼稚園・保育所等の状況

1. 幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園

幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、令和6年度では市内に公立1か所、私立13か所の計14か所あります。在園児童数は概ね横ばいで推移し、令和6年5月1日現在、1,178人の児童が在籍しています。

〈市内の幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園の利用状況〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	14	14	14	14	14
定員	1,689	1,695	1,695	1,687	1,687
在園児童数	1,369	1,282	1,310	1,214	1,178
0歳	20	20	27	15	18
1歳	88	68	79	74	74
2歳	86	92	88	98	90
3歳	376	326	367	278	308
4歳	371	401	347	388	288
5歳	428	375	402	361	400

資料：学校基本調査（定員数別調査値）（各年度5月1日現在）

2. 認可保育所（園）

認可保育所（園）は、令和6年度では市内に公立4か所、私立9か所の計13か所あります。在所児童数は横ばいで推移し、令和6年4月1日現在、1,246人の児童が在籍しています。

〈市内の認可保育所（園）の利用状況〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	13	13	13	13	13
定員	1,460	1,460	1,370	1,370	1,340
在所児童数	1,272	1,266	1,268	1,255	1,246
0歳	56	63	60	52	50
1歳	208	185	194	193	200
2歳	247	259	217	237	230
3歳	259	260	278	234	255
4歳	237	258	259	283	230
5歳	265	241	260	256	281

資料：福祉行政報告例第54表（定員数別調査値）（各年度4月1日現在）

3. 地域型保育事業（事業所内保育事業）

地域型保育事業（事業所内保育事業）は、令和6年5月1日現在で1か所あり、32人の児童が在籍しています。

〈市内の地域型保育事業（事業所内保育事業）の利用状況〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	1	1	1	1	1
定員	30	30	30	30	30
在園児童数	26	25	30	31	32
0歳	4	4	4	2	4
1歳	9	9	16	15	13
2歳	13	12	10	14	15

資料：1園調査値（各年度5月1日現在）

4. 認可外保育施設

認可外保育施設は、令和6年4月1日現在で8か所、企業主導型保育所が1か所の計9か所あり、78人の児童が在籍しています。

〈市内の認可外保育施設の利用状況〉

施設数	9	在籍児童数	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
			78	3	16	22	9	11	17

資料：9園調査値（令和6年4月1日現在）

5. 小学校

市内の公立小学校は、令和6年度では14校あり、学級数は214学級となっています。

在校児童数は、減少傾向で推移しており、令和6年5月1日現在、4,195人の児童が在籍しています。

〈市内の公立小学校の状況〉

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 校 数	14	14	14	14	14
学 級 数	215	213	210	209	214
児 童 数	4,523	4,460	4,333	4,261	4,195
第1学年	705	707	650	688	637
第2学年	754	704	711	661	691
第3学年	714	755	706	715	669
第4学年	771	716	765	712	718
第5学年	799	776	720	762	711
第6学年	780	802	781	723	769

資料：教育委員会学務課（各年度5月1日現在）

第3節 アンケート調査結果からみる子育て支援の現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第三期取手市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査方法
①就学前児童の保護者調査	1,000 人	無作為抽出
②小学校児童（就学児童）の保護者調査	1,000 人	無作為抽出
③妊婦調査	256 人	令和5年1月1日から 令和5年11月22日の間で、 妊娠の届け出を行った妊婦

※子ども・子育て支援に関するアンケート調査では、「就学児童」と表記し実施しましたが、本誌では「小学校児童」とわかりやすい表記としています。

(3) 実施概要

- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：令和5年12月22日～令和6年2月1日

(4) 回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
①就学前児童の保護者調査	1,000 件	584 件	58.4%
②小学校児童（就学児童）の保護者調査	1,000 件	584 件	58.4%
③妊婦調査	256 件	154 件	60.2%

2. 就学前児童保護者・小学校児童保護者の調査結果

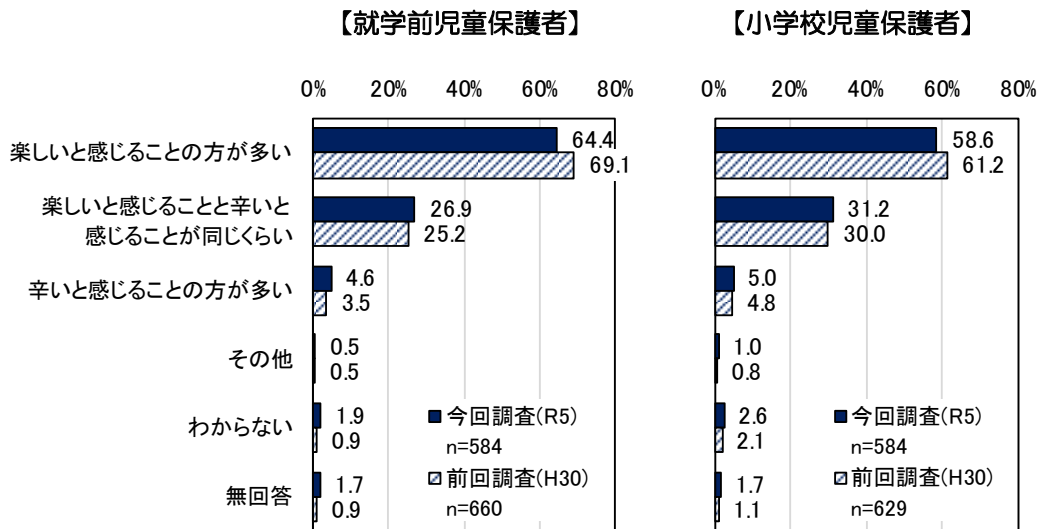
設問の枠内には、子ども・子育て支援に関するアンケート調査における該当設問を【 】内に表記しています。

(1) 子育てに対する感情

Q あなたは、自分にとって子育てを楽しんでいると感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか。(1つのみ)

【就学前児童保護者：問 35、小学校児童保護者：問 27】

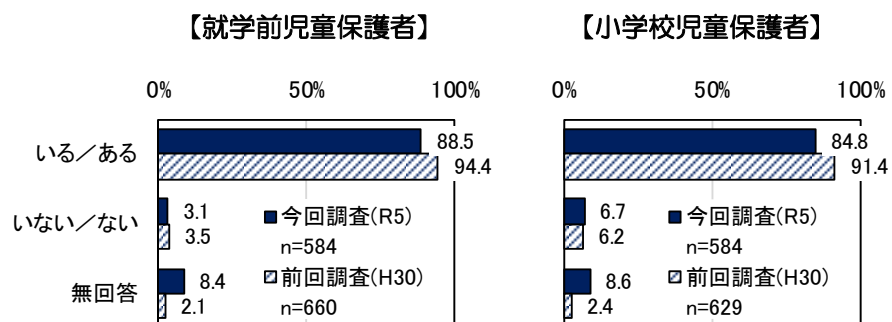
- 子育てを「楽しいと感じることの方が多い」割合は、前回調査と比べて、就学前児童保護者が 4.7 ポイント、小学校児童保護者が 2.6 ポイントの減少となっています。



(2) 子育てに関する相談相手・相談先の有無

Q 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。(1つのみ)【就学前児童保護者：問 11、小学校児童保護者：問 8】

- 子育てに関する相談相手・相談先が「いる／ある」の割合は、前回調査と比べて、就学前児童保護者が 5.9 ポイント、小学校児童保護者が 6.6 ポイントの減少となっています。

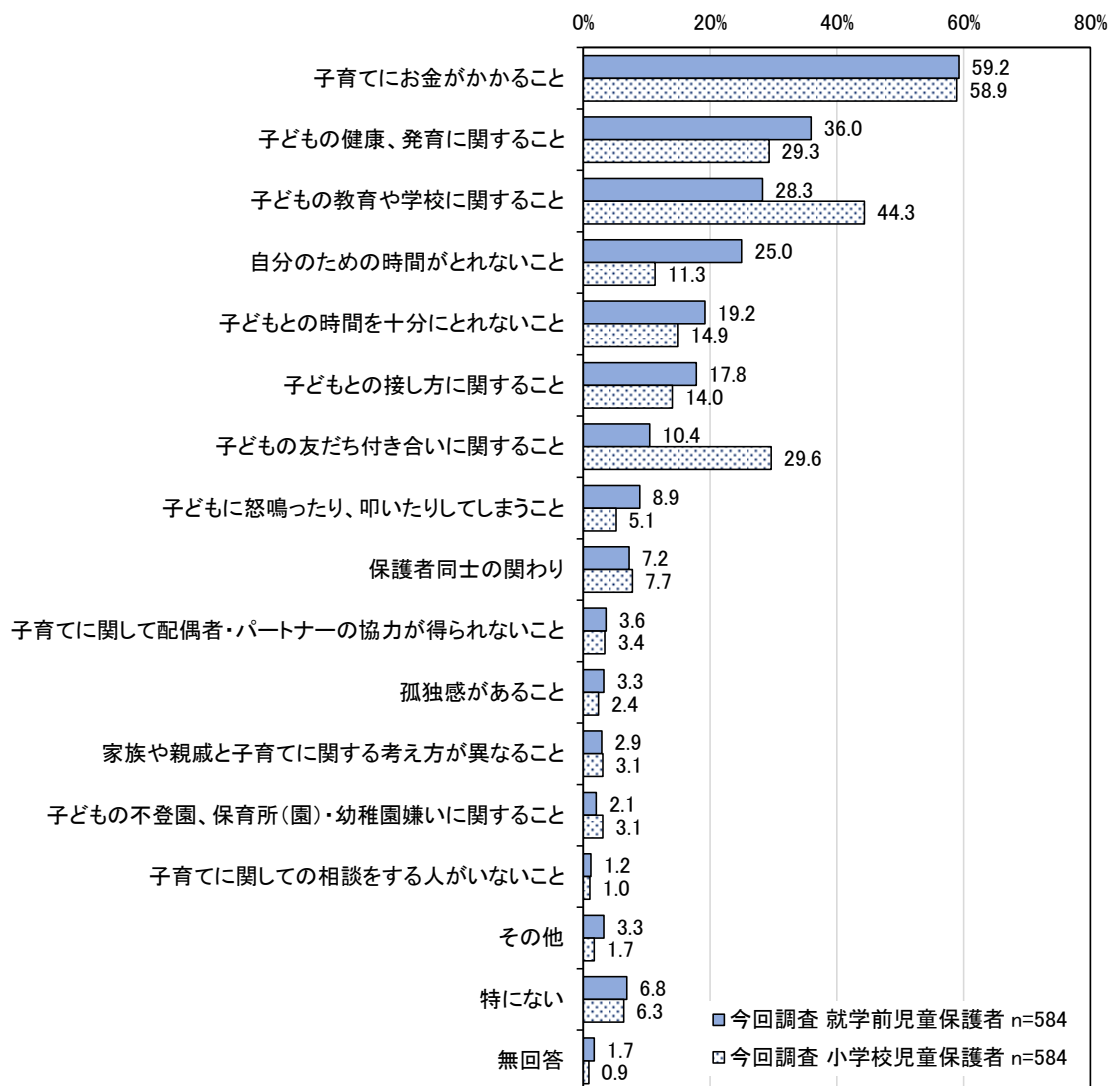


(3) 子育てに関して悩んでいることや困っていること

Q 子育ての中で、日頃悩んでいることや困っていることはどのようなことですか。
(3つまで)【就学前児童保護者：問 36、小学校児童保護者：問 28】

- 就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに、「子育てにお金がかかること」の割合が最も高くなっています。
- 就学前児童保護者と小学校児童保護者で、割合に大きな差がみられる項目は、「子どもの健康、発育に関すること」、「子どもの教育や学校に関すること」、「自分のための時間がとれないこと」、「子どもの友だち付き合いに関すること」となっています。

【就学前児童保護者・小学校児童保護者】



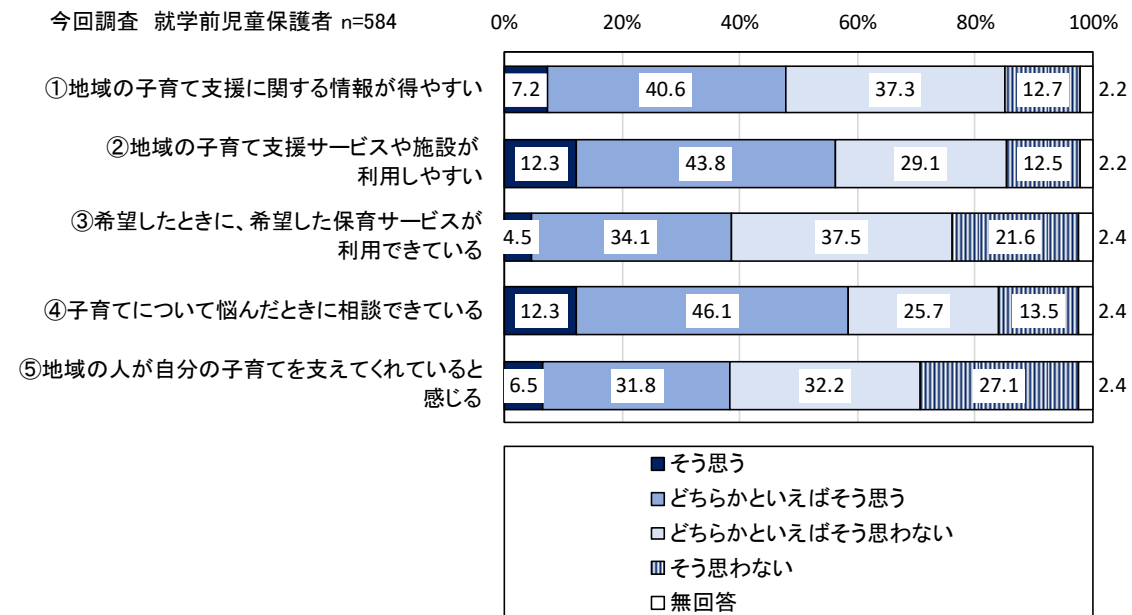
(4) 市内の子育て環境について感じていること

Q 取手市の子育て環境について、感じていることをお答えください。

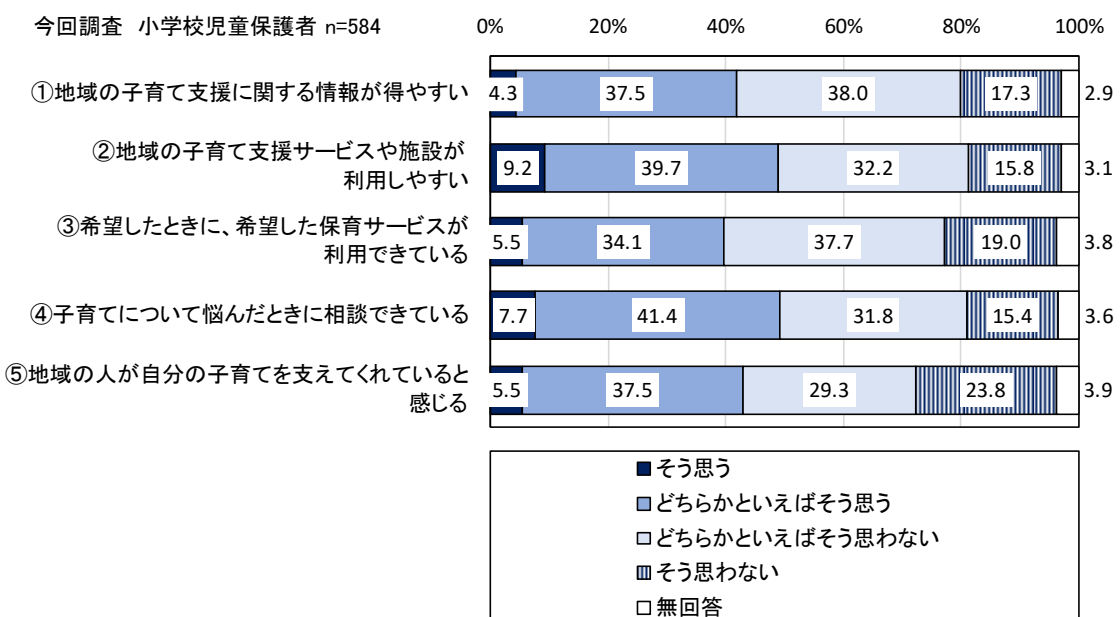
(それぞれ1つのみ)【就学前児童保護者：問 42、小学校児童保護者：問 32】

●「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の割合の合計値		
項目	就学前児童保護者	小学校児童保護者
①地域の子育て支援に関する情報が得やすい	47.8%	41.8%
②地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすい	56.1%	48.9%
③希望したときに、希望した保育サービスが利用できている	38.6%	39.6%
④子育てについて悩んだときに相談できている	58.4%	49.1%
⑤地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる	38.3%	43.0%

【就学前児童保護者】



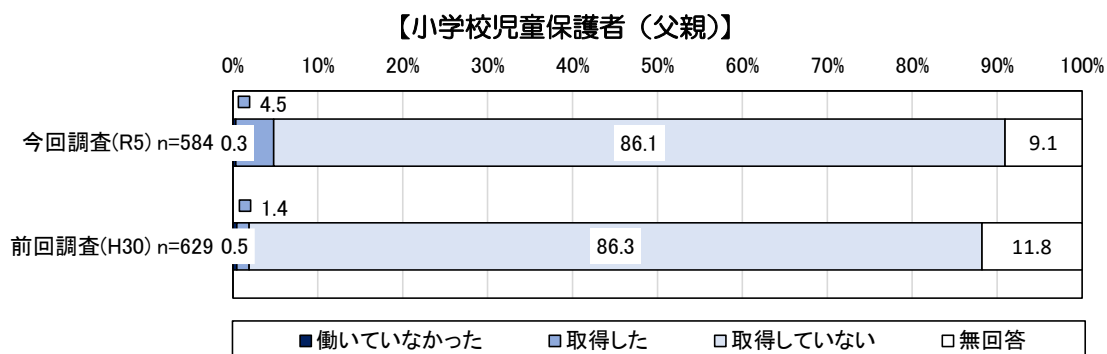
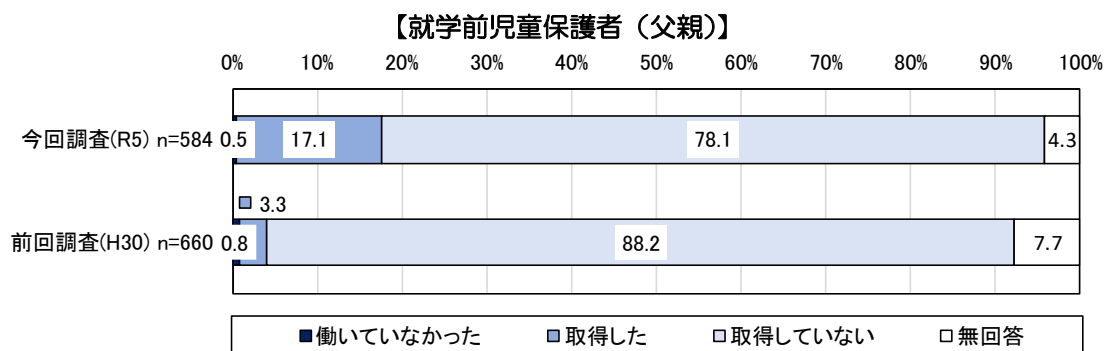
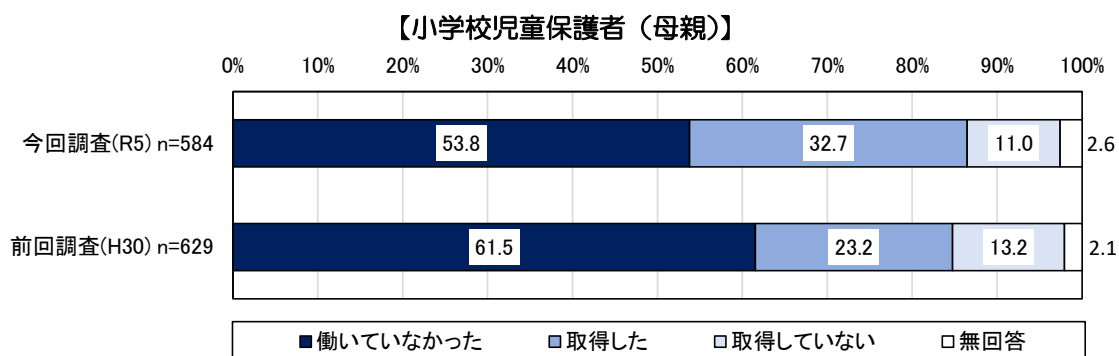
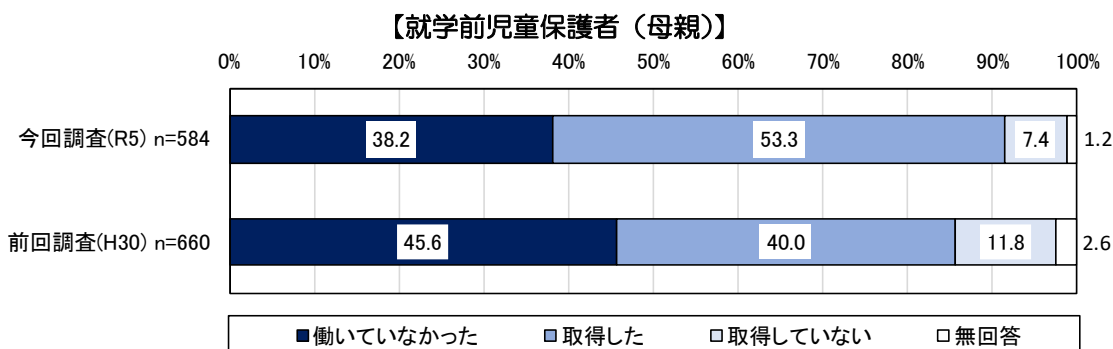
【小学校児童保護者】



(5) 育児休業の取得状況

Q お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。
(それぞれ1つのみ)【就学前児童保護者：問 29、小学校児童保護者：問 21】

- 母親の育児休業の取得状況については、「取得した」の割合は、前回調査と比べて、就学前児童保護者が13.3ポイント、小学校児童保護者が9.5ポイントの増加となっています。
- 父親の育児休業の取得状況については、「取得した」の割合は、前回調査と比べて、就学前児童保護者が13.8ポイント、小学校児童保護者が3.1ポイントの増加となっています。



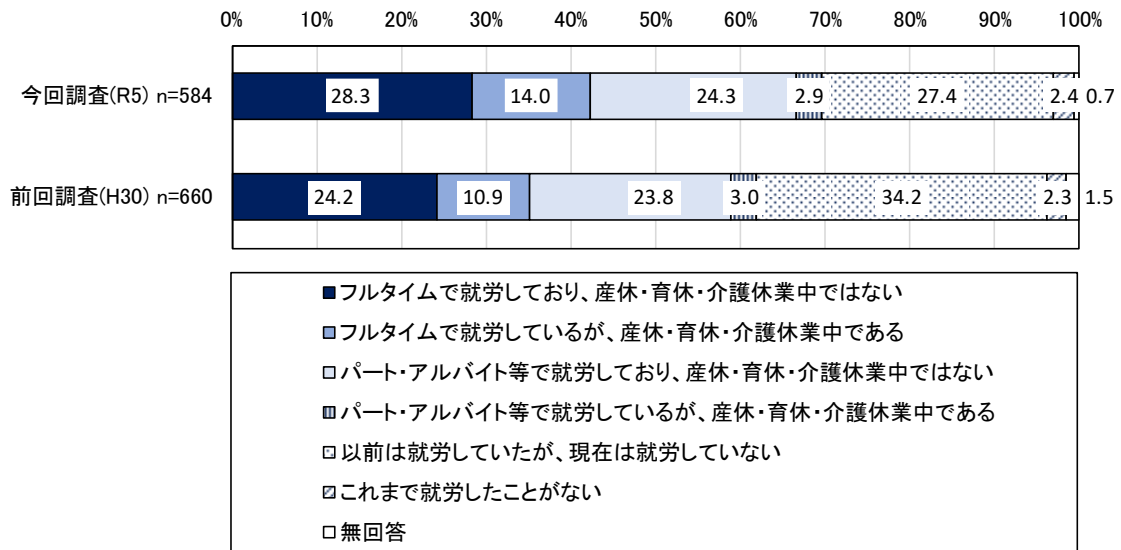
(6) 母親の就労状況

Q 現在の就労状況は以下のどれにあたりますか。(1つのみ)

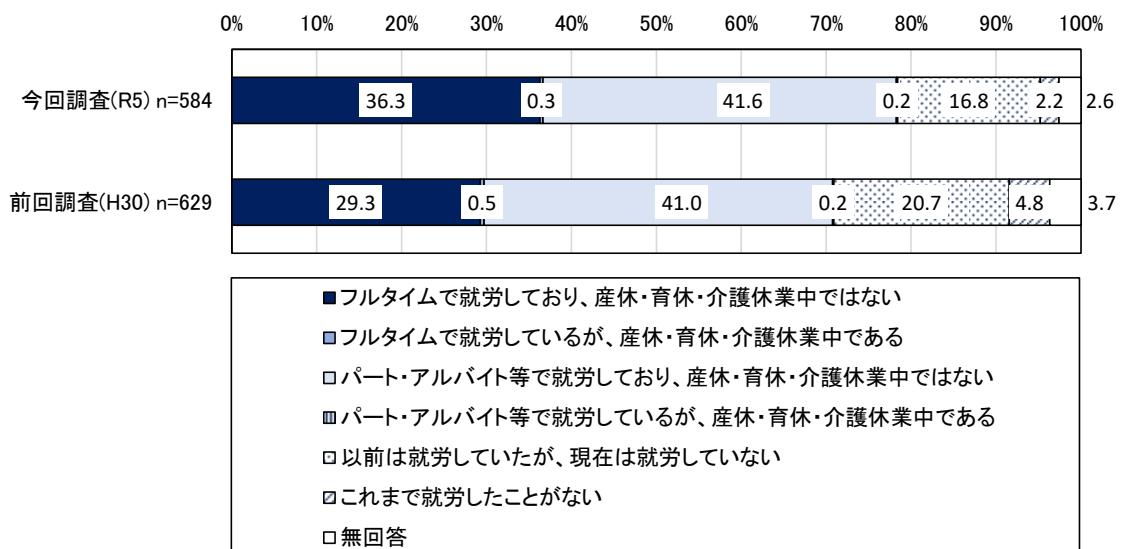
【就学前児童保護者：問13、小学校児童保護者：問9】

- 母親の就労状況について、“就労している”割合は、前回調査と比べて、就学前児童保護者が7.6ポイント、小学校児童保護者が7.4ポイントの増加となっています。

【就学前児童保護者（母親）】



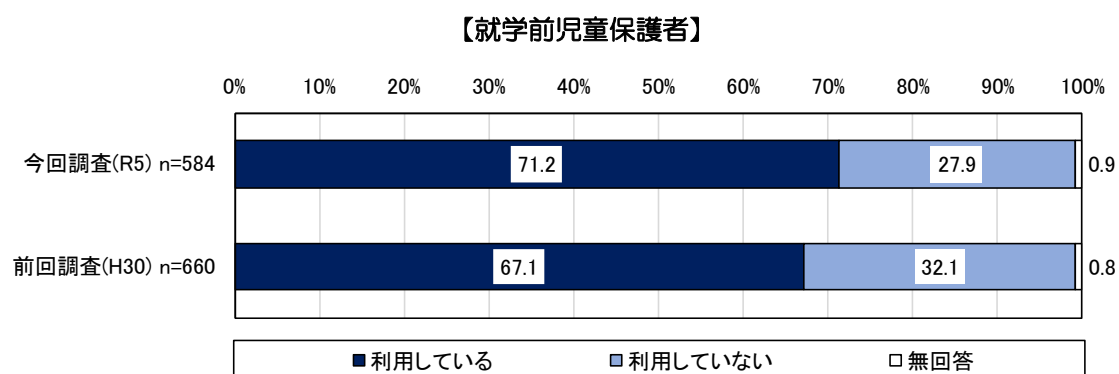
【小学校児童保護者（母親）】



(7) 教育・保育事業の利用状況

Q お子さんは現在、幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。（1つのみ）【就学前児童保護者：問 15】

- 教育・保育事業の利用状況について、「利用している」の割合は、前回調査と比べて、4.1 ポイントの増加となっています。

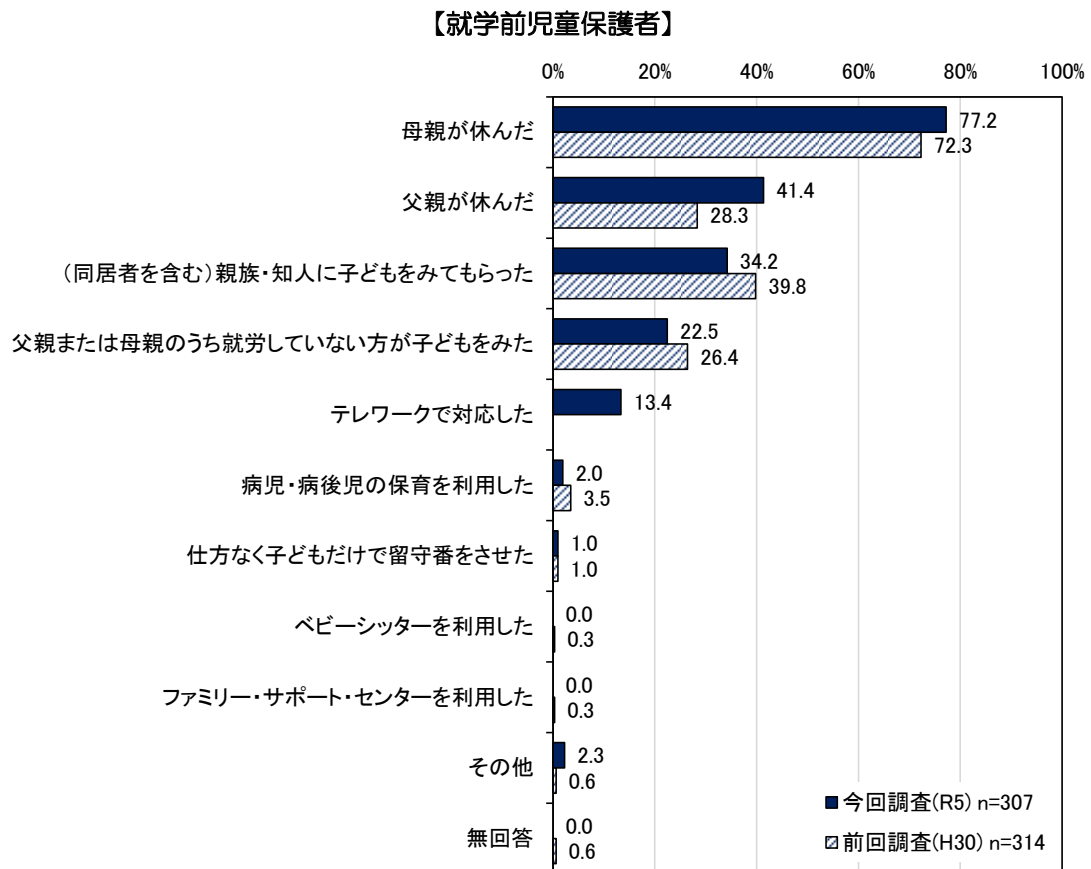


(8) 病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法

Q お子さんが病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれですか。(いくつでも)

【就学前児童保護者：問 23-1】

- 利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」が前回調査と同様に7割を超えています。
- 前回調査と比較して、大きく割合が増加している項目は、「父親が休んだ」で13.1ポイントの増加となっています。

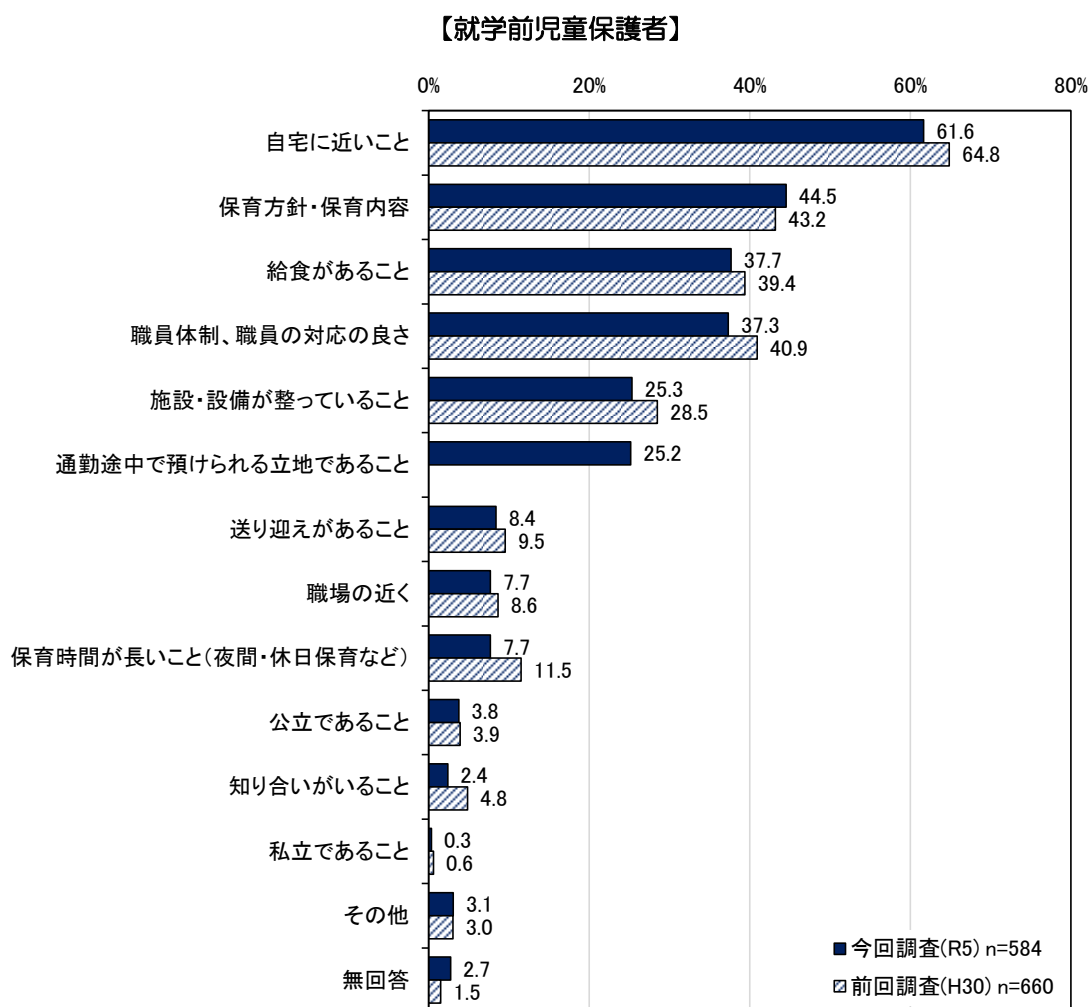


※今回調査より、「テレワークで対応した」の選択肢を追加

(9) 保育所（園）を選ぶ条件

Q 保育所（園）を選ぶ上で最も重視した（重視する）ことは何ですか。（3つまで）
【就学前児童保護者：問 38】

- 保育所（園）を選ぶ上で最も重視した（重視する）ことについては、「自宅に近いこと」が前回調査と同様に6割を超えています。
- 今回調査より選択肢に加えた「通勤途中で預けられる立地であること」は約3割となっています。



※今回調査より、「通勤途中で預けられる立地であること」の選択肢を追加

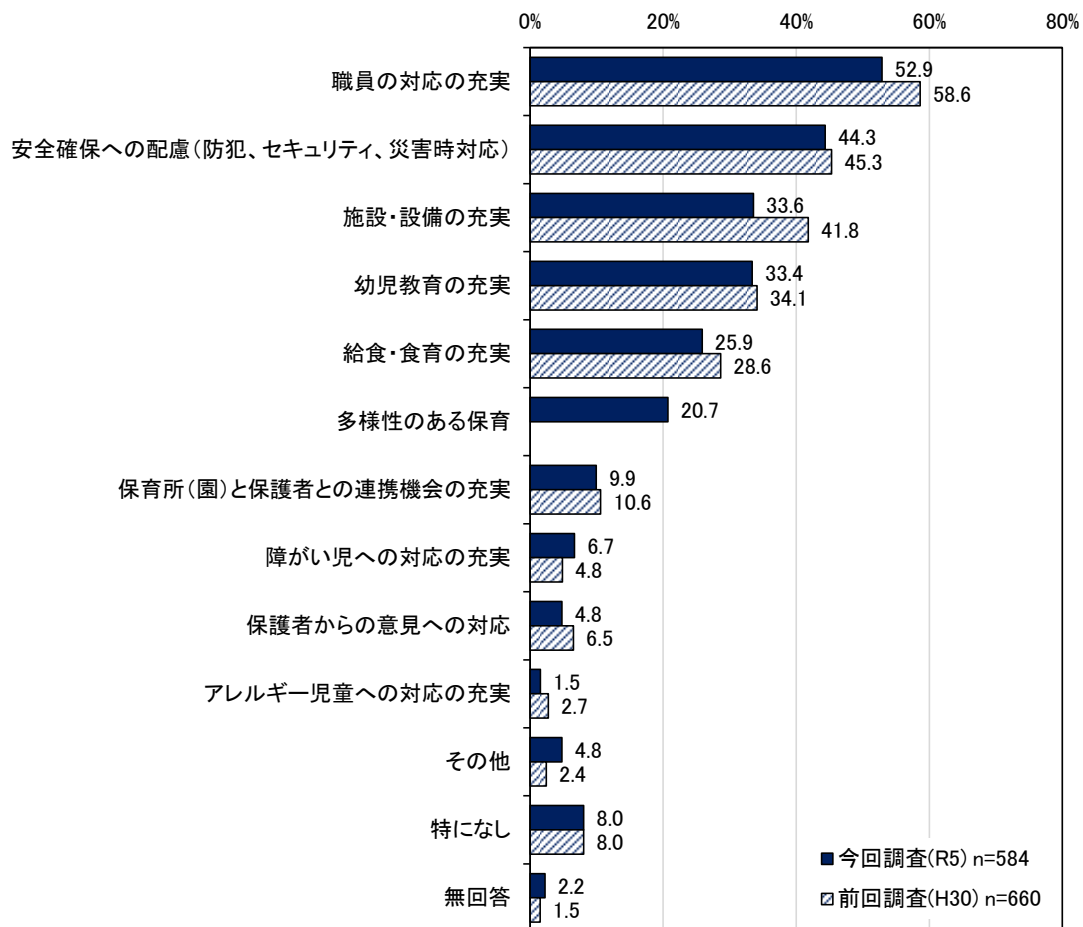
(10) 今後、保育所（園）に求めること

Q 今後、保育所（園）に求めることは何ですか。（3つまで）

【就学前児童保護者：問 39】

- 今後、保育所（園）に求めることについては、「職員の対応の充実」、「安全確保への配慮」が上位に挙げられています。
- 今回調査より選択肢に加えた「多様性のある保育」は約2割となっています。

【就学前児童保護者】



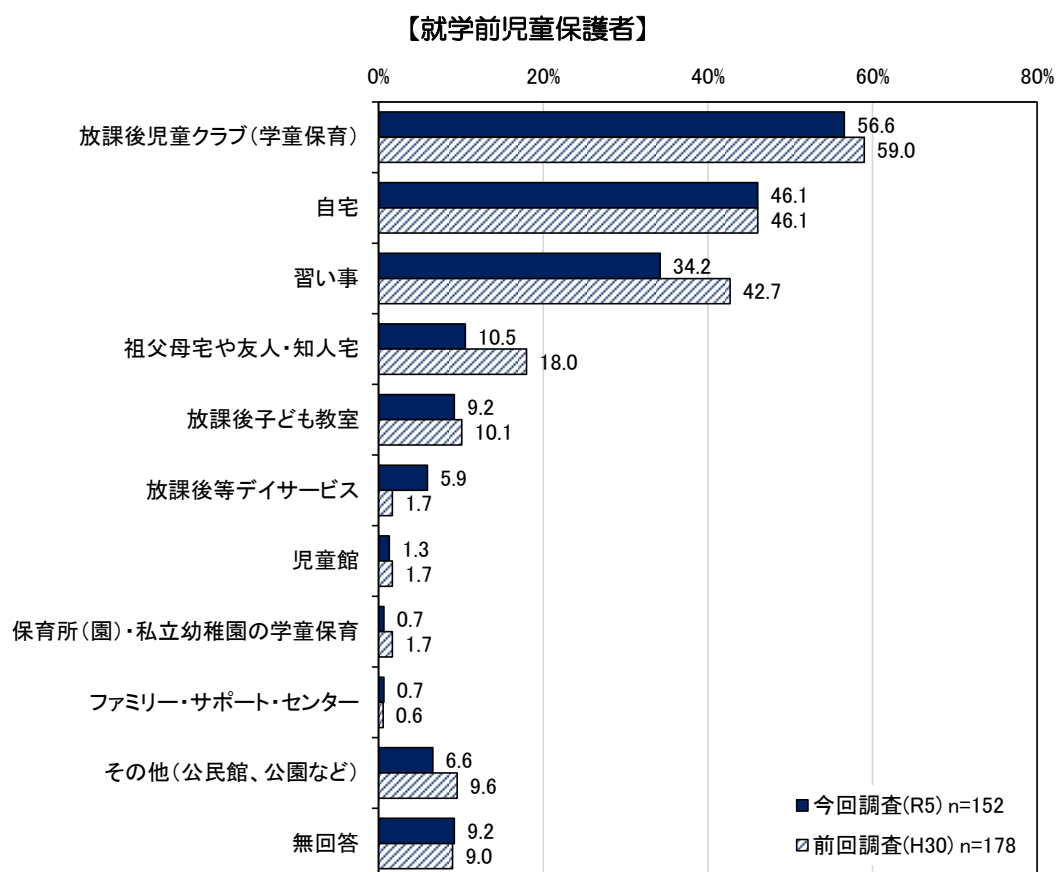
※今回調査より、「多様性のある保育」の選択肢を追加

(11) 放課後の過ごし方【低学年：1～3年生】

Q お子さんについて、小学校に入ったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（いくつでも）

【就学前児童保護者：問 27（宛名のお子さんが5歳以上の方）】

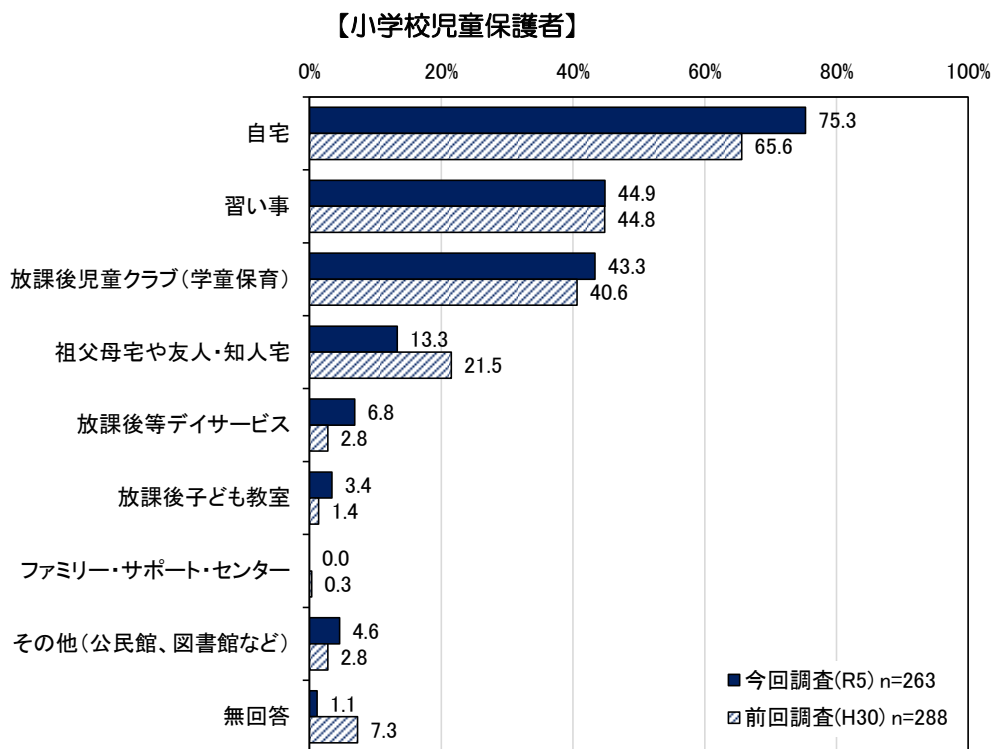
- 放課後の過ごし方（低学年：1～3年生）については、「放課後児童クラブ（学童保育）」が前回調査と同様に約6割で最も高くなっています。
- 前回調査と比較して、大きく割合が減少している項目は、「習い事」で 8.5 ポイント、「祖父母宅や友人・知人宅」で 7.5 ポイントの減少となっています。一方で、増加している項目をみると、「放課後等デイサービス」で 4.2 ポイントの増加となっています。



Q お子さんについて、現在、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。（いくつでも）

【小学校児童保護者：問 11（宛名のお子さんが小学1～3年生の方）】

- 放課後の過ごし方（低学年：1～3年生）については、「自宅」の割合が最も高く、前回調査と比べて9.7ポイント増加し、約8割となっています。
- 「放課後児童クラブ（学童保育）」は、前回調査と同様に約4割となっています。
- 前回調査と比較して、大きく割合が減少している項目は、「祖父母宅や友人・知人宅」で8.2ポイントの減少となっています。一方で、増加している項目をみると、「放課後等デイサービス」で4.0ポイントの増加となっています。

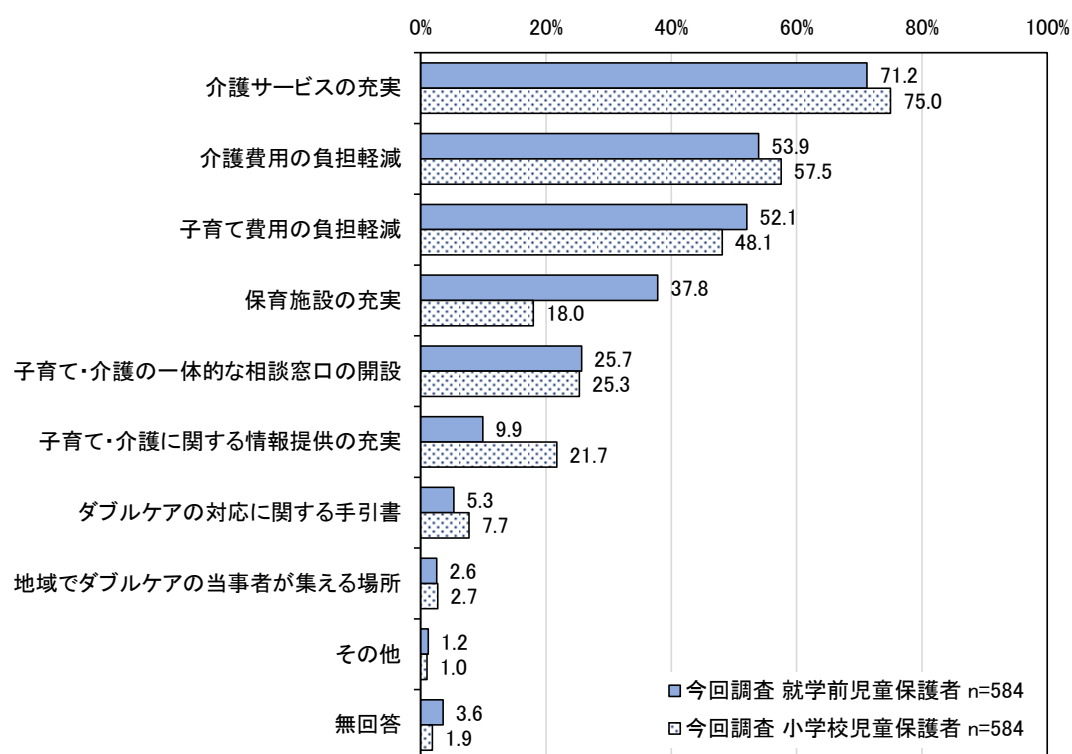


(12) ダブルケアに対する支援策

Q あなたは、ダブルケアに関して、どのような支援策が必要だと思いますか。
(3つまで)【就学前児童保護者：問 33、小学校児童保護者：問 25】

- ダブルケアに対する支援策については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに、「介護サービスの充実」が最も高い割合となっています。
- 就学前児童保護者と小学校児童保護者で、割合に大きな差がみられる項目は、「保育施設の充実」、「子育て・介護に関する情報提供の充実」となっています。

【就学前児童保護者・小学校児童保護者】

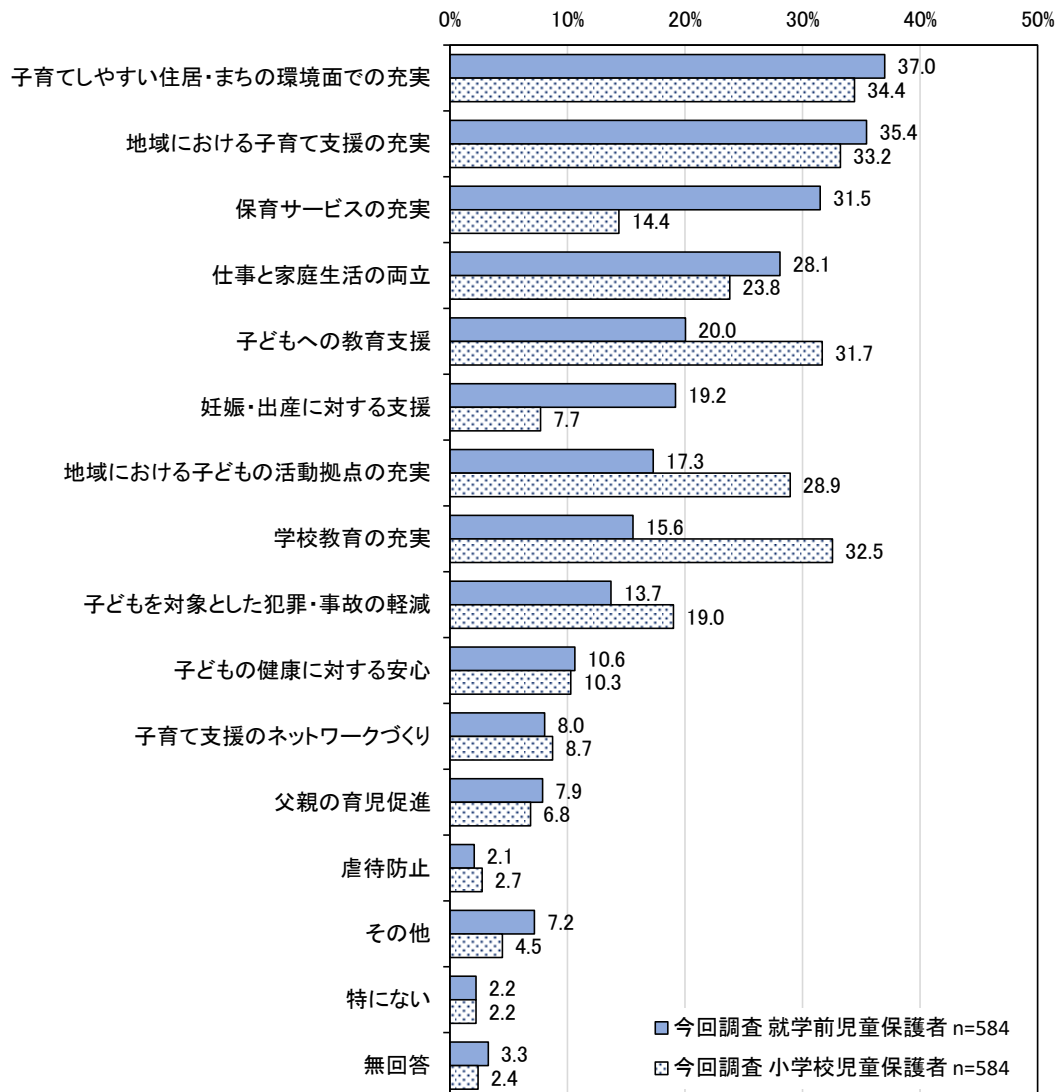


(13) 子育てを支援するために必要と思う支援・対策

Q 子育てをする中で、今後、取手市ではどのような支援・対策が必要だと思いますか。
(3つまで)【就学前児童保護者：問37、小学校児童保護者：問31】

- 子育てを支援するために必要と思う支援・対策については、就学前児童保護者、小学校児童保護者ともに、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が最も高い割合となっています。
- 就学前児童保護者と小学校児童保護者で、割合に大きな差がみられる項目は、「保育サービスの充実」、「子どもへの教育支援」、「妊娠・出産に対する支援」、「地域における子どもの活動拠点の充実」、「学校教育の充実」となっています。

【就学前児童保護者・小学校児童保護者】



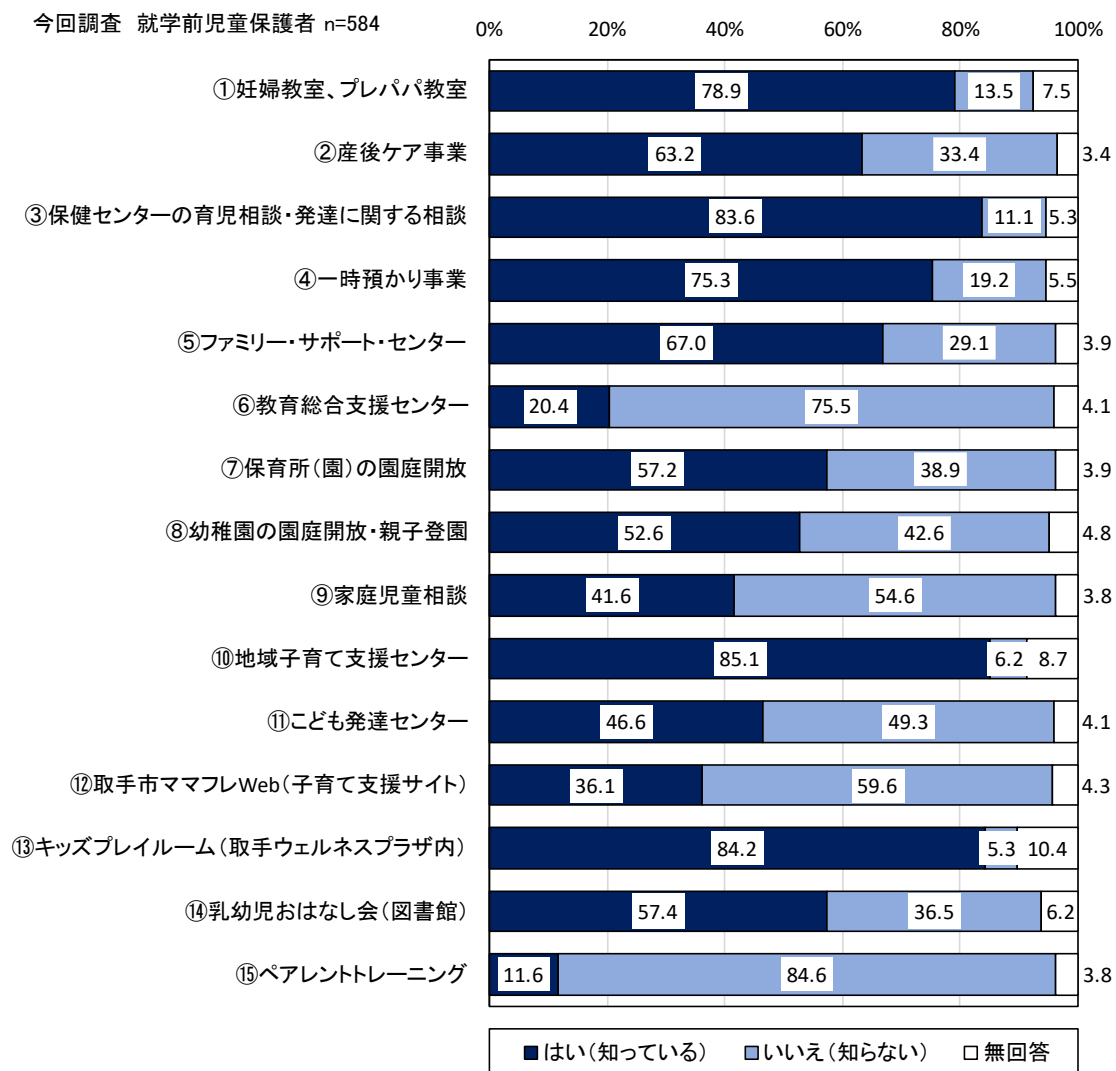
(14) 子育て支援事業の認知度

Q 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。（それぞれ1つのみ）

【就学前児童保護者：問 19】

- 子育て支援事業の認知度について、「はい（知っている）」をみると、『③保健センターの育児相談・発達に関する相談』、『⑩地域子育て支援センター』、『⑬キッズプレイルーム（取手ウェルネスプラザ内）』が8割を超えています。一方で、「いいえ（知らない）」をみると、『⑥教育総合支援センター』、『⑮ペアレントトレーニング』がともに約8割となっています。

【就学前児童保護者】



(15) 子育ての環境や支援に関する満足度

Q 取手市における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(1つのみ)

【就学前児童保護者：問 44、小学校児童保護者：問 34】

- 子育ての環境や支援に関する満足度について、『満足度が低い(「低い」と「やや低い」の合計値)』、『満足度が高い(「高い」と「やや高い」の合計値)』は以下のとおりとなっています。

○就学前児童保護者

『満足度が低い』 32.2% (31.7%) 0.5 ポイント増

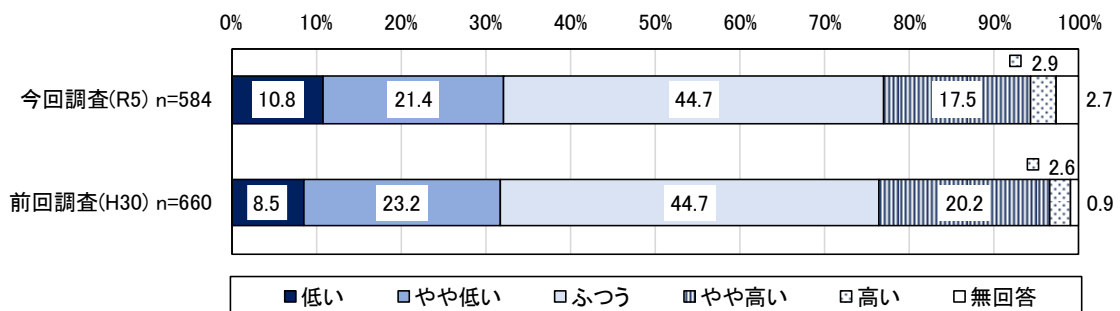
『満足度が高い』 20.4% (22.8%) 2.4 ポイント減

○小学校児童保護者

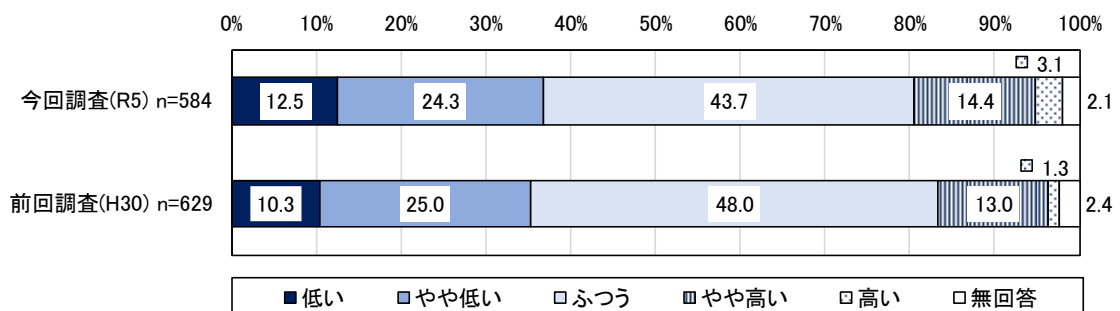
『満足度が低い』 36.8% (35.3%) 1.5 ポイント増

『満足度が高い』 17.5% (14.3%) 3.2 ポイント増

【就学前児童保護者】



【小学校児童保護者】



3. 妊婦の調査結果

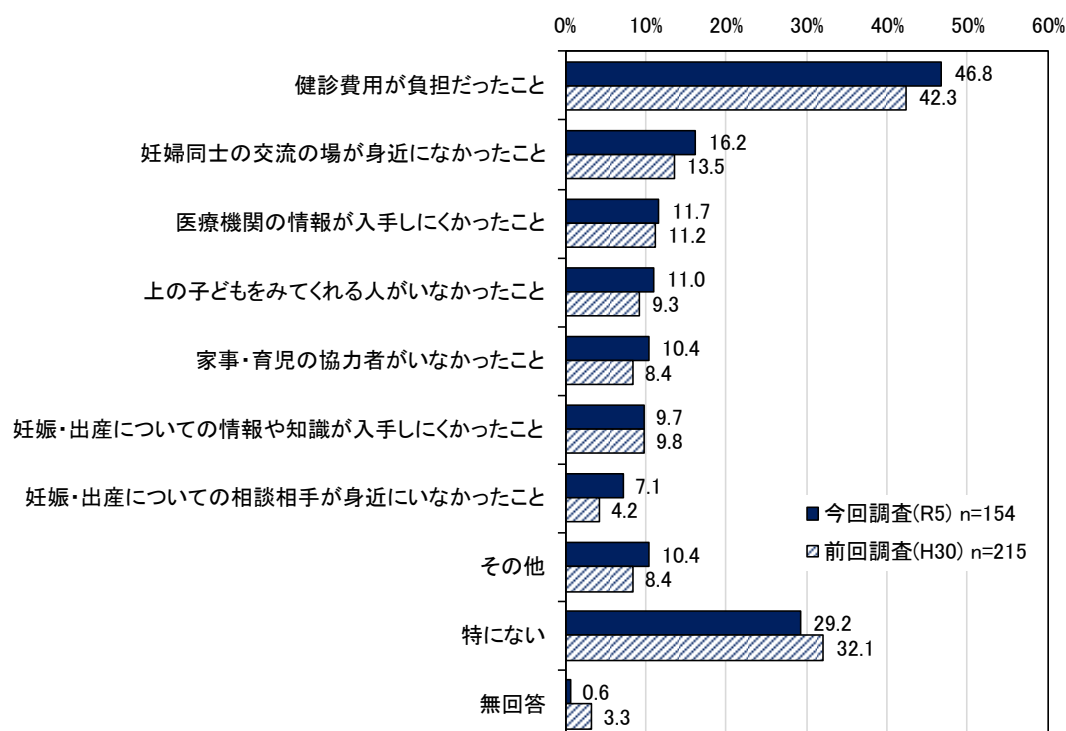
設問の枠内には、子ども・子育て支援に関するアンケート調査における該当設問を【 】内に表記しています。

(1) 妊娠中や出産について困ったこと

Q あなたの妊娠中や出産について、困ったことはありましたか。(いくつでも)
【妊婦：問5】

- 妊娠中や出産について困ったことは、前回調査と比較して「健診費用が負担だったこと」が 4.5 ポイント、「妊婦同士の交流の場が身近になかったこと」が 2.7 ポイント、「妊娠・出産についての相談相手が身近にいなかったこと」が 2.9 ポイントの増加となっています。
- 「特にない」と回答した方が 29.2%であることから、約7割の方が妊娠中や出産に関して何かしらの困りごとを抱えている状況であることがわかります。

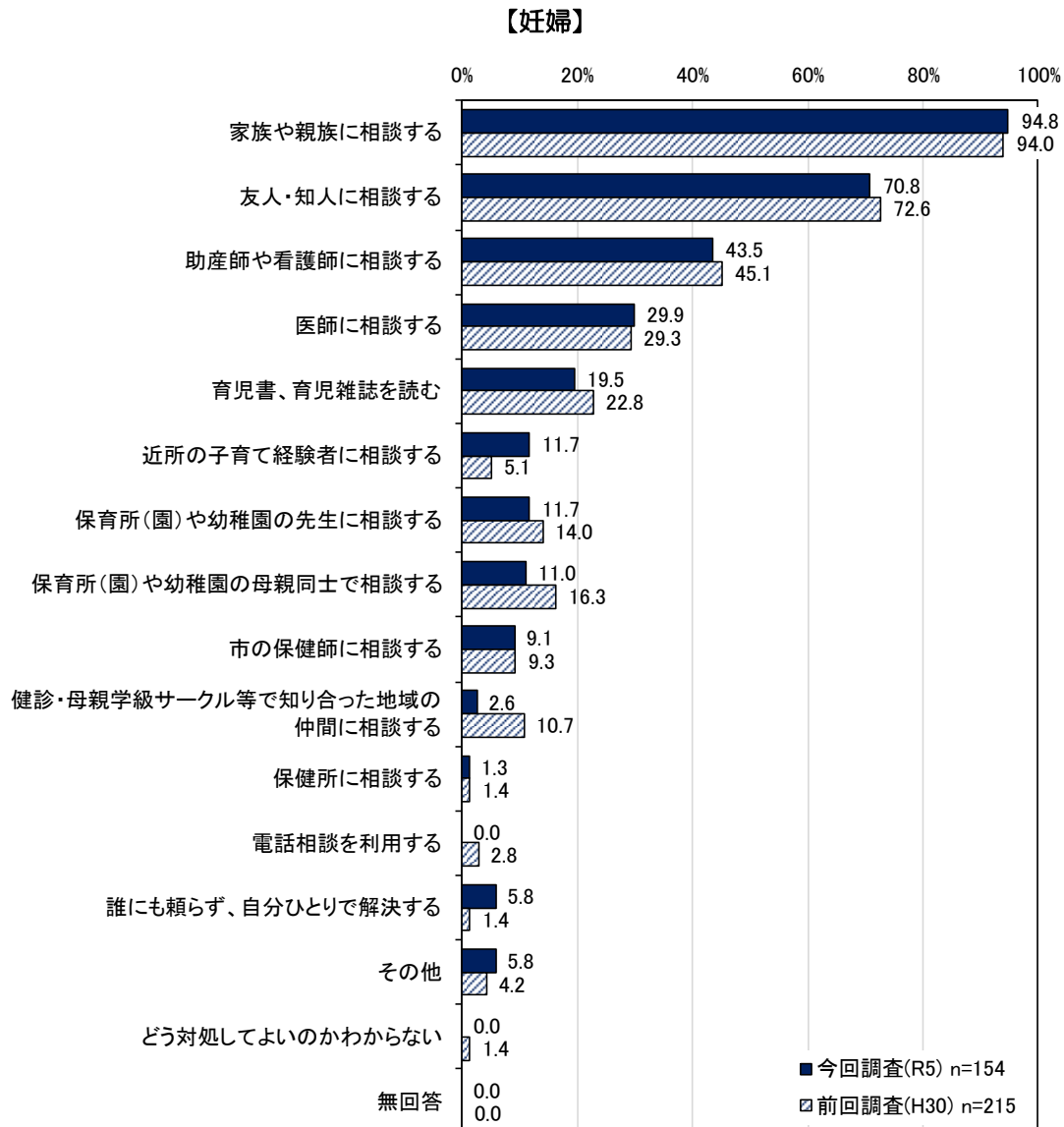
【妊婦】



(2) 不安や悩みの相談相手・相談先

Q 不安や悩みをどのような方に相談しますか。(いくつでも)【妊婦：問6】

- 不安や悩みの相談相手・相談先については、「家族や親族に相談する」が前回調査と同様に9割を超えています。
- 前回調査と比較して、大きく割合が減少している項目は、「健診・母親学級サークル等で知り合った地域の仲間に相談する」で8.1ポイントの減少となっています。



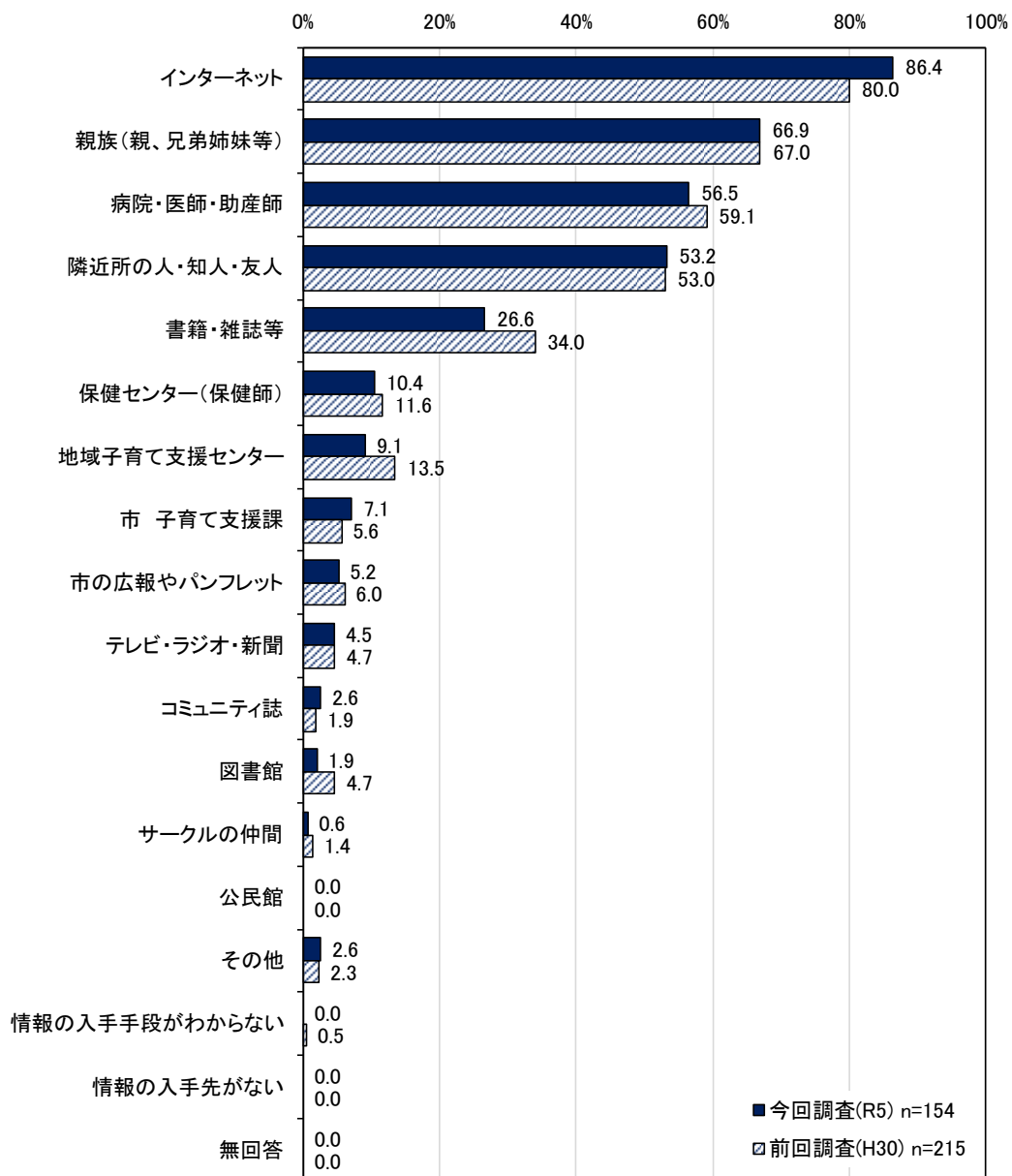
(3) 妊娠・出産に関する情報の入手方法

Q 妊娠・出産に関する情報をどのように入手されていますか。(いくつでも)

【妊婦：問7】

- 妊娠・出産に関する情報の入手方法については、上位には「インターネット」、「親族（親、兄弟姉妹等）」が挙げられており、両項目ともに、前回調査から高い割合となっています。
- 前回調査と比較して、「インターネット」が6.4ポイントの増加となっている一方で、「書籍・雑誌等」は7.4ポイントの減少となっています。

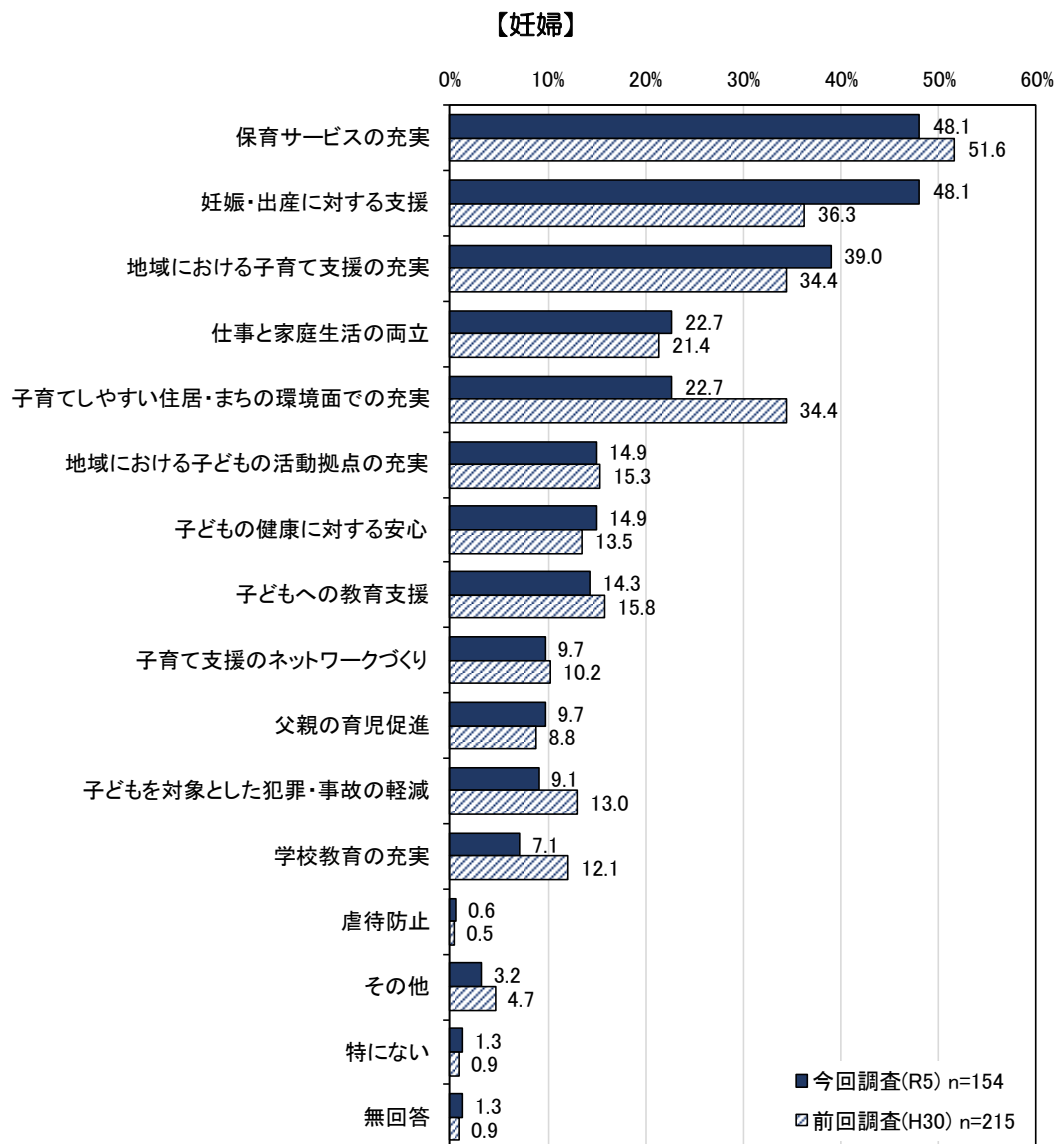
【妊婦】



(4) 今後、取手市で必要と思う支援・対策

Q 子育てをする中で、今後、取手市ではどのような支援・対策が必要だと思いますか。
(3つまで)【妊婦：問23】

- 今後、取手市で必要と思う支援・対策について、前回調査と比較して大きく増加している項目は、「妊娠・出産に対する支援」が11.8ポイントの増加となっています。一方で、前回調査と比較して大きく減少している項目は、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が11.7ポイントの減少となっています。



※「虐待防止」は、前回調査では「要保護児童に対する支援」

(5) 子育ての環境や支援に関する満足度

Q 取手市における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(1つのみ)

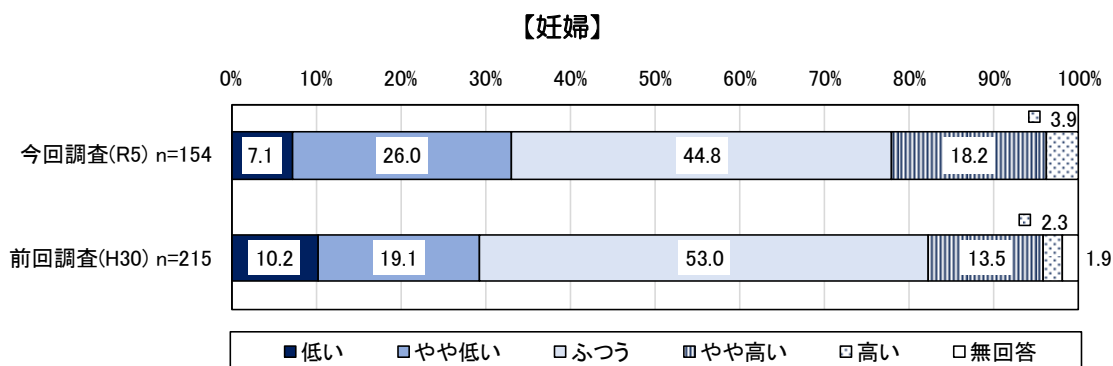
【妊婦：問26】

- 子育ての環境や支援に関する満足度について、『満足度が低い(「低い」と「やや低い」の合計値)』、『満足度が高い(「高い」と「やや高い」の合計値)』は以下のとおりとなっています。

○妊婦

『満足度が低い』33.1% (29.3%) 3.8 ポイント増

『満足度が高い』22.1% (15.8%) 6.3 ポイント増



第4節 第二期計画における基本目標2・3の評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度から事業の中止や縮小を実施しているため、達成率が上がらなかった事業があります。また、比較年度は、令和6年度に本計画を策定しているため、第二期計画の最終年度である令和6年度の目標値と令和5年度の実績値との比較となっています。

評 価	◎：目標達成 (95%以上)	○：改善・維持 (80%以上)	△：進展なし・悪化 (80%未満)
-----	-------------------	--------------------	----------------------

1. 基本目標2「子育てにやさしい地域づくり」分野の評価

(1) 進行管理の事業の評価

1	事業名	BP 1 プログラム	所 管	保健センター				
	概 要	2～5か月の第1子を育てている母親を対象としたプログラム。母親の仲間づくり、子育て知識を学習することで、育児不安と精神的ストレスの軽減を図り、親子の絆を深めます。	指 標	第1子参加率（％）				
			H30 年度 （実績値）	令和6年度 （目標値）	令和5年度 （実績値）	達成率	評価	
			58.8%	60%	45.0%	75.0%	△	

2	事業名	ブックスタート	所 管	図書館				
	概 要	4か月児健診時に、すべての乳児と保護者に良質な絵本の紹介や読書相談に応じるとともに、絵本を通じて親子が肌のぬくもりを感じながら、ことばかけをすることで親子の絆をつくる大切さを伝えます。	指 標	絵本の配布率（％）				
			H30 年度 （実績値）	令和6年度 （目標値）	令和5年度 （実績値）	達成率	評価	
			100%	100%	98.0%	98.0%	◎	

3	事業名	取手市要保護児童対策地域協議会	所 管	こども相談課				
	概 要	要保護・要支援児童等に対応するため、協議会の関係機関の連携強化を図り、適切な支援を検討実施します。	指 標	実務者会議開催回数（回）				
			H30 年度 （実績値）	令和6年度 （目標値）	令和5年度 （実績値）	達成率	評価	
			7 回	15 回	28 回	186.7%	◎	

※第二期取手市子ども・子育て支援事業計画 92 ページ参照

(2) 成果指標の評価

成果指標 1	保育所入所の待機児童数	データ取得先		保育課		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		11 人	0 人	3 人	—	○
成果指標 2	地域の子育て支援サービスや 施設が利用しやすいと感じる 保護者の割合	データ取得先		子ども・子育てアンケート		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		就学前 60.2%	就学前 70%	就学前 56.1%	80.1%	○
		小学生 46.4%	小学生 70%	小学生 48.9%	69.9%	△
成果指標 3	子育てを楽しんでいると感じる 保護者の割合	データ取得先		子ども・子育てアンケート		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		就学前 69.1%	就学前 80%	就学前 64.4%	80.5%	○
		小学生 61.2%	小学生 80%	小学生 58.6%	73.3%	△
成果指標 4	障害児を受け入れ可能な 認定こども園・幼稚園・ 保育所（園）数	データ取得先		保育課		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		認可 全施設	認可 全施設	認可 全施設	100%	◎
成果指標 5	地域の人が自分の子育てを 支えてくれていると感じる 保護者の割合	データ取得先		子ども・子育てアンケート		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		就学前 41.5%	就学前 60%	就学前 38.3%	63.8%	△
		小学生 43.6%	小学生 60%	小学生 43.0%	71.7%	△
成果指標 6	子どもの社会性の発達過程を 知っている親の割合	データ取得先		子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		94.3%	95%	91.8%	96.6%	◎
成果指標 7	積極的に育児をしている父親 の割合	データ取得先		子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		59.4%	60%	69.9%	116.5%	◎

※第二期取手市子ども・子育て支援事業計画 93 ページ参照

2. 基本目標3「子どもと親を育む環境づくり」分野の評価

(1) 進行管理の事業の評価

1	事業名	プレママ教室	所 管	保健センター			
	概 要	妊娠中の女性とその家族を対象に、妊娠期の健康管理から出産・育児に関する知識を学習する機会を設けます。	指 標	参加者数（人）			
			H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
			172 人	185 人	167 人	90.3%	○

2	事業名	学校図書館－市立図書館連携事業（ほんくる）	所 管	図書館			
	概 要	市立小中学校の児童生徒が学校図書館に配備したオンライン端末や家庭のパソコン、スマートフォン等から市立図書館の蔵書を予約し、通学している学校で本を受け取ることができる配送システムやWEBサービスを構築し、子どもたちの生活環境に合わせた読書環境を整備しています。	指 標	市立小中学生の図書館利用率（%）			
			H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
			小学生 57%	小学生 59%	小学生 44%	74.6%	△
			中学生 20%	中学生 22%	中学生 18%	81.8%	○

3	事業名	こども110番の家	所 管	学務課			
	概 要	市内におけるこども110番の家の登録協力を促進します。防犯ブザーの携帯や学校単位で地域ボランティアの協力などと併せて、通学中の児童生徒の安全確保に努めます。	指 標	登録件数（件）			
			H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
			2,137 件	2,197 件	1,905 件	86.7%	○

※第二期取手市子ども・子育て支援事業計画 101 ページ参照

(2) 成果指標の評価

成果指標 1	乳幼児健康診査受診率	データ取得先		保健センター		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		99.3%	100%	99.1%	99.1%	◎
成果指標 2	乳児家庭全戸訪問の訪問率	データ取得先		保健センター		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		98.7%	100%	99.6%	99.6%	◎
成果指標 3	子育て環境や支援に対する 満足度 （「満足」、「やや満足」の割合）	データ取得先		子ども・子育てアンケート		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		就学前 22.7%	就学前 30%	就学前 20.4%	68.0%	△
		小学生 14.3%	小学生 30%	小学生 17.5%	58.3%	△
成果指標 4	適応指導教室通室者の 学校復帰率 （学校復帰者／通室者数）	データ取得先		教育総合支援センター		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		69%	75%	20.0%	26.7%	△
成果指標 5	将来に夢をもっている 児童生徒の割合	データ取得先		指導課		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		75%	85%	74.5%	87.6%	○
成果指標 6	小児救急医療電話相談 （#8000）を知っている親の 割合（4か月）	データ取得先		子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		91.9%	92%	96.4%	104.8%	◎
成果指標 7	子どものかかりつけ医をもつ 親の割合	データ取得先		子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		68.2%	70%	81.0%	115.7%	◎
成果指標 8	妊娠・出産について満足して いる者の割合	データ取得先		子ども・子育てアンケート 保健センターアンケート		
		H30 年度 (実績値)	令和6年度 (目標値)	令和5年度 (実績値)	達成率	評価
		97.4%	98%	93.3%	95.2%	◎

※第二期取手市子ども・子育て支援事業計画 102 ページ参照

第5節 現状と課題

現状と課題 1 妊娠・出産に関すること

本市の児童人口は減少傾向で推移し、出生数は500人台で推移している状況です。依然として、少子化には歯止めがかからず、今後も少子化の進行が予測されており、少子化の要因として挙げられている子育てに係る経済的負担感や、非婚化・晩婚化などの抜本的な解決には至っていないのが現状です。

アンケート調査結果では、妊娠中や出産について困ったこととして、妊婦からは、「健診費用が負担だったこと」（本誌32頁）が上位に挙げられています。また、必要だと思う支援・対策では、「妊娠・出産に対する支援」（本誌35頁）が上位に挙げられています。

子ども・子育て支援法は、少子化対策の一環として改正が行われ、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始となりました。さらなる少子化対策の強化を図るため、令和6年6月には、子ども・子育て支援給付の一つとなっている児童手当の拡充に加え、妊娠・出産、産後における相談支援等に係る事業が地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることとなりました。

安心した妊娠・出産を迎えるためには、社会全体が子育て家庭に寄り添い、子育てに対する不安や負担感を和らげることを通じて、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが必要です。

現状と課題 2 子育てと仕事に関すること

女性就業率の上昇に伴い、アンケート調査の結果にも変化がみられます。

アンケート調査結果では、就学前児童保護者の母親の就労状況をみると、“就労している”母親は増加しており、それに伴い、教育・保育事業を「利用している」割合も増加しています（本誌21頁、22頁）。

教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法は、「父親が休んだ」割合が大きく増加していますが、昨今の新型コロナウイルス感染症による影響だけでなく、共働き世帯の増加に伴う父親の育児への参加が増えたことなどにより、父親が休んで子どもを見るケースが増えたと考えられます（本誌23頁）。

また、就学前児童保護者の育児休業の取得状況をみると、母親、父親ともに育児休業を取得した割合は増加しています（本誌20頁）。父親については、以前と比べて育児参加が促進されていることから、育児休業の取得促進に係る取り組みが一定の効果を上げているものと考えられます。

今後も、共働き世帯の増加や核家族化の進行などにより、子育てと仕事に困難を抱える家庭も増加していくと予測されます。そのため、引き続きワーク・ライフ・バランスの実現が重要であり、育児休業や短時間勤務など、多様な働き方を実現するために、企業に対する情報提供を通じて、職場環境を整備していくことが重要です。

さらには、家庭生活における性別による固定的役割分担意識を改善する啓発活動等を通じて、男性の育児参加を促進するための取り組みが必要です。

現状と課題 3 教育・保育に関すること

アンケート調査結果では、保育所（園）に求めることとして、就学前児童保護者からは、「職員の対応の充実」、「安全確保への配慮」が上位に挙げられています（本誌 25 頁）。また、小学生の保護者からは、子育てを支援するために必要と思う支援・対策として、「子どもへの教育支援」や「学校教育の充実」が上位に挙げられています（本誌 29 頁）。

人材確保や質の向上などは、教育・保育の現場だけでなく、人口減少が進む我が国において共通の課題となっています。また、潜在的保育士など現場への復帰支援の充実が必要となります。

就学前児童の教育・保育現場では、子どもたちの健康や安全管理が安定していることが基本となります。地震や気候変動、感染症の外的要因のほか、施設でのケガや事故など日々の活動の中であらゆることが起こります。安全システム機器等を活用するなどし、子どもの安全確保に努めることが求められています。

また、小学校においては、従来の学びのほかに新たに ICT を活用した多様な学びが提供され、情報活用能力を学習基盤とした資質・能力の向上が位置づけられています。その一方で、経済格差による教育格差問題、発達障害、不登校、いじめといった多くの課題があります。教員には、新しい課題に対応するためのスキル向上や対策が求められる一方、長時間労働の改善やメンタルヘルスの充実など教育現場における働き方改革の必要性が高まっています。子どもたちの成長には、「育てる＝家庭教育」、「教える＝学校教育」の二つの車輪が欠かせません。また、地域全体で子どもたちを守り育てることも重要となっています。

家庭・家族だから教えられること、学校だから学べることを理解し、家庭、学校、地域、また関係機関・関係団体との連携を図り、子どもたちの「生きる力」、「豊かな心」を育むことが重要です。

現状と課題 4 援護が必要な子ども・家庭に関すること

アンケート調査結果では、子育てに関して悩んでいることや困っていることとして、就学前児童保護者及び小学生の保護者からは、「子育てにお金がかかること」、「子どもの健康、発育に関すること」が上位に挙げられている一方で、少数ではあるものの、「孤独感があること」や「子育てに関する相談をする人がいないこと」と回答している方がいます（本誌 18 頁）。

保護者の多くは、子どもの子育てや教育に影響する環境の基本は「家庭」にあると考えていますが、特に問題を抱える子育て家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍など様々です。家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援など必要な家庭に適切な支援が行き届くよう相談体制や支援の充実を図ることが重要です。

また、近年では「ヤングケアラー」や「ダブルケア」など、周囲の人に気づかれずに潜在化しやすい子育て家庭もあることから、関係機関等との連携による訪問や相談支援体制の充実を図り、総合的な支援が求められています。

現状と課題 5 安全・安心について

アンケート調査結果では、子育てを支援するために必要だと思う支援・対策として、就学前児童保護者及び小学生の保護者、妊婦ともに、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が上位に挙げられています（本誌 29 頁、35 頁）。また、「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」と回答している方がいます。

地域で生活する上で、自動車が必要なこともあり、子どもが交通事故に巻き込まれてしまう可能性は否定できません。子どもと子育て家庭が安全・安心して生活できる生活環境を整備するとともに、地域住民や関係機関が一体となり、交通安全対策や防犯対策、防災対策などに努めることが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、子育て当事者が安心して子育てができるよう取手市次世代育成地域行動計画の基本理念を継承しつつ、自然豊かな取手市の地域の中で、市民、事業者とともに、取手の未来を担う世代を育むことを最大の目標とし、子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本理念 「未来を担う世代を育むまち取手」

人の一生において、特に幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児は、日々の生活や遊びの体験を通じて、多くのことを吸収し、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を養いながら成長していきます。

子どもを守り、育てる最も大きな責任は親にあります。その子どもの成長には、個人差があり、一様ではありません。子育て中の方々は、今まで経験したことがないことに戸惑い、悩みながらも子どもの笑顔と成長に元気をもらい日々を過ごされているかと思えます。

また、子どもの成長には、子どもが育つ環境が大きな影響を与えます。家庭だけでなく、教育・保育現場、地域社会など、子どもを温かく見守り、必要な支援を適切に受けられる環境が整っている必要があります。子ども自身が自らの五感を使い、自ら考え、様々なことを習得し、家庭と地域に見守られながら安心して成長し続けられる環境整備は、社会全体に求められる大きな役割です。

近年、女性の社会進出が進み、子どもを預け就労する家庭が増加している中で、教育・保育のニーズは高まりつつあります。地域社会では、地域コミュニティの希薄化や少子化により、子育て世帯が孤立化しやすい状況が問題となっています。さらに、情報技術の進化に伴い子育てに関する情報が溢れ、受け手側が正確な情報をしっかり取捨選択することが難しくなっていることが指摘されています。

子育て世帯を取り巻く環境は、常に大きく変化し続け、子育てへの価値観も多様化している中、子どもたちが育つ地域社会の役割は、今後より一層大きくなることが予想されます。豊かな自然が残り、都心へのアクセスもよい立地にある当市の特色を生かしながら、無限の可能性と未来ある子どもたちが、心身共に健やかに成長できる Well-being な状態を目指し、子育て当事者の不安へ耳を傾け、寄り添い、子どもの「子育て」をしっかりと支援できる体制を地域社会と連携して築き、子ども・子育て支援事業を推進していきます。

2. 基本目標

基本理念のもと、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

すべての子どもの健やかな育ちが保障されるためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、新制度における教育・保育をはじめとする各種事業について、市内の提供体制の確保と充実を図ります。ニーズに応えられる必要な事業量の確保に努めるとともに、適切な事業評価と改善・努力によりサービスの質の向上を図ります。⇒第4章、第5章へ

基本目標2 子育てにやさしい地域づくり

少子化の進行や核家族化の進展に伴い、子育て家庭の孤立化が懸念されており、情報提供や相談支援、各種サービスなどの多様な公的支援とともに、地域においては近隣からの見守りや手助けが求められます。また、子育てをめぐる家庭の状況は、障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的負担の軽減など、関係機関等との連携を図りながらきめ細やかな対応が必要です。

さらに、男女がともに個性や能力を十分に発揮しながら働くことができるよう、仕事と家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる社会の実現も求められていることから、行政だけでなく、健幸（健康で幸せ）な市民・地域、企業、各種団体が力を合わせて子どもと子育て家庭を支援する地域社会形成に向けた多様な取り組みを推進します。

⇒第6章へ

基本目標3 子どもと親を育む環境づくり

子どもの健やかな成長を助ける環境としては、心身の健康を支える保健・医療環境、子どもたちの能力と人間性を育む教育環境、親子の安全で安心な暮らしを支える生活環境が特に重要と考えられます。さらに近年では、ヤングケアラーのような潜在化しやすい問題にも注視し、これらの課題が子どもの成長を阻害しないよう、早期発見と適切な支援が重要です。

そのため、保健・医療・福祉・教育等の「分野間の連携」、学校・家庭・地域・関係機関等の「主体間の連携」を図り、総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通安全・防犯対策などを推進します。さらに、子どもの遊び場や居場所の確保、公園や道路交通環境の整備を図るなど、親子でより安全・快適で安心して暮らせる生活環境の実現を目指します。

⇒第7章へ

第2節 計画の体系

基本理念及び3つの基本目標のもと、施策を展開していきます。

基本理念 「未来を担う世代を育むまち取手」

基本目標	具体的施策
基本目標 1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供 ⇒第4章、第5章	1. 幼児期の教育・保育の提供体制の確保 ●1号認定・2号認定・3号認定 （特定教育・保育施設等の定員の確保） ●こども誰でも通園制度
	2. 地域子ども・子育て支援事業の展開 ●延長保育事業 ●一時預かり事業 ●病児・病後児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ●地域子育て支援拠点事業 ●利用者支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●養育支援訪問事業 ●妊婦健康診査 ●放課後児童クラブ ●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●子育て世帯訪問支援事業 ●児童育成支援拠点事業 ●親子関係形成支援事業 ●産後ケア事業 ●妊婦等包括相談支援事業
基本目標 2 子育てにやさしい地域づくり ⇒第6章	1. 地域における子育て支援体制の充実 2. 子育て家庭への経済的支援 3. 親・家庭・地域の教育力の向上 4. 要保護・要支援児童などへの対応の充実 5. 障害のある子どもの育ちの支援 6. 仕事と生活の調和が図れる社会の形成
基本目標 3 子どもと親を育む環境づくり ⇒第7章	1. 母子保健・医療環境の充実 2. 思春期の心身の成長を支える環境の充実 3. 子どもの健全育成のための教育環境の向上 4. 親子が安心して暮らせる生活環境づくり

第3節 子ども・子育て支援新制度の全体像

子育て世代の長時間勤務や女性の就業の増加などにより、保育の必要定員の確保とともに、延長保育や一時預かり、病児保育など、多様化するニーズへの対応も課題です。

子ども・子育て支援法等に基づく新制度は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組み構成となっています。「子ども・子育て支援給付」は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付及び児童手当からなります。「地域子ども・子育て支援事業」は、地域の実情に応じて実施する事業となります。

地域子ども・子育て支援事業には、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」が新たに位置づけられます。

また、「乳児等のための支援給付」を創設し、令和7年度に制度化され、令和8年度から全自治体で実施される「こども誰でも通園制度」を新たに加えました。

〈新制度における給付・事業の体系〉

子ども・子育て支援給付（第4章）

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う。)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う。)

乳児等のための支援給付

- こども誰でも通園制度（令和8年度から）

児童手当

地域子ども・子育て支援事業（第5章）

- 延長保育事業
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 利用者支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 妊婦健康診査
- 放課後児童クラブ
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 産後ケア事業
- 妊婦等包括相談支援事業

第4節 取手市の教育・保育提供区域

1. 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「①必要量の見込み」、「②提供体制の確保の内容」、「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことであります。

各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。なお、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分または事業ごとに設定することもできます。

2. 取手市における区域設定の考え方

本市では、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業については、事業の実施体制を市全体で効率的に整備する観点から、一部事業を除き、基本的には全市（1区域）と設定します。

なお、区域の設定にあたり、考慮した要素は主に以下のような事柄です。

- 保育施設については、自宅に近いことのほか、保護者の通勤経路から選択することが考えられ、居住地区と利用施設の区域が一致しないケースが多く想定されること。
- バスで通園する施設においては、市内広域または隣接市町からの利用も少なくないこと。
- 地域の枠を越えて施設が利用される現状を考慮した場合、保育ニーズに対応していくためには、広域での調整・確保が必要と考えられること。
- 幼稚園については、自宅に近いということだけでなく、たとえ多少遠くても各園の教育方針などを基準に選択したい保護者の意向があること。
- 保育需要の地域的な分布の密集度合いが、地域によって異なる（駅周辺、住宅地、農業地域など）と考えられ、従来の中学校区単位での確保策には限界があること。
- すべての事業について、基盤整備や提供体制の確保を5年間で推進していくことを考えた場合、区域を細かく設定しすぎると推進の妨げになることが懸念されること。
- 現行の保育所整備計画との連続性・整合性があること。
- 児童数の増減や様々なニーズの増減について、細かな区域設定では対応できない場合があること。
- 市内（1区域）とすることで、特徴のある教育・保育施設を選べるなど、利用者の選択の幅が広がること。
- きめ細かなニーズを把握するため、引き続きニーズ調査は中学校区の4区域で実施する。

〈市全域の基本情報〉

	人口 (人)	児童数 (人)			認定 こども園 (か所)	幼稚園 (か所)	認可 保育所 (園) (か所)	地域型 保育 (か所)	認可外 保育所 (か所)	事業所内 保育所 (か所)	企業 主導型 (か所)	子育て 支援 センター (か所)	放課後 子ども クラブ (か所)
		0-2 歳	3-5 歳	6-11 歳									
市全域	105,981	1,545	1,881	4,347	11	3	13	1	3	5	1	4	14

※令和6年4月1日現在



公立保育所	
①	永山保育所
②	井野なないろ保育所
③	白山保育所
④	久賀保育所
私立保育園	
⑤	取手保育園
⑥	ふたば保育園
⑦	育英保育園
⑧	たちばな保育園
⑨	共生保育園
⑩	稲保育園
⑪	戸頭東保育園
⑫	藤代駅前ナーサリースクール
⑬	藤代中央保育園
地域型保育	
⑭	どんぐり保育園

幼保連携型認定こども園	
⑮	たかさごスクール取手
⑯	たかさごスクール取手アネックス
⑰	取手ふたば文化
⑱	めぐみ幼稚園
⑲	みどりが丘幼稚園
⑳	戸頭さくらの森
㉑	取手幼稚園
㉒	つつみ幼稚園
幼稚園型認定こども園	
㉓	光風台幼稚園
㉔	白山幼稚園
㉕	あづま幼稚園
施設給付型幼稚園	
㉖	チューリップ幼稚園
㉗	チューリップ第二幼稚園
公立幼稚園	
㉘	藤代幼稚園

3. 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の設定区域

(1) 教育・保育（認定こども園・幼稚園・保育所等の定員）

教育・保育については、提供区域は1区域です。

区分	区域設定
教育・保育（1号認定・2号認定・3号認定）	1区域

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、提供区域は1区域（市全域）としますが、⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業・放課後子どもクラブ）については、事業の特性を踏まえ、4区域と設定します。

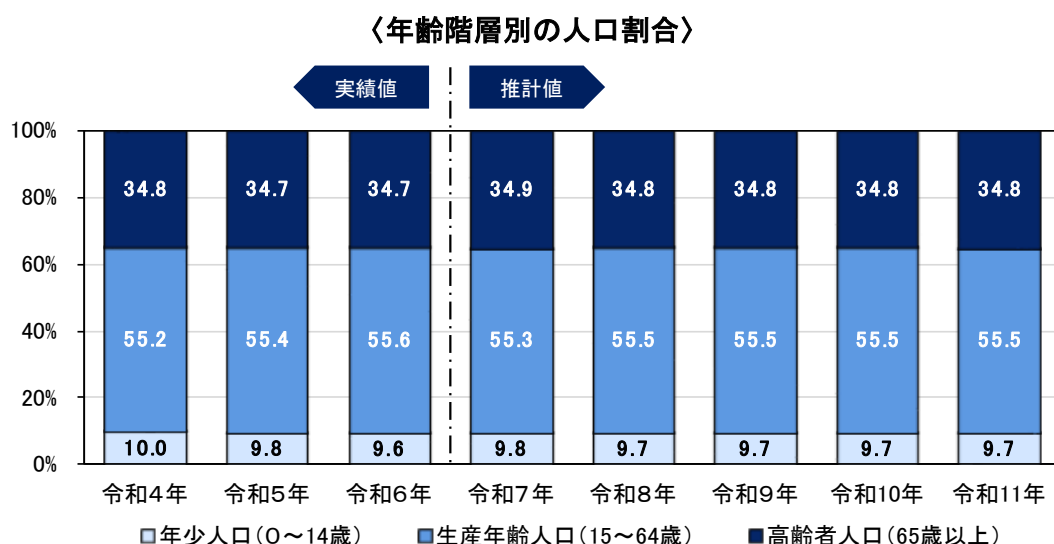
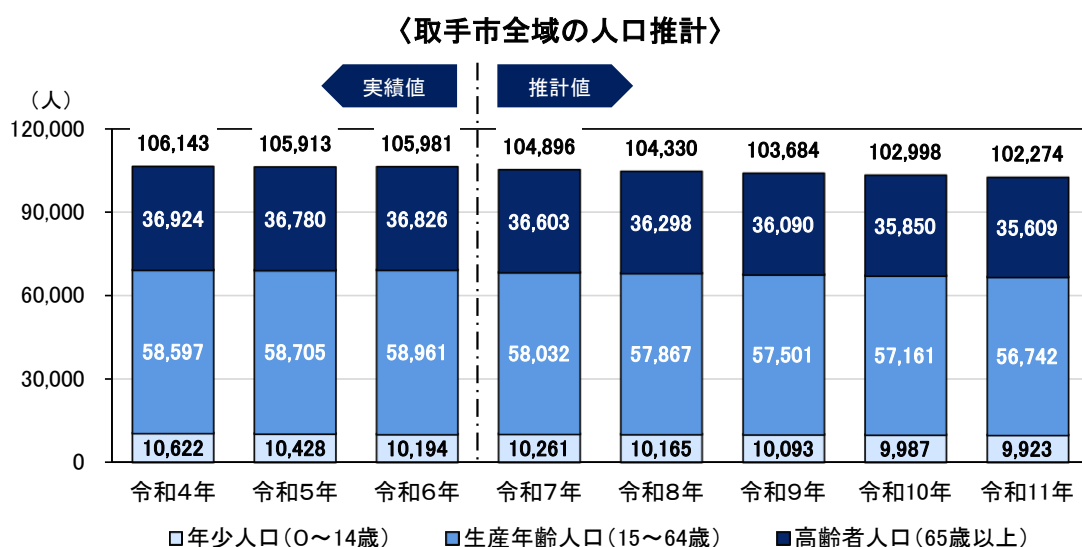
区分	区域設定
① 延長保育事業	1区域（市全域）
② 一時預かり事業	1区域（市全域）
③ 病児・病後児保育事業	1区域（市全域）
④ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	1区域（市全域）
⑤ 子育て短期支援事業	1区域（市全域）
⑥ 地域子育て支援拠点事業	1区域（市全域）
⑦ 利用者支援事業	1区域（市全域）
⑧ 乳児家庭全戸訪問事業	1区域（市全域）
⑨ 養育支援訪問事業	1区域（市全域）
⑩ 妊婦健康診査	1区域（市全域）
⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	4区域
⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1区域（市全域）
⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域（市全域）
⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	1区域（市全域）
⑮ 子育て世帯訪問支援事業	1区域（市全域）
⑯ 児童育成支援拠点事業	1区域（市全域）
⑰ 親子関係形成支援事業	1区域（市全域）
⑱ 産後ケア事業	1区域（市全域）
⑲ 妊婦等包括相談支援事業	1区域（市全域）

第5節 取手市の児童数の将来推計

1. 市全域の人口推計結果

市全域の人口推計結果は、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には人口が2,600人程度減少し、令和11年には102,274人となることが予測されます。

年齢階層別人口は、高齢者人口はピークを迎え、年少人口及び生産年齢人口ともに減少傾向が予測されます。そのため、年齢階層別人口の割合は、概ね横ばいで推移していくことが予測されます。

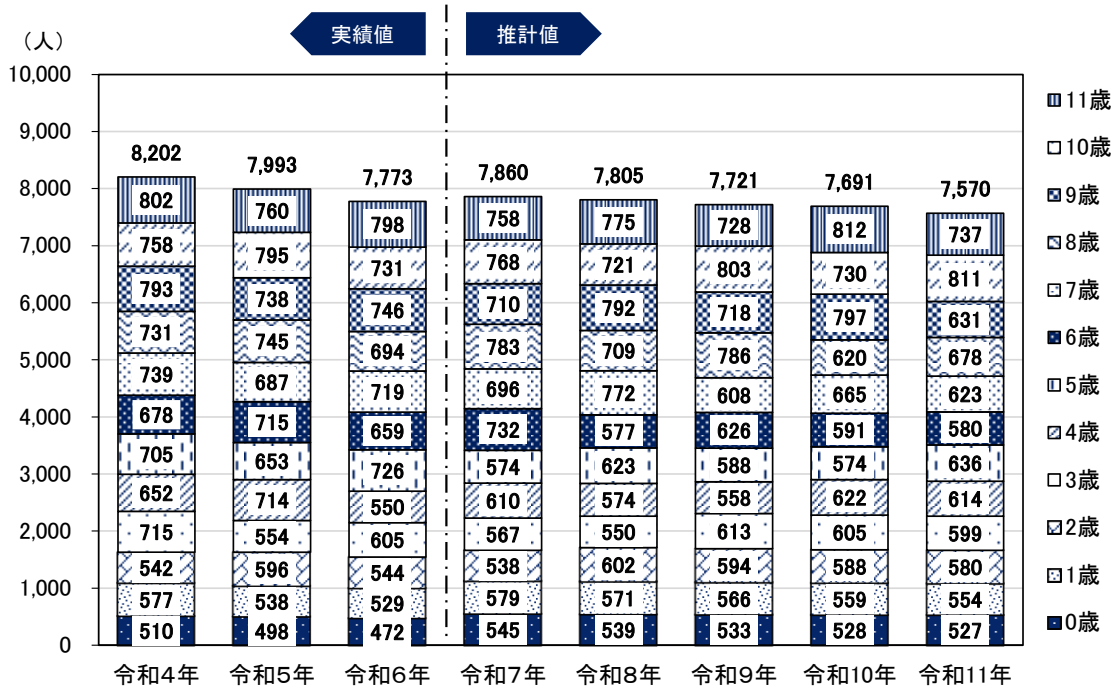


資料：令和4年から令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 市全域の児童数の推計結果

本市の人口推計結果から、0歳から11歳までの児童数をみると、今後も減少傾向で推移し、計画期間中には児童数が300人程度減少し、令和11年には7,570人となることが予測されます。

〈取手市全域の児童数の将来推計〉



(単位：人)

年齢	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	510	498	472	545	539	533	528	527
1歳	577	538	529	579	571	566	559	554
2歳	542	596	544	538	602	594	588	580
3歳	715	554	605	567	550	613	605	599
4歳	652	714	550	610	574	558	622	614
5歳	705	653	726	574	623	588	574	636
保育年齢 (0～5歳)	3,701	3,553	3,426	3,413	3,459	3,452	3,476	3,510
6歳	678	715	659	732	577	626	591	580
7歳	739	687	719	696	772	608	665	623
8歳	731	745	694	783	709	786	620	678
9歳	793	738	746	710	792	718	797	631
10歳	758	795	731	768	721	803	730	811
11歳	802	760	798	758	775	728	812	737
小学校年齢 (6～11歳)	4,501	4,440	4,347	4,447	4,346	4,269	4,215	4,060
合計	8,202	7,993	7,773	7,860	7,805	7,721	7,691	7,570

資料：令和4年から令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

第4章 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

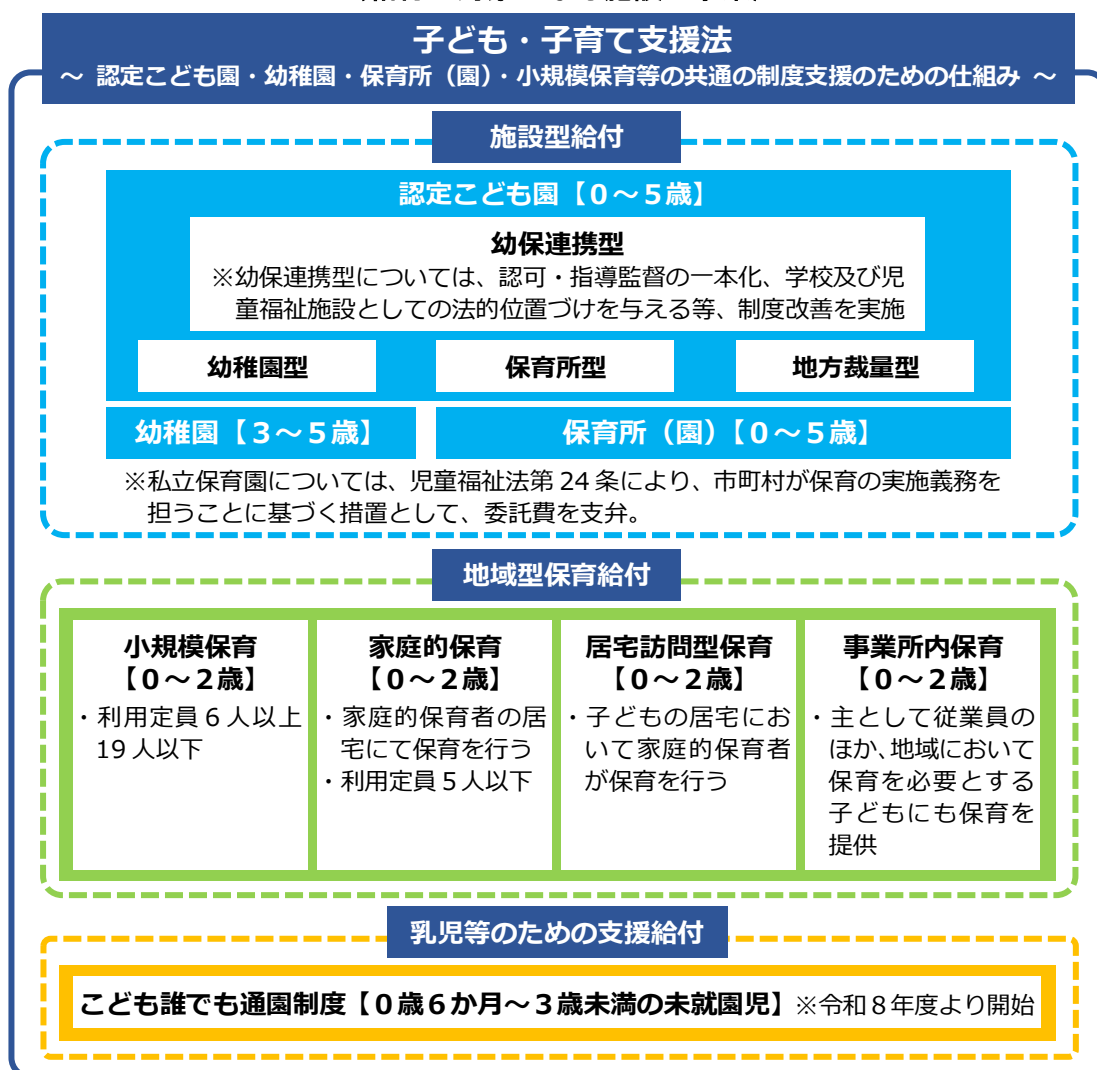
第1節 教育・保育施設の現状と今後

1. 新制度における給付制度

新制度では、「3歳以上のすべての子どもへの学校教育」と「保育の必要性がある子どもへの保育」について、個人の権利として保障する観点から給付制度を導入しており、認定こども園・幼稚園・保育所（園）・小規模保育等、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となります。また、令和8年度より保護者の就労の有無や理由を問わずに0歳6か月から3歳未満の未就園児が保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」が開始となります。

子ども・子育て支援制度のもと、地域の実情に応じて質の高い教育・保育や子育て支援が、必要かつ希望する家庭に適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する必要があります。

〈給付の対象となる施設・事業〉



2. 給付と認定

利用にあたっては、保護者が市町村へ申請し、市町村から保育の必要性の認定を受けて、給付が支給される仕組みとなります。

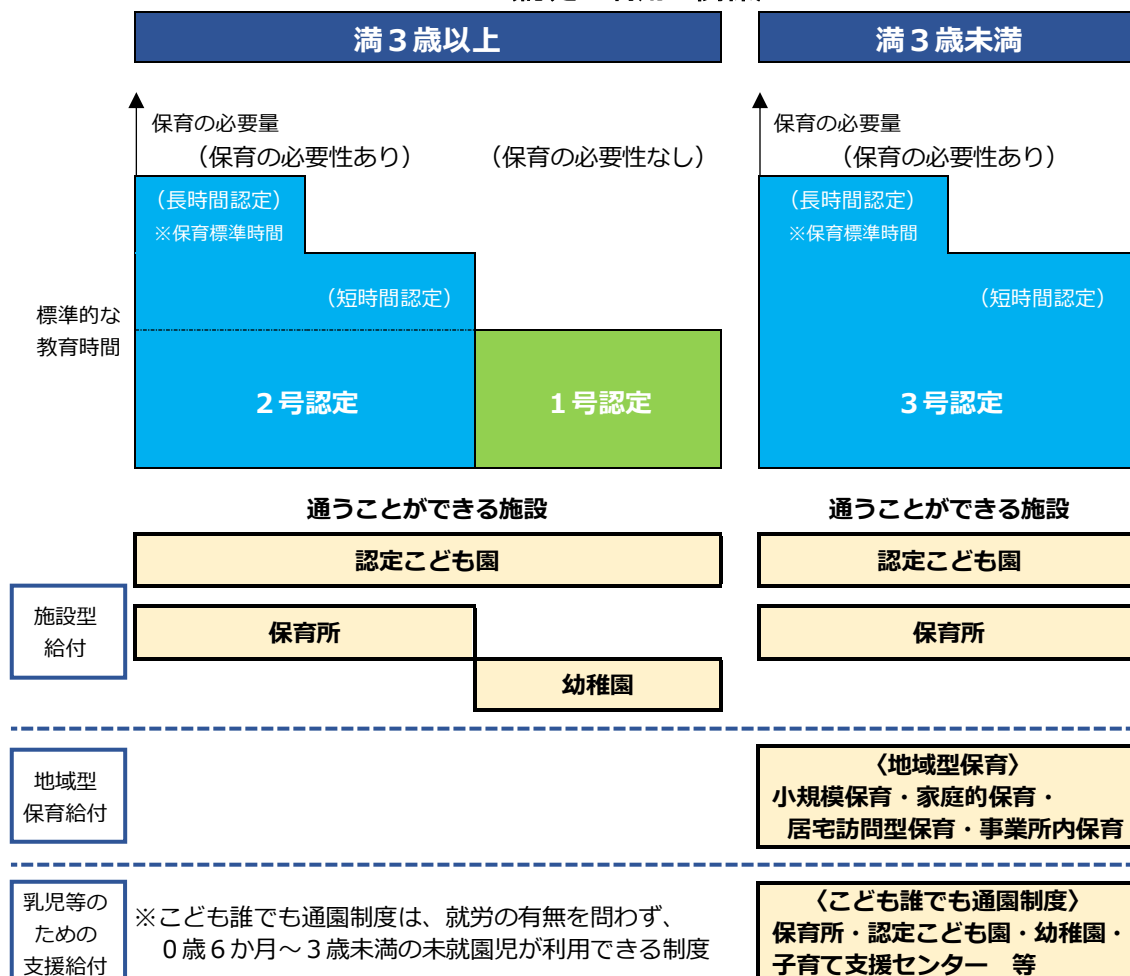
〈申請と認定の種類〉

- ・保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
 - ・保育の必要性から支給認定基準を認定。
- 1号認定：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）
 - 2号認定：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）
 - 3号認定：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）
- ※ 2号認定、3号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（長時間）認定」と「短時間認定」に保育の利用時間を区分。

市町村が定める客観的な基準（「事由」、「区分」、「優先利用」）のもと、認定された種別（1号・2号・3号）により、利用できる施設や時間が決定します。

なお、幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児の子どもたち及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもの利用料は無償となります。

〈認定と利用の関係〉



第2節 教育・保育の量の見込みと確保方策

1. 1号認定・2号認定【3～5歳】

単位:人	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数(3～5歳)	1,881	1,751	1,747	1,759	1,801	1,849
量の見込み(①)	1,798	1,678	1,710	1,739	1,781	1,791
1号認定	620	550	549	553	566	581
2号認定	1,178	1,128	1,161	1,186	1,215	1,210
確保方策(②)	2,158	1,878	1,914	1,919	1,919	1,919
特定教育・保育施設(1号)	975	695	695	695	695	695
特定教育・保育施設(2号)	1,183	1,183	1,219	1,224	1,224	1,224
差(②-①)	360	200	204	180	138	128

■確保方策について

- 1号認定は、近年の傾向からニーズが減少傾向となりますので、必要量について確保できる見込みです。
- 2号認定は、区域内の認定こども園、保育所(園)により確保できる見込みです。
- 教育ニーズの2号認定について、保護者の意向等により幼稚園、認定こども園の利用を希望する場合には、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、在園児の定期的な一時預かり事業の提供体制を確保した上で標準時間の教育を図ります。
- 幼児教育の希望が強い2号認定については、区域内の認定こども園により適正な給付が図られる見通しです。

2. 3号認定【0歳、1歳、2歳】

単位:人	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童数(0～2歳)	1,545	1,662	1,712	1,693	1,675	1,661
児童数(0歳)	472	545	539	533	528	527
児童数(1歳)	529	579	571	566	559	554
児童数(2歳)	544	538	602	594	588	580
量の見込み(①)	752	755	820	834	836	833
3号認定(0歳)	113	139	153	162	166	171
3号認定(1歳)	293	302	310	313	309	306
3号認定(2歳)	346	314	357	359	361	356
0～2歳保育利用率	48.7%	45.4%	47.9%	49.3%	49.9%	50.2%
確保方策(②)	904	904	928	934	934	934
特定教育・保育施設(0歳)	168	168	171	171	171	171
特定教育・保育施設(1歳)	294	294	304	305	305	305
特定教育・保育施設(2歳)	337	337	348	353	353	353
特定地域型保育事業	30	30	30	30	30	30
認可外保育施設	75	75	75	75	75	75
差(②－①)	152	149	108	100	98	101

■確保方策について

○必要な事業量は、区域内の認定こども園、保育所(園)により確保できる見込みです。

第3節 こども誰でも通園制度の量の見込みと確保方策

こども誰でも通園制度は、保護者の就労を問わず、保育所等に入園していない0歳6か月から3歳未満を対象として、月 10 時間まで時間単位で柔軟に保育所等を利用できる制度で、令和8年度より開始となります。

〈量の見込みと確保方策〉

単位:人	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		25	25	23	23
0歳		7	7	7	7
1歳		10	10	9	9
2歳		8	8	7	7
確保方策(②)		25	25	23	23
0歳		7	7	7	7
1歳		10	10	9	9
2歳		8	8	7	7
差(②-①)		0	0	0	0

第4節 教育・保育の一体的な提供の推進

子ども・子育て支援において、幼児期の学校教育・保育を担う保育所・認定こども園・幼稚園の役割は極めて重要です。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。子どもたちにとっては、教育認定・保育認定いずれであっても、幼稚園と保育所の同一のクラス、カリキュラムによる質の高い教育と必要な保育が組み合わされて受けられるものです。

本市では、令和6年4月1日現在、市内には認定こども園が11施設あり、保護者のニーズに合わせた質の高い教育と保育が提供されています。

公立の保育所は、永山保育所・井野なないろ保育所・白山保育所・久賀保育所の4施設があり、井野なないろ保育所と白山保育所については、子育て支援の拠点としての機能を併せ持つ施設となっています。地域に密着した質の高い保育の提供を推進するため、公立保育所の老朽化への対応と保育環境の向上を図ります。

今後も、幼稚園・保育所の垣根を越えた一体的な教育・保育が提供されるよう、引き続き運営法人に適切な事業運営を要請（指導・監督）していくとともに、教育・保育の一層の質の向上を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修などの支援に取り組みます。

第5節 産前・産後休業及び育児休業明けの保育等の利用支援

本市では、保育施設の案内窓口に子育て支援施設の案内を専門とする保育コンシェルジュを配置しています。

保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、希望に応じた教育・保育の円滑な利用につなげるため、保育施設の利用相談支援に努めています。

また、市内に4か所ある取手市立地域子育て支援センターでも、保育施設についての利用相談を受け付けています。

今後も保護者に寄り添った利用支援の充実に努めていきます。

第5章 地域子ども・子育て支援事業の展開

1. 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

令和5年度の状況

◇実利用人数：750人

◇実施か所数：22か所（公立保育所5か所、私立保育園8か所、認定こども園8か所、事業所内保育施設1か所）

■ 量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、量の見込みは増加傾向で見込み、確保方策における実利用者数は見込み量を設定しています。事業の性質上定員の設定はないことから、市内の保育所（園）等において引き続き安定的に事業を実施し、必要な事業量の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	845人	867人	874人	891人	910人
確保方策(②)					
実利用者数	845人	867人	874人	891人	910人
実施か所数	22か所	23か所	23か所	23か所	23か所
差(②－①)	0人	0人	0人	0人	0人

2. 一時預かり事業

(1) 一時預かり（幼稚園型）

従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

令和5年度の状況

◇延べ利用者数：10,619 人日

◇実施か所数：13 か所（幼稚園3か所、認定こども園 10 か所）

■ 量の見込みと確保方策

現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

（1年あたり延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	10,619 人日	10,619 人日	10,619 人日	10,619 人日	10,619 人日
確保方策(②)					
一時預かり事業 （幼稚園型）	10,619 人日	10,619 人日	10,619 人日	10,619 人日	10,619 人日
実施か所数	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所
差(②－①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(2) 一時預かり（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かる事業です。

○一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、保育所（園）、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○子育て短期支援事業（夜間養護等事業：トワイライトステイ）とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

令和5年度の状況

（1年あたり延べ）

種別	人数	か所数
一時預かり事業（一般型）	2,443 人日	9 か所
子育て援助活動支援事業	869 人日	1 か所
子育て短期支援事業	0 人日	0 か所
合計	3,312 人日	10 か所

■ 量の見込みと確保方策

一時預かりに対するニーズは高いことから、一般型では9か所、子育て援助活動支援事業では1か所を設置し、事業量の確保に努めます。

なお、本市においては、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）で事業量を確保する方策は見込んでおりません。

〈量の見込みと確保方策〉

（1年あたり延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	3,288 人日	3,288 人日	3,288 人日	3,288 人日	3,288 人日
確保方策(②)	3,288 人日	3,288 人日	3,288 人日	3,288 人日	3,288 人日
一時預かり事業（一般型）	2,434 人日	2,434 人日	2,434 人日	2,434 人日	2,434 人日
	9 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	854 人日	854 人日	854 人日	854 人日	854 人日
	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
子育て短期支援事業 （夜間養護等事業：トワイライトステイ）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
差(②－①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

3. 病児・病後児保育事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

○病児保育事業（病児対応型）とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業です。

○病児保育事業（病後児対応型）とは、児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業です。

○病児保育事業（体調不良児対応型）とは、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応を図る事業です。

○病児保育事業（訪問型）とは、保護者が就労等のために病気のお子さんを看病できない場合に、自宅に保育者が訪問して、一時的に保育を行う事業です。

○病児保育事業（送迎対応）とは、保育施設等で児童が体調不良となった際、保護者が仕事の都合等で迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師または、保育士が保護者の代わりに保育施設等へ迎えに行き、病児保育施設が連携している医療機関の医師の診察を受け、保護者が迎えに来るまで病児保育施設で一時的に保育する事業です。

○子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）とは、ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業です。

令和5年度の状況

（1年あたり延べ）

種別	人数	か所数
病児保育事業(病児対応型)	108 人日	1 か所
病児保育事業(病後児対応型)	19 人日	2 か所
病児保育事業(体調不良児対応型)	0 人日	0 か所
病児保育事業(訪問型)	0 人日	0 か所
病児保育事業(送迎対応)	0 人日	0 か所
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	0 人日	0 か所
合計	127 人日	3 か所

■ 量の見込みと確保方策

病児保育事業に対するニーズは高いものの利用に至らないケースが多く、利用人数は大きく伸びていない一方で、核家族化の進展や共働き世帯の増加により、需要は拡大していくと予測されることから、現在の設置か所数を維持し、提供量の確保に努めます。

なお、本市においては、病児保育事業（訪問型）、病児保育事業（送迎対応）、子育て援助活動支援事業で事業量を確保する方策は見込んでおりません。

〈量の見込みと確保方策〉

（1年あたり延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	174人日	187人日	202人日	218人日	235人日
確保方策(②)	174人日	387人日	402人日	418人日	436人日
病児保育事業 (病児対応型)	148人日	161人日	176人日	192人日	210人日
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
病児保育事業 (病後児対応型)	26人日	26人日	26人日	26人日	26人日
	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
病児保育事業 (体調不良児対応型)	0人日	200人日	200人日	200人日	200人日
	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
病児保育事業 (訪問型)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
病児保育事業 (送迎対応)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
差(②-①)	0人日	200人日	200人日	200人日	201人日

4. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和5年度の状況

◇延べ利用者数：2,476 人日

■ 量の見込みと確保方策

引き続き、多様なニーズに対応するため、提供会員の確保に努め、活動人数の増加を図ります。また、本事業の周知を図り、利用者のニーズの掘り起こしに努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

（1年あたり延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	2,540 人日	2,540 人日	2,540 人日	2,540 人日	2,540 人日
未就学児	879 人日	879 人日	879 人日	879 人日	879 人日
就学児	1,661 人日	1,661 人日	1,661 人日	1,661 人日	1,661 人日
確保方策(②)	2,540 人日	2,540 人日	2,540 人日	2,540 人日	2,540 人日
未就学児	879 人日	879 人日	879 人日	879 人日	879 人日
就学児	1,661 人日	1,661 人日	1,661 人日	1,661 人日	1,661 人日
差(②-①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

5. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育をすることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に養育を依頼し、必要な保護を行う事業です。

令和5年度の状況

【ショートステイ事業】

◇延べ利用者数：0人日

◇実施か所数：5か所

【トワイライトステイ事業】

◇実施なし

■ 量の見込みと確保方策

引き続き、近隣5か所の乳児院・児童養護施設に事業を委託し、養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保しながら、事業量の確保に努めます。

現在、トワイライトステイ事業の実施予定はありませんが、既存のショートステイ事業の周知と利用促進を図りながら、トワイライトステイ事業に対するニーズ等を把握し、事業の必要性を検討していきます。

〈量の見込みと確保方策（ショートステイ事業）〉

（1年あたり延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
確保方策(②)					
実利用者数	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
差(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

6. 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和5年度の状況

◇延べ利用者数：92,778 人日

■ 量の見込みと確保方策

教育・保育の提供区域における事業量の確保を図るため、引き続き、白山・戸頭・井野なないろ・藤代の市内4か所の地域子育て支援センター及び取手ウェルネスプラザキッズプレイルームを運営します。戸頭・藤代地域子育て支援センターは令和6年度から民間に業務委託しました。また、藤代駅前に民間事業者が地域子育て支援センター「フジシロン」を令和6年度から開設しました。

〈量の見込みと確保方策〉

(1年あたり延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	71,889 人日	71,889 人日	71,889 人日	71,889 人日	71,889 人日
確保方策(②)					
実利用者数	71,889 人日	71,889 人日	71,889 人日	71,889 人日	71,889 人日
実施か所数	6 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
差(②-①)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

7. 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している人に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等が円滑に利用できるよう、身近な実施場所で、情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- 基本型とは、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものです。
- 地域子育て相談機関とは、身近な場所で相談ができ、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的とするものです。
- 特定型とは、市町村の窓口において、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行うものです。
- 母子保健型とは、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築するものです。
- こども家庭センター型とは、母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に行う機関で、妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を行うことを目的とするものです。
※母子保健型は令和5年度まで。こども家庭センター型は令和6年度から設置。
- 妊婦等包括相談支援事業型とは、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行うことを目的とするものです。

令和5年度の状況

- ◇基本型：実施なし ※利用者支援専門員の配置
- ◇特定型：1か所
- ◇母子保健型：1か所

■ 量の見込みと確保方策

現在の設置か所数を維持し、支援体制を確保します。

〈量の見込みと確保方策〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
地域子育て相談機関	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型 (妊婦等包括相談支援事業型含む)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策(②)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
地域子育て相談機関	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型 (妊婦等包括相談支援事業型含む)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差(②-①)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

8. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児や保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行い、養育についての相談、助言その他の援助を行う事業です。

令和5年度の状況

◇訪問乳児数：495人（対象乳児数：497人）

■量の見込みと確保方策

市内の対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果をもとに事業量を見込んでいます。引き続き、保健センターの事業として実施し、保健師・保育士等で、必要な事業量を確保します。

〈量の見込みと確保方策〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	502人	488人	474人	461人	448人
確保方策 (実施体制／実施機関)	保健師・保育士等／保健センター				

9. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

令和5年度の状況

◇訪問実人数：58人

■量の見込みと確保方策

利用実績を踏まえ、今後も核家族化の進展、共働き世帯の増加に伴い、子育てに困難を抱える家庭も増加していくことが予測されることから、事業量は増加で見込んでいます。引き続き、市のこども相談課、保健センターの事業として実施し、市の職員、保健師、家庭相談員で、必要な事業量を確保します。

〈量の見込みと確保方策〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	62人	67人	72人	77人	83人
確保方策 (実施体制／実施機関)	保健師・家庭相談員・心理・福祉職等／こども相談課・保健センター				

10. 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

令和5年度の状況

◇延べ受診回数：5,849 人回

■ 量の見込みと確保方策

実績を踏まえて事業量を見込んでいます。今後も、茨城県医師会、茨城県助産師会等との連携のもと、医療機関等における受診機会の提供及び促進を図るとともに、県外の契約医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

〈量の見込みと確保方策〉

(1年あたり延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,229 人回	5,938 人回	5,661 人回	5,396 人回	5,144 人回
確保方策 (実施体制／実施場所)	茨城県医師会・茨城県助産師会・県外契約医療機関／ J A とりで総合医療センター・秋田医院・かんの産婦人科クリニック				
実施時期	・妊娠初期～23 週（4 週間に 1 回） ・24 週～35 週（2 週間に 1 回） ・36 週～出産まで（1 週間に 1 回）				

11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【※4区域】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の利用可能教室、体育館、校庭等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本市では、保護者の就労状況を問わず、市内の小学校に通う小学1～6年生のすべての児童を対象とした「放課後子どもクラブ」として、放課後子供教室との一体的な運営を行っています。

令和5年度の状況

	クラブ数	定員数	1日あたりの 平均利用人数	平均登録児童数		
					小学1～3年	小学4～6年
取手第一中学校区域	2 箇所	250 人	112 人	269 人	180 人	89 人
取手第二中学校区域	3 箇所	394 人	124 人	314 人	227 人	87 人
戸頭・永山中学校区域	3 箇所	405 人	150 人	361 人	279 人	82 人
藤代・藤代南中学校区域	6 箇所	494 人	183 人	418 人	280 人	138 人
市全域	14 箇所	1,543 人	569 人	1,362 人	966 人	396 人

※定員数については、受け入れ可能人数を明記したものです。

受け入れ可能人数については、クラブ室の面積を1人あたりの面積基準（1人/1.65㎡）で算出。

①取手第一中学校区域

	クラブ数	定員数	1日あたりの 平均利用人数	平均登録児童数		
					小学1～3年	小学4～6年
取 手小学校区	1 箇所	101 人	56 人	131 人	83 人	48 人
取手東小学校区	1 箇所	149 人	56 人	138 人	97 人	41 人
区域合計	2 箇所	250 人	112 人	269 人	180 人	89 人

②取手第二中学校区域

	クラブ数	定員数	1日あたりの 平均利用人数	平均登録児童数		
					小学1～3年	小学4～6年
白 山小学校区	1 箇所	168 人	43 人	109 人	85 人	24 人
寺 原小学校区	1 箇所	149 人	42 人	96 人	67 人	29 人
取手西小学校区	1 箇所	77 人	39 人	109 人	75 人	34 人
区域合計	3 箇所	394 人	124 人	314 人	227 人	87 人

③戸頭・永山中学校区域

	クラブ数	定員数	1日あたりの 平均利用人数	平均登録児童数		
					小学1～3年	小学4～6年
永 山小学校区	1 箇所	82 人	28 人	71 人	55 人	16 人
高 井小学校区	1 箇所	174 人	85 人	200 人	156 人	44 人
戸 頭小学校区	1 箇所	149 人	37 人	90 人	68 人	22 人
区域合計	3 箇所	405 人	150 人	361 人	279 人	82 人

④藤代・藤代南中学校区域

	クラブ数	定員数	1日あたりの 平均利用人数	平均登録児童数		
					小学1～3年	小学4～6年
山 王小学校区	1 か所	76 人	19 人	31 人	23 人	8 人
藤 代小学校区	1 か所	104 人	50 人	114 人	74 人	40 人
久 賀小学校区	1 か所	80 人	37 人	84 人	54 人	30 人
六 郷小学校区	1 か所	80 人	14 人	29 人	13 人	16 人
宮和田小学校区	1 か所	77 人	35 人	89 人	68 人	21 人
桜が丘小学校区	1 か所	77 人	28 人	71 人	48 人	23 人
区域合計	6 か所	494 人	183 人	418 人	280 人	138 人

■ 量の見込みと確保方策

登録児童数のうち1日あたりの平均利用人数が4割程度であることを踏まえ、1日あたりの平均利用人数を事業量として見込んでいます。引き続き、各小学校において事業を実施し、児童が身近な地域で利用できるよう確保に努めます。

(1) 市全域

〈量の見込みと確保方策〉

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		552 人	530 人	523 人	500 人	489 人
	小学1年生	173 人	162 人	161 人	150 人	149 人
	小学2年生	121 人	112 人	111 人	103 人	103 人
	小学3年生	104 人	98 人	97 人	89 人	89 人
	小学4年生	93 人	97 人	94 人	97 人	91 人
	小学5年生	39 人	40 人	39 人	41 人	38 人
	小学6年生	22 人	21 人	21 人	20 人	19 人
確保方策(②)						
全区域合計	施設数	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所
	定員	1,543 人	1,543 人	1,543 人	1,543 人	1,543 人
差(②定員－①)		991 人	1,013 人	1,020 人	1,043 人	1,054 人

(2) 取手第一中学校区域

現在、小学校区ごとに1か所ずつ設置しています。現在の設置か所数を維持し、提供体制の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		100人	96人	92人	87人	84人
	小学1年生	31人	28人	27人	24人	24人
	小学2年生	22人	20人	19人	17人	17人
	小学3年生	15人	14人	14人	12人	12人
	小学4年生	22人	23人	22人	23人	21人
	小学5年生	8人	9人	8人	9人	8人
	小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策(②)						
取手小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
取手東小学校区		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
区域合計	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	定員	250人	250人	250人	250人	250人
差(②定員－①)		150人	154人	158人	163人	166人

(3) 取手第二中学校区域

現在、小学校区ごとに1か所ずつ設置しています。現在の設置か所数を維持し、提供体制の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	149人	144人	144人	138人	140人
小学1年生	46人	44人	44人	43人	44人
小学2年生	36人	34人	34人	33人	34人
小学3年生	26人	25人	25人	24人	25人
小学4年生	21人	21人	21人	20人	19人
小学5年生	10人	10人	10人	9人	9人
小学6年生	10人	10人	10人	9人	9人
確保方策(②)					
白山小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
寺原小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
取手西小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
区域合計	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所
	定員	394人	394人	394人	394人
差(②定員－①)	245人	250人	250人	256人	254人

(4) 戸頭・永山中学校区域

現在、小学校区ごとに1か所ずつ設置しています。現在の設置か所数を維持し、提供体制の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		143人	146人	151人	152人	148人
	小学1年生	53人	53人	55人	54人	52人
	小学2年生	29人	29人	30人	30人	29人
	小学3年生	32人	32人	33人	32人	31人
	小学4年生	20人	23人	23人	25人	25人
	小学5年生	9人	9人	10人	11人	11人
	小学6年生	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策(②)						
区域合計	永山小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	高井小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	戸頭小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	定員	405人	405人	405人	405人	405人
差(②定員-①)		262人	259人	254人	253人	257人

(5) 藤代・藤代南中学校区域

現在、小学校区ごとに1か所ずつ設置しています。現在の設置か所数を維持し、提供体制の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)		160人	144人	136人	123人	117人
	小学1年生	43人	37人	35人	29人	29人
	小学2年生	34人	29人	28人	23人	23人
	小学3年生	31人	27人	25人	21人	21人
	小学4年生	30人	30人	28人	29人	26人
	小学5年生	12人	12人	11人	12人	10人
	小学6年生	10人	9人	9人	9人	8人
確保方策(②)						
区域合計	山王小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	藤代小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	久賀小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	六郷小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	宮和田小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	桜が丘小学校区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	定員	494人	494人	494人	494人	494人
差(②定員-①)		334人	350人	358人	371人	377人

★放課後子供教室事業

放課後子供教室は、コーディネーターを中心に、協働活動サポーターや事業を行う個人・団体等と連携しながら、放課後等に体験・交流活動などを実施しています。

〈令和 11 年度の目標事業量〉

		現状	目標年度
		令和5年度	令和 11 年度
放課後児童クラブ	1 日平均利用者数	569 人	489 人
	クラブ数	14 クラブ	14 クラブ
	定 員	1,543 人	1,543 人
放課後児童クラブと放課後子供教室の 校内交流型実施数	登録児童数	1,831 人	1,635 人
	クラブ数	14 か所	14 か所

〈放課後子供教室の整備計画〉

	現状	整備予定				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
教 室 数	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所	14 か所

■実施に関する方策

本市では、市内すべての小学校において、小学校1年生から6年生を対象に、放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型での運営を行っています。放課後子供教室の実施にあたっては、コーディネーターを中心に、協働活動サポーターや事業を行う個人・団体や学校、クラブ職員が連携して取り組んでいます。

今後も、コーディネーターを中心に、地域の実情に応じた事業の充実に努めます。

12. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護及び支援を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくための事業です。

令和5年度の状況

【会議】

◇代表者会議（関係機関の管理職による共通認識を図るための会議）：年1回

◇実務者会議

- ・進行管理会議（ケースの状況確認と支援方針の適正を図る会議）：年12回
- ・学校等連絡会議（学校や保育所等と連携を図るための会議）：年2回
- ・主任児童委員連携会議（主任児童委員と連携を図るための会議）：年14回

◇個別支援会議（ケースに関わっている担当者による会議）：年93回

【啓発活動】

11月の虐待防止月間に啓発活動を実施し、児童虐待の予防や早期発見を図っています。

◇オレンジリボン運動の実施

■ 量の見込みと確保方策

会議及び啓発活動を実施し、関係機関との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見、適切な支援を行っていきます。

〈量の見込みと確保方策〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実施	実施	実施	実施	実施
確保方策 (実施体制／実施機関)	児童福祉機関職員、保健医療機関職員、教育機関職員、 警察・司法関係職員／ 要保護児童対策地域協議会事務局（こども相談課）				

13. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得者世帯の保護者が特定教育・保育施設等に支払う日用品・文房具等の費用を助成する事業です。また、低所得者世帯等の保護者が特定教育・保育施設等に支払う満3歳以上児の給食の副食費を補助する事業です。

令和5年度の状況

【日用品・文房具等】

◇申請者なし

【副食費】

◇申請者数：7人

■ 量の見込み

引き続き、必要に応じた助成・補助を実施します。

〈量の見込み〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（日用品・文房具等）	実施	実施	実施	実施	実施
量の見込み（副食費）	実施	実施	実施	実施	実施

14. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等に新規参入する事業者に対しての巡回支援や特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の職員加配にかかる費用を補助する事業です。事業経験のある者を活用した巡回支援や特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園の職員加配等が対象です。

令和5年度の状況

◇申請者なし

■ 量の見込み

引き続き、必要に応じた補助を実施します。

〈量の見込み〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	—	—	—	—

15. 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

■ 量の見込みと確保方策

近隣の訪問介護事業所など、委託先を確保し、支援体制の整備に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

(1年あたり延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	36人日	36人日	36人日	35人日	35人日
確保方策(②)					
実利用者数	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差(②実利用者数－①)	0人日	0人日	0人日	1人日	1人日

16. 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■ 量の見込みと確保方策

現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につなげていきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

17. 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

■ 量の見込みと確保方策

親子間における適切な関係性の構築を目的とした専門的プログラム等を実施できる事業所へ委託し、支援体制の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	15人	15人	15人	15人	15人
確保方策(②)					
実利用者数	15人	15人	15人	15人	15人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
差(②実利用者数－①)	0人	0人	0人	0人	0人

18. 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

■ 量の見込みと確保方策

引き続き、医療機関等に事業を委託し、養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保しながら、事業量の確保に努めます。

〈量の見込みと確保方策〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	213人	255人	296人	337人	379人
確保方策 (実施体制／実施場所)	J Aとりで総合医療センター・かんの産婦人科クリニック 市外・県外医療機関等				

19. 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

■ 量の見込みと確保方策

妊婦やその配偶者等に対して、伴走型相談支援として行っている母子健康手帳発行時の面談や8か月アンケートの機会を活用し、情報提供や相談対応等を行い出産に向けた切れ目のない支援につなげていきます。

〈量の見込みと確保方策〉

(1年あたり延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(①)	1,539人回	1,539人回	1,539人回	1,539人回	1,539人回
確保方策(②)	1,539人回	1,539人回	1,539人回	1,539人回	1,539人回
差(②-①)	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

第6章 子育てにやさしい地域づくり

1. 地域における子育て支援体制の充実

令和4年の児童福祉法の改正により、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めるとされています。本市では、令和7年4月に設置し、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、「母子保健」、「児童福祉」の各部門が情報を共有しながら、妊娠期から子育て期まで一体的な相談や支援を行います。

子育て家庭における孤立感や不安感を軽減するため、気軽に相談することができ、適切なアドバイスを受けられる場所の充実や保護者同士の交流、情報交換ができる場の提供に努めるとともに、様々な媒体を活用した情報提供の充実に努めます。

また、公的な取り組みだけでなく、市民の自主的な子育て支援活動により地域全体として、子育て支援のネットワークの形成に努め、地域の人々の参加と協力のもとに地域をあげた子どもの育成環境の充実を図ります。

令和3年の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は11.5%と、約10人に1人が相対的貧困状態にあることを示しています。子どもの現在と将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに育成し、教育の機会均等が保障されるよう、子どもの貧困対策を推進します。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項 目	内 容	所管課等
地域子育て支援センター	多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援します。また、保育所（園）等との連携を図り、市民サービスの向上に努めます。 子育ての悩みなどを気軽に相談できる環境をつくるため、子育て支援センターの相談事業を中心に、身近な場所で相談できる体制づくりに努めます。	保育課
とりでファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と手助けができる人（協力会員）が会員となり、地域の育児に関する相互援助活動を推進します。	こども政策課
こども家庭センター	妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援等を行います。	こども相談課 保健センター

項 目	内 容	所管課等
保育コンシェルジュ	保育コンシェルジュとは、保育課に配置された保育サービス情報を提供する相談員です。保護者のニーズを把握し、就学前の子どもの預け先について、保護者のニーズと保育サービスの橋渡しを行っています。今後は必要に応じてオンライン相談ができるよう、体制を整備します。	保育課
Web サイト 子育てタウン 「ママフレ」	育児を応援する行政サービスガイドとして、ホームページを運営しています。子育てサービスをまとめて案内し、子育て中の方に必要な情報を提供します。	こども政策課
親子の絆づくり プログラム（ＢＰ１）	子育ての知識を学ぶだけではなく、助け合える仲間をつくり、親が安定した心で子どもに関わることができるように、認定資格をもった保健センターの保健師等がプログラムを実施します。	保健センター
キッズプレイルーム	子どもの自由な運動や遊びを通じ、物事を考える力や運動能力を育てるとともに、子育てに関する不安や課題を解決するための相談・指導事業を展開します。あわせて、子育て中の親と、その子どもさらには親同士が相互に交流する事業を展開し、市民の子育てを支援します。	健康づくり推進課
子育て支援コーナー	図書館では、小さい子どもを連れた方が気がねなく情報を探せるよう、児童コーナーに書棚を設置し、子育て関連の図書・雑誌を配置します。また、市内の子育て支援施設のチラシや、市役所や保健センターなどの子育て関連情報も提供します。	図書館
ぬくもり学習支援	生活保護世帯等の小学校３年生以上の児童、中学校３年生以下の生徒に対し、学習支援、児童生徒の悩みや進学に関する助言等を行い、児童生徒の学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ります。また、学習のみならず子どもの居場所となるよう支援します。	社会福祉課
子ども食堂の支援	子ども食堂の相談に対して補助金等の案内を実施するとともに、設立や活動の継続等の相談窓口として「子ども食堂サポートセンターいばらき」の情報を提供します。	市民協働課 (社福)社会福祉協議会
妊産婦・子育て女性の 健康づくり事業	市内在住・在学・在勤の者で、妊娠 16 週以降の妊婦及び乳幼児のいる母親を対象に健康づくり事業を実施します。主に運動指導士の指導による運動、助産師や保健師による講座・相談、参加者同士の交流を行います。	健康づくり推進課

2. 子育て家庭への経済的支援

社会情勢の変化が著しい中、子育て家庭の経済的負担が増加しています。子育て家庭が抱える不安として、経済的負担を挙げる家庭も少なくないことから、子育て家庭の経済的負担を軽減できるよう、家庭状況に応じた経済的支援の充実に努めます。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項 目	内 容	所管課等
妊婦のための支援給付金	妊娠の届出をされた方へ、面談後支援給付を行います。	こども相談課
教育・保育給付	認定こども園、幼稚園、保育所等の利用にあたり、施設型給付費、地域型保育給付費等を支給します。	保育課
児童手当支給	高校3年生までの児童を養育する世帯に対し、児童1人につき児童手当を支給します。	こども政策課
教育・保育施設の利用者負担の軽減と減免	認定こども園、幼稚園、保育所の保育料について、3～5歳児は一律無償化対象です。 また、低所得世帯等に対しては、給食費のうち副食費分が無償化対象となります。	保育課
妊産婦医療費の助成	申請により妊娠届出があった日の属する月の初日から出産のあった日の属する月の翌月末日までの期間に医療機関（産科・婦人科）で保険診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成（所得制限あり）します。今後も子どもを産みやすい環境整備の一環として、妊産婦が医療を簡易に受けられるようにしていきます。	国保年金課
小児等医療費の助成	出生から18歳（高校生相当年齢）までの小児等に対し、病気などで医療機関において保険診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。今後も経済的負担の大きい子育て家庭に医療を簡易に受けられるようにするため医療福祉費助成制度及びぬくもり医療支援事業の定着及び周知を図ります。	国保年金課
就学援助費の助成	小・中学校に在学している児童生徒の保護者に対して、収入状況に応じて学用品費、給食費などの費用を援助します。	学務課
取手市育英事業	有為な人材を育成することを目的に、優良な成績でありながら、経済的理由で修学が困難な大学生・短期大学生に対して貸し付けをします。	教育総務課

項 目	内 容	所管課等
奨学金事業	県社会福祉協議会で低所得世帯の子の、高等学校・専門学校、大学の入学金・授業料など教育支援資金の貸し付けをします。	(社福)社会福祉協議会
いばらき子育て家庭 優待制度の協力	妊娠中の人や、18歳未満の子どものいる世帯が、県内の協賛店舗で買い物する際の割引カードの交付とPRに協力します。	こども政策課

3. 親・家庭・地域の教育力の向上

家庭教育とは、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、家庭における幼児期の教育がその人の一生に大きな影響を与えることから、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の充実に努めます。

また、子どもたちは、地域の中での様々な経験を通じて、心身ともに健やかに成長していくことから、家庭・地域・学校が連携し、地域ぐるみで子どもたちを育てる地域の教育力の向上を図ります。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項 目	内 容	所管課等
ブックスタート	4か月児健診時に対象者に絵本を配布します。ボランティアによる読み聞かせを通して、絵本を通じた親子の絆づくりを伝えていきます。	図書館
子育て講座	就学時健診を活用して、保護者に対し子育てに関する講座を開設します。	生涯学習課
家庭教育学級全体研修会	希望者が自由に参加できる市立の各幼小中学校の保護者を対象とした家庭教育学級全体研修会を実施します。この研修会では、人権・読書・食育を重点テーマとし、専門家による講演会を通じて、保護者の子育てについての意識や知見を高めます。	生涯学習課

4. 要保護・要支援児童などへの対応の充実

令和4年度の全国の児童虐待相談対応件数は214,843件で、統計を取り始めて以来、毎年増加しています。

児童虐待の未然防止に向け、相談や訪問等を通じ、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、児童相談所や警察などの関係機関と連携し、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応を強化します。

また、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等に対して、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関の間で情報共有を図り、対応を強化します。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項 目	内 容	所管課等
取手市要保護児童対策地域協議会	要保護・要支援児童等に対応するため、協議会の関係機関の連携強化を図り、適切な支援を検討実施します。	こども相談課
民生委員児童委員相談事業	子どもの人権を保護するため、民生委員児童委員及び主任児童委員による相談体制を充実します。	社会福祉課
児童扶養手当支給	父母の離婚などで、母または父と一緒に生活していない18歳に達した最初の3月31日までの児童の母（父）または、母（父）に代わって養育している人に、手当を支給します。	こども政策課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	母子・父子・寡婦家庭の母（父）及び子どもに対し、事業・生活・住宅・修学・就学支度資金等を低利で貸し付けができるよう県に取り次ぎます。	こども政策課
ひとり親家庭等医療費助成	申請により18歳未満の児童、もしくは20歳未満の高校在学者、または障害の状態にある児童を養育している母子及び父子家庭に対し、医療機関で保険診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します（所得制限あり）。ひとり親家庭に対し医療を簡易に受けられるようにするため医療福祉費助成制度の定着及び周知を図ります。	国保年金課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給している母または父の就労を支援する事業（県）の情報提供とアドバイスを行います。県と連携し、相談やプログラムを作成し、必要に応じハローワークとともにさらなる支援を行います。	こども政策課

項 目	内 容	所管課等
自立支援教育訓練 給付金事業	ひとり親家庭の母または父の職業能力の向上を目的とした、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（県事業）の情報の提供と、取次ぎ事務を実施します。具体的には、母子家庭の母等が能力開発講座（県主催）を受講した場合、県が訓練給付金を支給します。	こども政策課
子育て短期支援事業	保護者の疾病などの事由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を、児童福祉施設で一時的に養育・保護し、養育の支援を行います。	こども政策課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、家庭訪問等により相談支援を行います。	保健センター こども相談課
日常生活支援事業	母子・父子家庭において、一時的に日常生活に支障がある場合、介護人を派遣し、必要な介護及び乳幼児の世話をします。	こども政策課
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の悩みを解決するため、就職相談や経済的支援が図られるよう関係機関を紹介します。	こども政策課
母子家庭等高等職業 訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母または父で、生活の安定に役立つと国が指定した就職に有利な資格を取得するため、養成機関で6か月以上修学する場合に、市が給付金を支給します。	こども政策課

5. 障害のある子どもの育ちの支援

自閉スペクトラム症、限局性学習症（SLD）、注意欠陥・多動症（ADHD）などの発達障害及び医療的ケアが必要な子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心して生活をおくることができるよう、一人ひとりの希望に応じた支援へとつなげるための情報提供や相談支援、専門的な支援の充実に努めます。

また、障害等の早期発見・療育を図るための、乳幼児の健康診査などの取り組みを推進し、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項 目	内 容	所管課等
児童発達支援システム	発達に支援が必要な子どもとその家族のニーズに沿った支援を行えるよう、関係機関が連携し、適切な時期に、根拠に基づいた評価及び支援を検討実施します。	こども相談課 障害福祉課 保健センター 指導課
取手市立 こども発達センター	取手市立こども発達センターでは、発達に遅れや偏りのある乳幼児とその保護者に対して、通園指導、専門職指導、及び相談を行います。	障害福祉課
特別児童扶養手当支給	20 歳未満の精神・身体・知的に障害のある児童を養育している保護者に対して手当を支給します。	障害福祉課
障害児福祉手当支給	20 歳未満で精神・身体・知的に障害があり、その障害の程度が基準を満たす場合、在宅で生活する障害児童本人に手当を支給します。	障害福祉課
在宅障害児福祉手当の 支給	20 歳未満で精神・身体・知的に障害があり、家庭において監護している保護者に手当を支給します。	障害福祉課
自立支援医療の給付	公費負担医療制度により、心身の障害を除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療（18 歳以上）・育成医療（18 歳未満））について、医療費負担の軽減を図ります。	障害福祉課
障害児通所支援・ 障害児入所支援	児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の給付及び、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設について情報提供を行います。	障害福祉課
身体障害者（児） 補装具等交付	身体上の障害を補って、日常生活をしやすくするため、補装具の交付、修理を行います。	障害福祉課

項 目	内 容	所管課等
重度障害者（児）等の医療費の助成	申請により障害の程度が基準を満たし、身体障害者手帳等の交付を受けた者（児）が医療機関で保険診療を受けた場合、その医療費の自己負担分を助成します（所得制限あり）。障害者（児）に経済的不安がなく医療を受けられるようにするため、医療福祉費助成制度の定着及び周知を図ります。	国保年金課
重度障害者（児）日常生活用具給付	重度障害者（児）の日常生活がより円滑に行われるために、障害の種類、程度によって日常生活用具を給付します。	障害福祉課
障害児保育の充実 （インクルーシブ保育の充実）	障害のある子どもや日常的に医療的ケアが必要な子どもが日常の保育を通して、お互いの理解を深め、協力しながら共に育っていけるよう教育・保育での支援策の充実に努めます。また、保健・医療・福祉・教育その他の各関連分野と連携できるような体制を整備します。	保育課
特別支援学級の充実	特別支援学級担任及び通常の学級担任の特別支援教育に関する専門性の向上、校内支援体制の充実に図り、配慮を必要とする児童生徒への適切な支援を実施していきます。また、継続して特別支援教育担当者並びに市内教職員を対象とした研修会の充実に図ります。今後も特別な支援を必要とする児童生徒に対し、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、合理的配慮を含めた個に応じた指導を行います。	指導課
特別支援教育 就学奨励費の助成	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等の負担能力の程度に応じ、特別支援学級在籍のために必要な経費について助成します。	学務課

6. 仕事と生活の調和が図れる社会の形成

女性の社会進出により共働き世帯の増加や就労形態の多様化など、個人のライフスタイルや価値観も多様化していることから、夫婦間での子育てに関する意識改革を図り、子育てに関する様々な不安や負担感を緩和しながら、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の削減や多様な就労形態の創出等を含めた働き方改革など、企業への働きかけや情報提供を行い、仕事と子育ての両立に向けた職場の環境づくりを促進します。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項 目	内 容	所管課等
ウェルカムベビー クラス	これからはじまる赤ちゃんとの生活で、父親（パートナー）が積極的に育児に参加できるよう知識や技術を学ぶ機会として実施します。	保健センター
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日、時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施します。また、事業の実施にあたっては、保育士の確保も並行して実施します。	保育課
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。また、利用者の利便性やキャンセルへの対応の観点から、システム等の利用を推進します。	保育課
休業制度普及事業	「第四次取手市男女共同参画計画」（令和4年度～令和8年度）に掲げる重点施策「（4）ワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現」に基づき、市民・事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を推進します。	市民協働課

「子育てにやさしい地域づくり」分野で進行管理する事業

1	事業名	親子の絆づくりプログラム	所 管	保健センター					
	概 要	子育ての知識を学ぶだけではなく、助け合える仲間をつくり、親が安定した心で子どもに関わることができるように、認定資格をもった保健センターの保健師等がプログラムを実施します。	指 標	参加者の満足度（％）					
			実績値	計画値					
			R5	R7	R8	R9	R10	R11	
			97.3%	98%	98%	98%	98%	98%	
2	事業名	ブックスタート	所 管	図書館					
	概 要	4か月児健診時に対象者に絵本を配布します。ボランティアによる読み聞かせを通して、絵本を通じた親子の絆づくりを伝えていきます。	指 標	絵本の配布率（％）					
			実績値	計画値					
			R5	R7	R8	R9	R10	R11	
			98%	99%	99%	99%	99%	99%	
3	事業名	地域子育て支援拠点事業	所 管	保育課、健康づくり推進課					
	概 要	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中、地域において、子育て親子の交流、子育てに関する相談の実施、地域の子育て関連の情報提供、子育て及び子育て支援に関する講習の開催などを実施します。	指 標	施設数（か所）					
			実績値	計画値					
			R5	R7	R8	R9	R10	R11	
			5か所	6か所	7か所	7か所	7か所	7か所	

「子育てにやさしい地域づくり」分野の成果指標と目標値

様々な家庭の親が安心して子育てができ、地域全体で子育てを応援する仕組みづくりに向けた取り組み度合いを明らかにするため、成果指標と目標値を設定しました。

成果指標 1	保育所入所の待機児童数	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		3人	0人	保育課
成果指標 2	地域の子育て支援サービスや施設が利用しやすいと感じる保護者の割合	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		就学前 56.1%	就学前 70%	子ども・子育て アンケート
		小学生 48.9%	小学生 70%	
成果指標 3	子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		就学前 64.4%	就学前 80%	子ども・子育て アンケート
		小学生 58.6%	小学生 80%	
成果指標 4	障害児を受け入れ可能な認定こども園・幼稚園・保育所（園）数	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		18 か所	22 か所	保育課
成果指標 5	地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる保護者の割合	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		就学前 38.3%	就学前 60%	子ども・子育て アンケート
		小学生 43.0%	小学生 60%	
成果指標 6	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		91.8%	93%	保健センター アンケート
成果指標 7	積極的に育児をしている父親の割合	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		69.9%	75%	保健センター アンケート

第7章 子どもと親を育む環境づくり

1. 母子保健・医療環境の充実

妊娠期・出産期・乳幼児期を通じて母子の健康が確保できるよう、保健指導、健康診査や相談・各種健康教室等の充実を図るとともに、育児不安などの軽減を目的として、妊娠期から子育て期の子育て支援について、こども家庭センターの充実を図り、母子保健サービスの向上に努めます。

小児医療については、市内医療機関や専門医院などの医療機関の情報提供やかかりつけ医の推進をはじめ、小児医療受診が速やかに図られるよう、救急医療体制の充実、休日・夜間診療の充実などの地域医療体制の充実に取り組みます。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項 目	内 容	所管課等
母子健康手帳の交付	妊娠の届出があった方に対し、母子健康手帳を交付します。	こども相談課
母子健康手帳アプリ	ＩＣＴの活用により手続きを簡便に、情報を一元化することにより子育て世代の不安や負担を軽減し、安心な子育て社会に役立てます。	こども相談課 保健センター
マタニティクラス	妊娠中の方とその家族を対象に、妊娠期の健康管理から出産・育児に関する知識を学習する機会を設けます。仲間づくりの視点をもって実施します。	保健センター
妊産婦健康診査	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査受診票を交付します。	保健センター
新生児聴覚検査	初回検査及び、必要時確認検査の初回検査、必要時確認検査を一部公費負担で行います。茨城県外の医療機関でも受診できるように随時対応します。	保健センター
産後ケア事業	出産後、1年以内の母子を対象に、委託医療機関で通所や宿泊、居宅への訪問を通して心身のケアや育児のサポート等が受けられるよう実施します。	保健センター
妊産婦・乳幼児訪問指導	保健指導が必要となった妊産婦・乳幼児へ、家庭訪問によりニーズに合わせた支援を行います。	保健センター
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援についての情報提供を行うとともに、乳児や保護者の心身の状況、養育環境等について、相談・支援を行います。	保健センター
乳幼児育児相談	気軽に相談できる場として、育児相談を行います。	保健センター

項 目	内 容	所管課等
乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達の確認及び疾病などの早期発見のために、集団健診（4か月児、1歳6か月児、3歳5か月児）及び医療機関健診（1か月、生後3～7か月、生後8～11か月）を行います。 また、安心の就学（小学校入学）につなげることを目指す5歳児健診については、実施体制や医師等の専門家の確保も含め医師会等の関係機関と検討していきます。	保健センター
予防接種	感染症対策において、予防接種法に基づく定期予防接種及び任意予防接種を行う機会を提供します。	保健センター
離乳食や栄養相談	管理栄養士が発育段階に応じた離乳食や栄養の知識について学ぶ機会を提供します。	保健センター
1歳歯っぴい 歯みがき教室	幼児の、う歯予防のため、歯科相談・歯みがき指導を実施します。	保健センター
健康教室・講演会	親と子の健康の維持・増進のため、健康についての正しい知識を身につけられるよう、依頼に応じて各種の教室・講演会に講師を派遣します。	保健センター
親子教室	親子遊びや集団遊びを通じて、お子さんの成長を促進します。	保健センター
休日・夜間診療の実施	大人の休日・夜間の初期救急に対応するため、公益社団法人取手市医師会に委託し、休日・夜間緊急診療所を運営します。 また、二次救急については、重症救急患者を輪番で受け入れている常総地域の7つの医療機関に対して、運営費の一部を補助します。 なお、休日・夜間における小児救急医療については、JAとりで総合医療センター及び総合守谷第一病院が担っており、運営費の一部を補助します。その他、かかりつけ医の推進及び小児救急電話相談（#8000）の情報を広く提供します。	保健センター

2. 思春期の心身の成長を支える環境の充実

子どもたちを取り巻く家庭環境が多様化する中、教育関係者と保護者等が十分に連携し、思春期における子どもたちへの相談体制及び保健対策の充実を図り、自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど、人としての成長を支援する取り組みを推進します。

また、薬物や喫煙、飲酒等に関する教育や思春期における健やかな育ちの重要性を認識した保健対策の充実と併せて、幅広い関係者が協働し、児童生徒の安全確保及び問題行動の未然防止に努めます。

近年、潜在化しているといわれている「ヤングケアラー」に対する支援については、ヤングケアラーの正しい知識を広めるとともに、介護や世話を担うことで生じる学業の遅れや友人と過ごす時間が制限されるなど特有の課題に対する理解を深めながら、包括的な支援体制を確立し、子どもたちが健やかに成長できる社会を目指します。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項 目	内 容	所管課等
教育相談	様々な困難や課題を抱える児童生徒が増える中、子どもや保護者ができるだけ早く悩みを相談できるよう、地域の拠点としての教育総合支援センターの機能や運営の充実を図ります。また、学校と連携し、学校連携支援員、スクールカウンセラー・スーパーバイザー等を「チーム学校」の一員として連携・協働した相談体制の充実を図ります。	指導課 〔教育総合支援センター〕
思春期における健康教育	市立小中学校で、性・性感染症や薬物・薬害等に関する問題について、外部講師を招いて保健体育の授業で学習したり講演会を開催します。	指導課
適応指導教室の充実	不登校の児童生徒にとっての居場所づくりに努めるとともに、社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行います。児童生徒の在籍校と連携し、学習指導や体験活動等を計画的に行います。	指導課 〔教育総合支援センター〕
青少年センターにおける相談業務	概ね 18 歳未満の青少年及び保護者を対象に来所、電話、FAX やメールにより相談業務を行います。また、相談者が相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、専門の相談窓口とのパイプ役として相談支援を行います。	子ども青少年課
レッツトライ 高校生講座	高校生が自分のライフプランを考えるきっかけとなるよう、妊娠や出産、女性の体の仕組みを知る機会を提供します。 高校教育の現場と保健センターが連携し、内容の検討、講師選定を行い実施します。	保健センター

項 目	内 容	所管課等
ヤングケアラー 支援事業	学校生活アンケート等により支援が必要な子どもを早期に発見し、関係機関で連携して支援を行います。	こども相談課 指導課

3. 子どもの健全育成のための教育環境の向上

子どもが変化に富んだ社会の中で主体的に生きていくため、知識や学力はもとより、思考力、柔軟性、問題解決能力まで含めた幅広い能力、さらには豊かな人間性を育むことのできる環境を整えていかなければなりません。

そのため、地域や学校との連携・協力により、子どもが豊かな体験を通して成長できるよう、子ども同士で共に遊び、安心して過ごすことができる居場所、多様な体験の場、交流の場の提供を図ります。

さらに、市民の子どもの成長に対する関心を促し、関係機関、学校、家庭、地域社会との連携・協力のもと、すべての市民及び行政が一体となって、市民総ぐるみの次代を担う青少年の健全育成運動を展開します。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項 目	内 容	所管課等
放課後子どもクラブ	保護者の就労の有無を問わず、市内の小学校に通う全児童を対象に、学校施設等を開放し、異学年との交流・遊びや体験学習を通して、児童の健全育成を図ります。	子ども青少年課
子どもふれあいひろば	休日の安全な遊び場所として、公民館を利用し、地域住民が指導者として子どもたちの多様な活動を支援し、地域ぐるみでの子育て、異学年、異世代間の交流や地域交流を図ります。	生涯学習課
東京藝術大学と小中学生との交流	東京藝術大学との交流事業の一環として、市内の小中学校に芸大生を派遣し、美術並びに音楽の指導等の豊かな心を育む文化教育を行います。	文化芸術課
乳幼児とのふれあい交流	小・中学校の児童生徒が幼稚園・保育所の乳幼児とふれあうことにより、命の尊さや家族、まわりの人を思いやる心を育むことができるとともに、乳幼児の実態や接し方を理解できることを目指します。	指導課 保育課
有害図書立入調査	茨城県と連携を図り、自動販売機、コンビニエンスストア等での有害図書の立入調査を実施します。	子ども青少年課
少年の主張大会の開催	青少年の主張大会を開催し、今の社会の出来事や体験など青少年の目で捉えた発表の場を設け、青少年の健全育成に努めます。	子ども青少年課
青少年相談員による街頭指導	地区（7地区）の青少年相談員は、街頭指導活動等を実施、街頭での青少年への声かけ運動を行い、関係機関と協力して問題行動の早期発見、早期解消に努めます。	子ども青少年課

項 目	内 容	所管課等
幼保小中の校種間連携教育の推進	幼稚園・保育所（園）等から小学校への円滑な接続を意識した接続カリキュラムの策定や、小中学校における児童生徒間並びに教職員間の交流を活かした小中連携教育を推進します。	指導課
就業能力・意欲を高める教育	キャリア教育に関する実践的・体験的な活動の充実を図り、職業についてのキャリア教育や職場体験教育に取り組みます。	指導課
学校図書館－市立図書館連携事業（ほんくる）	市立小中学校の児童生徒が学校図書館に配備したオンライン端末や家庭のパソコン、スマートフォン等から市立図書館の蔵書を予約し、通学している学校で本を受け取ることができる配送システムやWEBサービスにより、子どもたちの生活環境に合わせた読書環境を整備します。	図書館
うちどく（家庭での読書）	取手市では、毎月23日を「取手市子ども読書の日」と定め、子どもの読書離れに対応する子どもの読書活動推進の基本施策として「うちどく（家庭での読書）」を推進します。	図書館
訪問型家庭教育支援事業	家庭教育支援員（元学校長）が2人1組で、訪問対象校の1年生の家庭を訪問し、保護者の話を聞くことで、家庭教育の悩みや不安を解消します。	生涯学習課

4. 親子が安心して暮らせる生活環境づくり

子どもが健やかに成長し、それぞれの家庭がライフスタイルに合わせて子育てができるよう、道路や公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を図るとともに、都市公園や子ども広場などの整備、遊具の点検、施設の修繕を実施し、子どもの健全な遊び場の提供を図ります。

また、子どもが交通事故や犯罪被害に遭うことなく、安心して安全に暮らせるよう、道路標識やカーブミラーの設置、防犯灯の整備などハード面での対策を推進するとともに、警察、保育所（園）、幼稚園、学校など関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止・防犯対策を推進します。

さらに、子どもたちに対しては、幼少期からの交通安全・防犯の教育を推進し、自ら身を守る意識の醸成を図ります。

●関連する主な事業・支援制度・施策

項 目	内 容	所管課等
小貝川 フラワーカナル事業	小貝川の河川空間を利用した花の運河の創出によって家族の憩いの場を提供します。	水とみどりの課
岡堰水辺プラザ	水辺空間を散策できる、家族の憩いの場を提供します。	水とみどりの課
交通安全教室	子どもたちを交通事故から守るため、継続して保育所（園）、幼稚園、小学校等で、交通安全教室を開催します。	安全安心対策課
防犯教室	学校において防犯講習会を開催し、児童生徒の防犯意識を高めます。	指導課
青少年健全育成団体による夏季特別街頭指導活動の推進	通称「学警連」に属する青少年健全育成団体が、夏休み期間中は非行の芽が出やすいとの考えに則り、警察署と連携し「夏季特別街頭指導」活動により問題行動の早期発見及び犯罪被害等未然防止に努めます。	子ども青少年課
こども 110 番の家	市内におけるこども 110 番の家の登録協力を促進します。防犯ブザーの携帯や学校単位で地域ボランティアの協力などと併せて、通学中の児童生徒の安全確保に努めます。	学務課

「子どもと親を育む環境づくり」分野で進行管理する事業

1	事業名	マタニティクラス	所 管	保健センター					
	概 要	妊娠中の方とその家族を対象に、妊娠期の健康管理から出産・育児に関する知識を学習する機会を設けます。仲間づくりの視点をもって実施します。	指 標	参加者数（人）					
			実績値	計画値					
			R5	R7	R8	R9	R10	R11	
			167人	180人	180人	180人	180人	180人	
2	事業名	学校図書館－市立図書館連携事業（ほんくる）	所 管	図書館					
	概 要	市立小中学校の児童生徒が学校図書館に配備したオンライン端末や家庭のパソコン、スマートフォン等から市立図書館の蔵書を予約し、通学している学校で本を受け取ることができる配送システムやWEBサービスにより、子どもたちの生活環境に合わせた読書環境を整備します。	指 標	市立小中学生の図書館蔵書利用率（％）					
			実績値	計画値					
			R5	R7	R8	R9	R10	R11	
			小学生 44%	49%	49%	49%	50%	50%	
3	事業名	こども110番の家	所 管	学務課					
	概 要	市内におけるこども110番の家の登録協力を促進します。防犯ブザーの携帯や学校単位で地域ボランティアの協力などと併せて、通学中の児童生徒の安全確保に努めます。	指 標	登録件数（件）					
			実績値	計画値					
			R5	R7	R8	R9	R10	R11	
			1,905件	1,925件	1,935件	1,945件	1,955件	1,965件	

「子どもと親を育む環境づくり」分野の成果指標と目標値

妊娠・出産期から学童期、思春期までの切れ目のない仕組みづくりに向けた取り組み度合いを明らかにするため、成果指標と目標値を設定しました。

成果指標 1	乳幼児健康診査受診率	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		99.1%	99.5%	保健センター
成果指標 2	乳児家庭全戸訪問の訪問率	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		99.6%	99.8%	保健センター
成果指標 3	将来に夢をもっている 児童生徒の割合	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		74.5%	80%	指導課
成果指標 4	小児救急医療電話相談（＃8000） を知っている親の割合 （4 か月児）	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		96.4%	98%	保健センター アンケート
成果指標 5	子どものかかりつけ医をもつ 親の割合	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		81%	95%	保健センター アンケート
成果指標 6	妊娠・出産について 満足している者の割合	現状値 R5 年度	目標値 R11 年度	データ提供
		93.3%	95%	保健センター アンケート

第8章 第五次保育所整備計画

第1節 計画策定の趣旨

本市は、市民のニーズを踏まえて充実した保育が提供できるよう、計画的に環境整備を進めるため、平成16年度から「保育所整備計画」を策定しています。

第二次計画期（平成21年度から平成26年度）では、公立保育所の3所を民営化し、個々の特徴を活かした保育サービスの提案に努め、第三次計画期（平成27年度から平成31年度）では、吉田保育所・舟山保育所の老朽化に対応するため、令和2年1月に旧取手第一中学校の跡地に取手市立井野なないろ保育所が開所しました。

第四次計画期（令和2年度から令和6年度）では第四次計画の方針に基づき、老朽化した戸頭北保育所の廃止と中央保育所の民営化を実施しました。

また、取手市立地域子育て支援センターについて、戸頭・白山・井野なないろ・藤代の市内4か所のうち、戸頭及び藤代の2施設の運営を業務委託し、運営時間延長と土曜日の運営を実施しました。

今後も本市の特色を維持しながら、より良い保育環境の構築を目指すために「第五次取手市保育所整備計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけと計画期間

1. 計画の位置づけ

本市の保育行政を推進していく上で、教育・保育（認定こども園・幼稚園・保育所）の確保方策（定員）との整合性を図り、今後の公立保育所等の整備方針・整備予定を示すために市が任意に策定する計画として位置づけるものです。

保育サービス等の実施内容や実施体制の確保については、子ども・子育て支援法により策定が義務付けられている「第三期取手市子ども・子育て支援事業計画」で定めており、本計画では、施設の整備・維持管理・運用等に係る事項について定めます。

公立保育所については、看護師など人材確保が難しいことなどの理由から民間保育所での実施が困難な「医療的ケア児」の受け入れ体制を整備したほか、国が示す「保育士配置基準」を上回る市独自の配置基準を設け、子どもの個々の発育・発達状況に応じ、健やかな成長を見守れるよう充実した保育体制を整えています。

複数担任制にすることで、安全面だけでなく、児童の特徴を捉えたきめ細やかな対応を行っています。さらに、配慮が必要な児童への対応として、全保育所に加配保育士を配置し手厚い保育を実施しており、関係機関と連携しながら児童の成長にあった適切な支援につなげています。

地域子育て支援センターについては、公立4施設のほか、地域に密着した子育て支援と民間による視点から民間施設での特色ある運営を支援します。これにより現在4か所ある公立地域子育て支援センターの今後の在り方について検討します。

民間施設については定員確保の役割のほか、提供体制の充実・確保を図り、一時保育・病児保育の実施か所の充実により、利用年齢や保育時間の拡大など柔軟な対応とサービスの提供を拡充し、保護者の多様な就労形態やニーズに応えることを期待しています。

国や県の補助金制度を活用し、市の財政負担の軽減を図りながら施設整備などの支援をすることで保育機能を拡充していきます。

■公立施設と民間施設の役割

項目	公立施設	民間施設
定員確保	利用者の選択肢の確保と定員確保の調整機能	定員確保の中心的な役割
子育て支援拠点機能 (地域子育て支援センター)	一部業務委託等を検討	各保育園の理念・方針等に基づいた事業の実施
利用年齢や保育時間の拡大	維持継続	施設により拡大・充実
こども誰でも通園制度	実施に向けた調整	施設により実施
医療的ケア児など支援を要する児童の保育	施設により実施	施設により実施
その他期待される機能	・養育上の特別な問題を抱える家庭（保護者及び乳幼児）への支援 ・緊急一時的な保育への対応	・病児保育 ・延長保育 ・駅前保育

2. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年計画となります。

3. 教育・保育提供区域の見直し

本計画から教育・保育提供区域の見直しをしています。

従来の計画では、中学校区を基本として市内の4区域（取手第一中学校区域、取手第二中学校区域、戸頭・永山中学校区域、藤代・藤代南中学校区域）毎のニーズに合わせた教育・保育計画をそれぞれの区域毎に策定していました。

第五次保育所整備計画では、これを統合して市全体一区域とします。

市全体一区域と考えることは、区域内で対応できない児童数の増減や、様々なニーズの増減を市内全域で見込み、利用者の選択の幅を広げることを目的としています。

本計画より市全体一区域としますが、今後もきめ細やかなニーズを把握するため、ニーズ調査は従来どおり4区域で実施していく予定です。

第3節 施設整備の具体的なスケジュール

1. 保育施設整備について

令和7年度から令和11年度にかけての公立保育所整備については、市内にある4つの保育所を維持・管理していくことを計画しています。

令和8年度より義務化される「こども誰でも通園制度」が円滑に開始できるよう、制度の整備や利用者への案内について対応していきます。

2. 現状と第五次の整備計画

(1) 公立保育所

■施設概要

下記の市内4施設の定員数を維持し、適正な保守管理を継続していきます。

No.	保育所名	建築年	構造・規模	延べ面積	定員
1	永山保育所	2009年	鉄骨造2階	978.85㎡	100人
2	井野なないろ保育所	2019年	鉄骨造1階	2,312.55㎡	220人
3	白山保育所	1999年	鉄骨造2階	1,581.11㎡	130人
4	久賀保育所	2008年	鉄骨造2階	1,272.24㎡	132人

■管理整備予定

No.	保育所名	保守点検整備	建物保全管理 ※1	施設整備（改修・建替え等）
1	永山保育所	2026・2029年度	計画的改修	実施予定なし
2	井野なないろ保育所		実施予定なし	
3	白山保育所		実施予定なし	
4	久賀保育所		計画的改修	

※1 屋根・外壁・内装・建具・電気通信設備・空調設備・給排水・ガス

(2) 子育て支援拠点機能（地域子育て支援センター）

子育て支援拠点機能については、令和6年4月より戸頭地域子育て支援センター及び藤代地域子育て支援センターの運営を業務委託しました。これに伴い運営時間の拡大と土曜日の運営を実施しています。

令和6年10月より、子ども・子育て支援交付金を利用した業務委託施設として藤代駅前地域子育て支援センター「フジシロン」が開園しました。

今後も柔軟な子育て支援をしていく目的から、地域に密着しニーズにあった民間施設への拡充を支援していくことで、公立の在り方について検討します。

■管理整備予定

No.	保育所名	現状	第五次の整備計画
1	戸頭地域子育て支援センター	業務委託	業務委託の継続 管理運営方法について 検討
2	井野なないろ地域子育て支援センター	公営	
3	白山地域子育て支援センター	公営	
4	藤代地域子育て支援センター	業務委託	

(3) 教育・保育施設等の分布

- 公立保育所4か所・私立保育園9か所・認定こども園11か所・幼稚園3か所・地域型保育事業1か所
- 地域子育て支援センター公立4か所・私立1か所



※令和7年3月31日現在

※令和8年度の開園に向けて、

取手駅前に賃貸テナント活用型保育園の整備を計画

(4) 待機児童の現状と対策

待機児童は、令和3年度から大きく減少しています。令和2年4月に24人発生した待機児童は、令和3年4月及び令和4年4月ともに0人となりましたが、その後令和5年4月及び令和6年4月には3人の待機児童が発生しています。

令和5年度以降の待機児童発生の原因は、保育施設や保育士不足によるものではなく、特別な支援を要する児童であったことから、受け入れ体制が整わず入所させることができなかったことが挙げられます。

今後は、公立施設において支援に合わせた職員確保や研修を実施することで受け入れ体制を整えるとともに、適切な支援施設との連携を図り、待機児童解消につながる対策を実施していきます。

■待機児童数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数	24人	0人	0人	3人	3人

※各年度4月1日現在

第9章 計画の推進

1. 計画の周知・広報

本市が目指す子ども・子育て支援は、子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、当事者が子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

計画の推進を図るには、子どもと子育て家庭への支援に対する市民意識の醸成が不可欠であるため、計画の趣旨や基本理念、基本目標や施策・事業等の取り組みについて、関係者・団体へ積極的に周知するとともに、広報やホームページなど様々な媒体を活用して広く市民に周知します。



2. 計画の推進体制

計画を推進するためには、子ども・子育て家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関・団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けて、それぞれに積極的な姿勢が求められています。

推進の核となる行政は、庁内の関係各課、学校、関係機関・団体と連携を強化し、計画に掲げる施策・事業に取り組むとともに、教育・保育事業者、市民との連携を一層強化し、広く意見を取り入れながら、支援施策の充実を図っていきます。

また、社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう、取手市全体で計画に取り組んでいく必要があります。



(1) 行政の役割

子ども・子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの権利の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画を推進する上で基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと、計画における基本理念の実現を目指します。

（２）家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいては、家庭は子どもの人格形成の土台であり、生きる力を身につける基礎的な場であると同時に、子どもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。

女性の就業率が高まる中、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。夫婦と子どもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、お互い助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

（３）地域の役割

核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上など、社会情勢の変化により地域による子育てへの関与が少なくなっています。

子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。

地域住民や各種団体が連携・協力しながら包括的に地域の子どもを育てていかななくてはなりません。子育て家庭が孤立することのないよう、地域による子育て家庭の支援が重要です。

（４）教育・保育施設・学校等の役割

様々な人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。

また、子育て支援事業者・団体は、地域の子育て支援を支える最前線に立つ存在です。子ども・子育て支援法や児童福祉法等に基づき、地域のニーズに合ったサービスを提供していくことが求められます。さらには、子どもの発達状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。

（５）企業の役割

人口減少が進む中、女性の活躍がこれまで以上に求められていますが、女性の社会進出を阻む要因の一つとして、出産・育児と仕事の両立があります。

職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取り組みを進めていく必要があります。

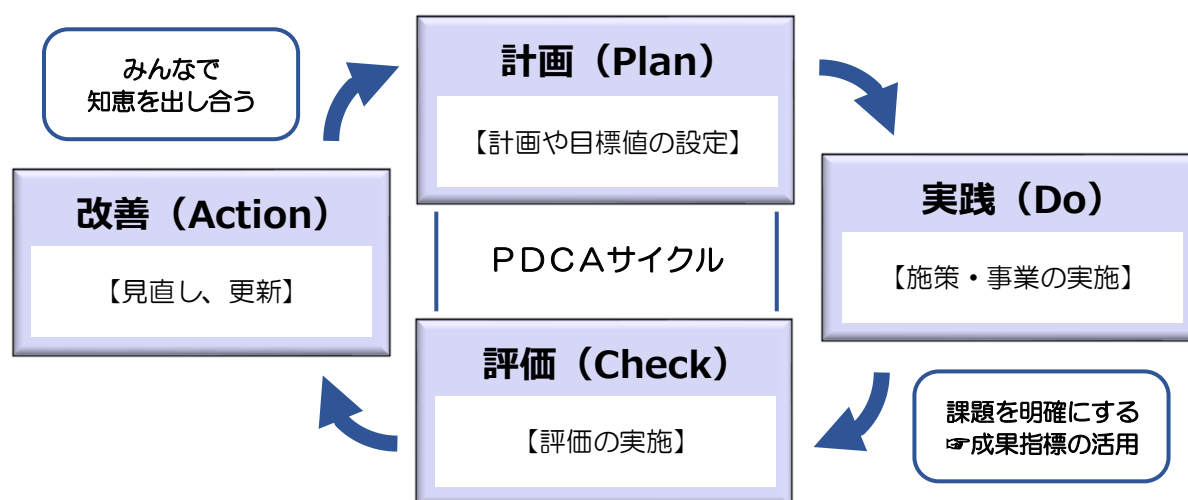
3. 計画の進行管理

計画の進捗管理及び実施状況の評価は、こども政策課が中心となり、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握し、計画の進行を管理します。

また、市の附属機関である「取手市児童福祉審議会（取手市子ども・子育て会議）」へ計画の進捗状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画を推進していきます。

計画の着実な推進のため、計画（Plan）し、実践（Do）することはもちろん、第三期計画で設定した成果指標と目標値等を適切に評価（Check）、改善（Action）し、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、進行管理を行います。

〈進行管理のPDCAサイクルのイメージ〉



資料編

1. 計画策定の経過

(1) 取手市児童福祉審議会（開催日は事前公表）

令和5年度

第2回 審議会の開催（10/31）

【報告事項】

- ①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画スケジュールについて
- ②保育施設における医療的ケア児支援事業について
- ③医療的ケア児ガイドライン（案）について
- ④医療的ケア児保育所等入所検討会議設置要綱（案）について

第3回 審議会の開催（11/29）

【審議事項】

- ①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（案）について
- ②その他

第4回 審議会の開催（3/27）

【審議事項】

- ①取手市保育所整備計画について

【報告事項】

- ①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果報告について
- ②医療的ケア児の受け入れ体制の整備について

令和6年度

第1回 審議会の開催（5/29）

【審議事項】

- ①公募事業者による取手駅前民間保育園整備計画（案）について
- ②取手市教育・保育提供区域の見直しについて

【報告事項】

- ①取手市こども計画（仮称）について

第2回 審議会の開催（8／21）

【審議事項】

- ①第二期取手市子ども・子育て支援事業計画の実績報告及び第三期取手市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- ②民間保育施設による子ども・子育て支援交付金を活用した子育て支援センターの運営について

【報告事項】

- ①保育士確保方策のための補助金の見直しについて（案）
- ②取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者募集要項の決定及び募集の実施について

第3回 審議会の開催（11／21）

【審議事項】

- ①取手市こども計画（仮称）について
- ②第三期取手市子ども・子育て支援事業計画（素案）及びパブリックコメントについて

【報告事項】

- ①取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者の選定結果について

第4回 審議会の開催（1／29）

※第三期取手市子ども・子育て支援事業計画に関する案件はありません。

第5回 審議会の開催（3／24）

【報告事項】

- ①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画に伴うパブリックコメントの結果報告について
- ②取手市こども計画に伴うパブリックコメントの結果報告について

【審議事項】

- ①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- ②取手市こども計画の策定について

市長への答申 （3／24）

（2）取手市保育行政推進検討委員会

令和5年度

第2回 検討委員会の開催（10／20）

【検討・報告事項】

- ①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて
- ②取手市保育所等における医療的ケア児の受け入れについて

令和6年度

第1回 検討委員会の開催（5/24）

【報告事項】

- ①こども計画について

【審議事項】

- ①取手駅前保育所整備計画（案）について
- ②教育・保育提供区域設定の考え方について

第2回 検討委員会の開催（8/7）

【審議事項】

- ①第三期取手市子ども・子育て支援事業計画の策定について
- ②民間保育施設による子ども・子育て支援交付金を活用した子育て支援センターの運営について
- ③保育士確保方策のための補助金の見直しについて（案）

【報告事項】

- ①取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者募集要項の決定及び募集の実施について

（3）基礎資料の収集（量の見込を設定するための各調査）

「取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」

【調査対象】

- ・就学前児童の保護者：1,000 件配布／584 件回収／回収率 58.4%
- ・小学校児童（就学児童）の保護者：1,000 件配布／584 件回収／回収率 58.4%
- ・妊婦：256 件配布／154 件回収／回収率 60.2%

（4）基礎資料の公開

- ・「取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果報告を取手市ホームページで公開。
- ・「取手市子ども・子育て支援に関するアンケート調査【結果報告書】」冊子を藤代庁舎（藤代総合窓口課）、取手支所、取手図書館、常陽建設ふじしろ図書館、各地域子育て支援センター、こども発達センター、TAC 取手グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンター、取手ウェルネスプラザ、各公民館で閲覧とした。

（5）計画素案に関する意見聴取

- ・意見募集期間 令和6年11月25日（月）～12月24日（火）
- ・意見募集方法 取手市市民意見公募手続（パブリックコメント手続）に関する要綱
- ・意見募集結果 6人、25件、6項目

(6) 計画の整合性の調整

- ・取手市庁議（市長、副市長、各部長で構成）

調査結果、計画概要、意見公募実施・結果

- ・取手市内部協議

計画の上位計画（総合計画）及び子ども・子育て支援法に関連する分野計画（教育振興基本計画・地域福祉計画・障害者福祉計画・母子保健計画）、さらに整備計画（保育所整備計画）を所管する部署と、子ども・子育て支援制度実施主体部署（健康づくり推進課・保健センター・子ども青少年課・子育て支援課）において協議・調整・作業を実施した。

2. 諮問

取市発第 211 号
令和6年8月21日

取手市児童福祉審議会
委員長 金 田 冬 彦 様

取手市長 中 村 修

取手市第三期子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

取手市第三期子ども・子育て支援事業計画について、取手市児童福祉審議会設置条例第3条に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

諮問事項 取手市第三期子ども・子育て支援事業計画の策定について

取手市第二期子ども・子育て支援事業計画の期間（令和2年度～6年度）が終了することに伴い、市民の子育て状況や子ども・子育てに関する要望・意見等を把握するためのニーズ調査等を踏まえ、パブリックコメントを実施の上、取手市第三期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～11年度）案を策定することとなっております。

計画策定にあたりましては、子ども・子育て支援法第61条に基づき、計画内容について、子育て分野における幅広い御見識と多角的な視点から、ご意見を頂戴したく諮問いたします。

以上

3. 答申

令和7年3月24日

取手市長

中村 修 様

取手市児童福祉審議会

委員長 金田 冬彦

第三期取手市子ども・子育て支援事業計画の答申について

令和6年8月21日付取市発第211号で諮問された「第三期子ども・子育て支援事業計画」の策定に関し、別添のとおり答申いたします。

「未来を担う世代を育むまち取手」の基本理念のもと、第二期の取り組みを継承しながら、子育て世帯への支援の拡充を図り、計画が着実に実行されることを会議の総意として希望します。

以上

4. 取手市児童福祉審議会設置条例

昭和34年4月1日

条例第5号

改正 昭和62年7月3日条例第25号

平成19年3月29日条例第21号

平成25年6月27日条例第26号

平成31年3月20日条例第7号

令和5年3月17日条例第6号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項その他の事項について調査審議するため、取手市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項に関し調査審議する。

- (1) 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項に係る調査審議その他子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (3) 地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童の保護、保健その他福祉に関する事業に従事する者
- (2) 児童の保護者
- (3) 事業主
- (4) 児童福祉に関し優れた識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員

3 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の権限）

第6条 委員長は、会務を総理する。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第7条 審議会は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（規則への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年条例第25号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成19年条例第21号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成25年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年条例第7号）

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

付 則（令和5年条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

5. 取手市保育行政推進検討委員会設置要綱

平成18年5月30日

告示第98号

改正 平成20年3月31日告示第68号

平成20年7月31日告示第153号

平成22年3月30日告示第63号

平成27年3月31日告示第57号

平成28年3月31日告示第79号

（設置）

第1条 本市の保育行政の円滑な推進を図るため、取手市保育行政推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、保育サービスの充実に向けて保育所のあり方と行政の役割について調査、検討する。

（組織）

第3条 検討委員会の組織は、次の表のとおりとする。

委員長	福祉部長
副委員長	福祉部次長
委員	人事課長 政策推進課長 財政課長 公共施設整備課長

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 検討委員会の庶務は、福祉部において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則（平成20年告示第68号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年告示第153号）

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則（平成22年告示第63号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成27年告示第57号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年告示第79号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

6. 取手市児童福祉審議会委員名簿

分野	氏名	所属（推薦団体）・職名	備考
保 育	金田 冬彦	取手ブロック保育協議会 社会福祉法人明德福祉会 取手保育園	委員長
地 域 福 祉	海老原 直利	取手市民生委員・主任児童委員協議会 会員（主任児童委員代表）	副委員長
有 識 者	森 貞美	聖徳大学 教育学部 児童学科	
事 業 主	芝沼 雅敏	一般社団法人 茨城南青年会議所	
子育て世代	船田 恵子	取手市保育所父母の会連絡協議会 会長（白山保育所内）	令和6年 4月1日～
幼 児 教 育	小林 路津子	取手市幼稚園連合会 認定子ども園 取手幼稚園	
保 健 医 療	寺内 真理子	J Aとりで総合医療センター 小児科 医師	
児 童 福 祉	小方 勝道	茨城県土浦児童相談所 副所長	
地 域 安 全	小山 義也	茨城県取手警察署 生活安全課少年係 係長	
学 校 教 育	丸山 信彦	取手市教育委員会 指導課 課長	

【任期】令和5年11月25日～令和7年11月24日

7. 取手市保育行政推進検討委員会委員名簿

区分	役職	氏名	備考
委員長	福祉部長	鈴木 文江	
副委員長	福祉部次長	佐藤 睦子	こども政策室長
委員	人事課長	軽部 幸雄	総務部次長
委員	政策推進課長	高中 誠	
委員	財政課長	谷池 公治	
委員	公共施設整備課長	原部 英樹	財政部次長

第三期取手市子ども・子育て支援事業計画

【令和 7 年度～令和 11 年度】

令和 7 年 3 月

発 行：茨城県取手市

編 集：取手市 福祉部 子育て支援課

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地

TEL：0297-74-2141（代表）

FAX：0297-73-7016

URL：<https://www.city.toride.ibaraki.jp>

※令和 7 年 4 月より組織が変更となり、本冊子内の課名は、新しい課名となっています。



取手市